

名古屋市総合計画 2 0 1 8

平成30年度に向けた施策推進の方針

平成30年3月

名古屋市

目 次

1	はじめに	1
2	名古屋市総合計画 2018 の実施状況	2
3	計画策定後の主な状況変化等	5
4	平成 30 年度の施策推進における基本的な考え方	7
5	戦略別シート	10
6	施策別シート	13

1 はじめに

本市では、平成 26 年（2014 年）10 月、「世界のナゴヤ、本物ナゴヤ、ぬくとい市民」の実現をめざして、15 年先の将来を見据えたまちづくりの方向性を明確化するとともに、本市のめざす都市像を実現するために取り組む施策等を明示するため、「名古屋市総合計画 2018」を策定しました。

計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画の実施状況を把握し、公表[※]するとともに、計画策定後の社会経済情勢の変化やそれにもなう新たな課題、計画の実施状況をふまえて、翌年度以降の施策の方向性などを「施策推進の方針」としてとりまとめることとしています。

このたび、平成 30 年度に向けた「施策推進の方針」をとりまとめました。

今後、この方針に基づいて施策・事業を実施し、名古屋市総合計画 2018 の着実な推進をはかっていきます。

※平成 29 年 9 月、「名古屋市総合計画 2018 平成 28 年度の実施状況」を公表しました。

2 名古屋市総合計画2018の実施状況

(1) 成果指標の進ちょく状況

計画掲載の132成果指標について、平成28年度の進ちょく状況は、およそ6割の指標が概ね順調に進ちょく（AまたはBに該当）しています。

めざす都市像等	進ちょく状況別指標数				
	A	B	C	D	合 計
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	16	9	7	9	41
災害に強く安全に暮らせるまち	10	7	1	3	21
快適な都市環境と自然が調和するまち	10	8	6	8	32
魅力と活力にあふれるまち	10	3	4	9	26
市政運営の取り組み	6	3	2	1	12
合 計	52	30	20	30	132

成果指標について、平成30年度の目標値の達成に向けて、平成28年度の実績値がどのような進ちょく状況にあるかを、A、B、C、Dで示しています。

成果指標	進ちょく状況	基 準
	A	各年度の基準値を達成しているもの (各年度の実績値－計画策定時の値)／各年度の基準値 $\geq$ 100%
	B	各年度の基準値の50%以上100%未満のもの $100\% > (\text{各年度の実績値} - \text{計画策定時の値}) / \text{各年度の基準値} \geq 50\%$
	C	計画策定時の値以上であり、各年度の基準値の50%未満のもの $50\% > (\text{各年度の実績値} - \text{計画策定時の値}) / \text{各年度の基準値} \geq 0\%$
	D	計画策定時の値を下回っているもの $0\% > (\text{各年度の実績値} - \text{計画策定時の値}) / \text{各年度の基準値}$

(注) 原則として、計画策定時の値と平成30年度の目標値との直線補間により、各年度の基準値※（計画策定時の値との差分）を算出し、上表のとおり判定しています。

※各年度の基準値＝（平成30年度の目標値－計画策定時の値）×（経過年数／5）

(2) 事業計画の進ちょく状況

計画掲載の467事業について、平成28年度の進ちょく状況は、およそ9割の事業が順調に進ちょくしています。

めざす都市像等	進ちょく状況別事業数				
	☆☆☆ 順調	☆☆ やや遅れ	☆ 遅れ	－ 見直し等	合 計
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	140	10	0	1	151
災害に強く安全に暮らせるまち	72	5	0	0	77
快適な都市環境と自然が調和するまち	81	14	0	0	95
魅力と活力にあふれるまち	101	6	0	1	108
市政運営の取り組み	35	1	0	0	36
合 計	429	36	0	2	467

事業計画について、平成28年度の実績が平成26～30年度の計画事業の達成に向けてどの程度進ちょくしたかを、次の4種類の記号で示しています。

事業計画	進ちょく状況	基 準
	☆☆☆ 順調	計画事業量等に対し、順調に進ちょくしているもの
	☆☆ やや遅れ	計画事業量等に対し、やや遅れが見受けられるもの
	☆ 遅れ	計画事業量等に対し、遅れが見受けられるもの
	－ 見直し等	事業内容・事業量等を全面的に見直したもの など

(注) 毎年ほぼ一定の事業量を実施する事業においては、平成28年度の実績が1年分の事業量のおおむね8割以上であれば「☆☆☆」、おおむね5割以上であれば「☆☆」、5割に満たなければ「☆」を付しています。ただし、前年度までに計画目標を達成した事業については「☆☆☆」を付しています。

進ちょく状況が「☆☆（やや遅れ）」の事業名（一覧）

めざす都市像等	事業名		
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	歯科 ^{こうくう} 口腔保健対策の推進	がん対策の推進	特定健康診査・特定保健指導の実施
	重症心身障害児者施設の整備・運営	発達障害対応施策の実施	不登校に対する取り組み
	学校規模の適正化(小規模校対策)	子ども読書活動	生涯学習センターの運営
	審議会等における女性委員の登用促進		
災害に強く安全に暮らせるまち	民間建築物の耐震化	地下鉄構造物の耐震補強	都市防災不燃化促進事業の推進
	住宅市街地総合整備事業の推進	消防団員の充足率の向上	
快適な都市環境と自然が調和するまち	市民農園・市民水田等の設置	チャレンジファーマーの育成	鳴海駅前第二種市街地再開発事業の推進
	組合施行土地区画整理事業の促進	市施行土地区画整理事業の推進	有料自転車駐車場の整備
	自転車走行空間の整備	市営住宅の建設	定住促進住宅における子育て支援
	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	環境保全設備資金融資	住宅への創エネルギー機器の導入促進
	分別・リサイクルの推進	事業系ごみの減量・資源化の推進	
魅力と活力にあふれるまち	ささしまライブ 24 地区の整備推進	名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進	美術館の運営
	揚輝荘の保存・活用	科学館の運営	中小企業振興センターの運営
市政運営の取り組み	公共事業用地の代替地等の処分		

（３）実施状況をふまえた総括

平成 28 年度は、名古屋市総合計画 2 0 1 8（計画期間：平成 26～30 年度）の 3 年目（中間年度）であり、計画に掲げた施策・事業を着実に推進した結果、概ね順調に進ちょくしました。

今後、最終年度における目標達成に向けて、順調に進ちょくしている施策・事業については、引き続き着実に推進し、より高い成果をめざすこととし、目標達成に向けてやや遅れがみられる施策・事業については、より一層積極的な対応をしていく必要があります。

3 計画策定後の主な状況変化等

(1) 本市の人口等の動き

平成 29 年 10 月 1 日現在の本市の人口は、前年より 9,331 人増の 231 万 4,125 人で、平成 9 年以降 21 年連続で増加し、過去最高となっています。

平成 29 年（平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までの 1 年間）の人口動向をみると、自然増減数（出生数－死亡数）において 2,052 人の自然減（前年比 1,058 人減）となり、平成 25 年以降 5 年連続で自然減となりました。親となる世代の減少などを背景に少子化が続く中、高齢化の進行による死亡数の増加とあいまって、本格的な自然減の局面を迎えつつあります。

一方、社会増減数（転入数－転出数）においては、転入者の増加により 11,383 人の社会増（前年比 1,233 人増）となり、平成 23 年以降 7 年連続で社会増となりました。ただし、地域別の社会動態をみると、関東に対してのみ転出超過（平成 29 年は△3,068 人）となっています。

なお、平成 29 年 10 月 1 日現在の人口構成比をみると、15 歳未満の年少人口の割合は 12.4%と前年と比べて 0.1 ポイント低下、15～64 歳の生産年齢人口の割合は 62.9%と 0.2 ポイント低下しているのに対し、65 歳以上の高齢者人口の割合は 24.7%と前年より 0.2 ポイント上昇しており、少子化・高齢化にともなう人口構造の変化は着実にすすんでいます。

(2) 地方創生に関する取り組み

わが国における急速な少子化・高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国においては、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においては、近い将来、人口減少に転じることが予想される中、国が掲げる「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」という方向性をもとに、名古屋市総合計画 2018におけるこれらに対応するための施策の着実な推進を支えるため、5 か年の目標などを示す「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 3 月に策定しました。

（３）南海トラフ巨大地震への対応

駿河湾以西の太平洋岸の沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念される中、本市においては、独自の被害想定をふまえた震災対策を早期にすすめるため、平成 26 年 10 月に「名古屋市震災対策実施計画」を策定しました。

平成 27 年 10 月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{きょうじん}靱化基本法」に基づき、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「名古屋地域強^{きょうじん}靱化計画」を策定しました。

なお、平成 28 年熊本地震の教訓をふまえ、本市の防災・減災対策をより一層強化していくことが求められています。

（４）リニア中央新幹線の開業等への対応

平成 39 年のリニア中央新幹線品川・名古屋間の開業に向けて、平成 26 年 10 月に中央新幹線品川・名古屋間の工事实施計画が認可されるとともに、平成 28 年 12 月にはリニア名古屋駅の本格的な工事が着手されました。

本市においては、平成 26 年 9 月に策定した「名古屋駅周辺まちづくり構想」に位置づけた取り組みごとに設置したプロジェクト調整会議において、関係事業者との協議・調整をすすめています。平成 30 年 3 月には、交通施設の整備内容を具体化するための方向性を示す「名古屋駅周辺交通基盤整備方針」を策定しました。

（５）観光文化交流の推進

平成 29 年の訪日外国人旅行者は 2,800 万人を突破し、訪日外国人旅行消費額も 4.4 兆円を超え、過去最高となりました。平成 32 年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを契機にさらなる訪日外国人の増加が見込まれる中、国においては、ビザ要件の戦略的緩和や受入環境整備、MICE の誘致・開催促進などの取り組みを加速し、訪日外国人旅行者数を平成 32 年に 4,000 万人、平成 42 年に 6,000 万人とする目標を掲げています。

本市においては、平成 28 年 4 月に観光文化交流局を設置し、国内では首都圏や関西圏、海外ではアジア地域を中心とした観光プロモーションの実施や、MICE の誘致推進など交流促進に積極的に取り組むとともに、第 20 回アジア競技大会の開催決定やリニア中央新幹線開業により大きく変貌^{へんぼう}する名古屋を見据えて、平成 29 年 3 月に「名古屋魅力向上・発信戦略」を策定しました。

また、平成 29 年 4 月には、金城ふ頭にレゴランド®・ジャパンおよびメイカーズ ピアが開業しました。

4 平成 30 年度の施策推進における基本的な考え方

平成 30 年度は、名古屋市総合計画 2 0 1 8（計画期間：平成 26～30 年度）の最終年度であることから、成果指標の目標値および掲載事業の計画目標を達成できるよう、取り組みをより一層積極的に推進していく必要があります。

こうした認識のもと、引き続き名古屋市総合計画 2 0 1 8 に掲げる「4 つの都市像」の実現に向けた取り組みおよび「市政運営の取り組み」をすすめることとし、特に「重点戦略」を推進する取り組みについては、優先的にすすめることとします。とりわけ、経済の活性化や、名古屋の魅力向上につとめ、世界に冠たる大都市ナゴヤをめざします。

《「4つの都市像」と「市政運営の取り組み」》

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち ●人権^{きずん}と絆が大切にされるまち ●子ども、若者、女性、高齢者、障害者や外国人など誰もが不安なく自立して過ごせるまち ●一人ひとりがいきいきと自分らしく生活できるまち	都市像2 災害に強く安全に暮らせるまち ●地震や豪雨など災害に強いまち ●犯罪や事故が起こりにくいまち ●地域が一体になって安全確保に取り組むまち
都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち ●快適な都市環境の中で気持ちよく暮らせるまち ●自然が身近に感じられるうるおいのあるまち ●都市と自然が調和する心がやすらぐまち	都市像4 魅力と活力にあふれるまち ●魅力と活力にあふれ、住みたくなるまち ●魅力と活力にあふれ、行きたくなるまち ●市民が誇りに思えるまち
市政運営の取り組み ●市民主体の市政運営 ●将来を見据えた市政運営	

《「重点戦略」と「重点戦略を推進する取り組み」》

重点戦略1 子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます	
安心して子育てできる環境づくり	多様化する子育て世代のニーズに応えるため、妊娠期から出産・育児、子ども・若者の自立まで、切れ目のないきめ細かな支援を行います。また、子ども一人ひとりの個性を大切に、児童・生徒が安心していきいきと学校で過ごすことができる環境を整えます。
助け合いながら暮らせる地域づくり	コミュニティ機能の低下によって引き起こされる孤立化など、地域の問題を解決するため、行政だけでなく、地域住民、NPO、大学等が連携・協力して取り組む地域での体制づくりをすすめます。また、多くの元気な高齢者が豊富な経験を活かせるような活躍の場を創出し、社会の支え手として活躍できるよう支援していきます。

重点戦略２ 市民・企業・行政の総力で大規模災害に備えます	
自ら備え自ら守る自助力の向上	市民・企業に対して大規模災害に対する意識啓発を行い、適切な避難行動のガイドラインを示すとともに、防災教育を充実させ、防災対策の促進や適切な避難行動の普及を幅広い世代に対してはたらきかけることで、市全体の自助力を向上させます。
みんなで助け合う地域コミュニティの醸成	地域の特性に応じた避難行動の検討・支援や、災害時に援護が必要な人の安否確認および避難誘導などを行う助け合いの仕組みづくりをすすめるとともに、避難所の開設・運営を効率的にすすめることにより、みんなで助け合うコミュニティづくりをすすめます。
都市防災機能強化による強靱な名古屋の創出	大規模災害に備え、被害を未然に防ぎ、また被害の最小化をはかるため、他の施策の指針となる計画を策定します。 また、都市基盤施設の耐震化や、関係行政機関とともに基幹となる広域防災拠点の整備検討など、災害時における被害を最小化し、圏域の早期復旧・復興もリードできる安定的な経済・社会活動の確保をはかります。
重点戦略３ 国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります	
リニア中央新幹線を見据えた都心部の魅力づくり	ターミナル機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかり、国際的・広域的な拠点として、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」をめざします。都心のシンボル空間の形成をめざして、久屋大通公園などの公共空間の再生、民間再開発の促進、 ^{かいわい} 界隈性の充実による魅力にあふれたまちづくりをすすめます。
「また来たい」ナゴヤの創出と地域の活性化	名古屋らしい魅力を創出し、魅力を国内外に発信するとともに、観光案内などを強化しておもてなしを充実します。
ものづくり経済圏の中核都市ナゴヤの実現	日本の真ん中という地の利や、ものづくり産業の集積を活かし、次世代産業の育成や、国内有数の産業交流拠点の形成をすすめます。

5 戦略別シート

戦 略	1	子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます
-----	---	--------------------------------

基本的な考え方	○若い世代・子育て世代に選ばれるまちづくりを最優先にすすめる。 ○元気な高齢者を増やし、地域における助け合いの仕組みづくりをすすめることで、地域の活力を高める。
---------	--

■今後の課題および取り組み方針

【安心して子育てできる環境づくり】

- 国定義に基づく保育所等利用待機児童数ゼロは4年連続達成したものの、希望する保育所等を利用できない児童がいまだ多数いることから、民間保育所等の整備補助や、賃貸方式による民間保育所の設置、幼稚園における預かり保育の拡充など、引き続き待機児童対策をすすめます。
- 児童生徒が抱えるいじめや不登校につながる問題の未然防止や早期発見につなげるため、SC（スクールカウンセラー）を増員し配置校数を増やすとともに、SSW（スクールソーシャルワーカー）についても増員するなど、子ども応援委員会の体制強化をはかります。
- 民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置を拡充するとともに、引き続き子ども・若者総合相談センターの運営を行うなど、子ども・若者の自立に向けた支援につとめます。

【助け合いながら暮らせる地域づくり】

- 高齢者が医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅歯科医療・介護連携推進事業の全区拡大などにより在宅医療と介護の連携を一層推進するとともに、民間特別養護老人ホームの整備補助をはじめとした介護基盤の整備をすすめるほか、地域支えあい事業を実施することなどにより、地域包括ケアシステムの実現をはかります。

基本的な
考え方

- 市民・企業・行政の総力を結集し、災害による被害を出さないようにするための防災と、被害を最小限に抑えるための減災をすすめる。
- 市民一人ひとりが自分や家族の命を守る「自助」、地域における助け合いで守る「共助」、そして行政が担う「公助」により、防災力を総合的に高める。

■今後の課題および取り組み方針

【自ら備え、自ら守る自助力の向上】

- 災害時における被害の軽減をはかるため、市民一人ひとりの危機意識の向上や、よりきめ細やかな防災指導に取り組むとともに、家具の固定ができるボランティアの養成および派遣実施区を拡大するなど、家庭の防災対策を促進します。
- 住宅の耐震診断や耐震補強を促進するため、利用者にとってより使いやすい耐震化施策の制度設計につとめます。また、耐震化に躊躇^{ちゅうちよ}する方が耐震化の必要性について理解を深められるよう、地域における啓発活動につとめます。

【みんなで助け合う地域コミュニティの醸成】

- 市民一人ひとりが主体的かつ適切に避難し、災害時における人的被害の軽減がはかれるよう、地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所開設・運営訓練を展開するなど、地域防災力の向上につとめます。
- 大規模災害時における帰宅困難者対策を推進するため、退避施設等のさらなる確保に向けた取り組みや、帰宅困難者用防災備蓄物資の拡充、帰宅困難者数の再推計をふまえた次期名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の策定など、官民連携による取り組みをすすめます。

【都市防災機能強化による強^{きょうじん}靱な名古屋の創出】

- 災害に強いまちづくりをすすめるため、市営住宅、橋りょう、排水施設、上下水道施設、地下鉄施設等の耐震化をすすめます。
- 区役所や消防施設の機能強化のため、非常用電源設備の更新・強化をすすめます。
また、避難所となる施設の窓ガラスの飛散防止対策や、大規模ホール等における天井等落下防止対策をすすめます。
- 災害発生時における消火活動に支障をきたすことがないよう、防火水槽の耐震補強をすすめます。

戦略	3	国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります
----	---	-------------------------------

基本的な考え方	○名古屋大都市圏全体の市民・企業など多様な主体で連携をすすめる。 ○本市を核とした自治体間の連携基盤を強化し、圏域の成長の方向性を共有するとともに、広域的な取り組みを積極的に展開する。 ○集積する産業や商業などの強みを強化することで、圏域の中心都市としての重要性を高める。
---------	---

■今後の課題および取り組み方針

【リニア中央新幹線開業を見据えた都心部の魅力づくり】

○名古屋駅周辺地区において、名古屋駅ターミナル機能の強化や、象徴的な都市空間の形成をめざすとともに、栄地区において、久屋大通の再生事業をはじめとする栄地区まちづくりプロジェクトを推進するほか、引き続き新たな路面公共交通システムおよび都心部幹線道路の歩行者空間拡大等の検討をすすめるなど、名古屋大都市圏の中核都市にふさわしい、高い国際競争力を有する都心部の形成をはかります。

【「また来たい」ナゴヤの創出と圏域の活性化】

○名古屋城の価値を確実に継承し、魅力の向上をはかるため、名古屋城の保存・活用・整備をすすめるとともに、名古屋城と四問道、文化のみち、栄、熱田、名古屋港等の各エリアを有機的に結びつけることで、名古屋城を核とした魅力を創出・発信し、回遊性の向上をはかります。また、金シャチ横丁や完全公開される名古屋城本丸御殿などの新たな観光資源を活かした観光プロモーションを実施するなど、魅力的な観光情報の発信につとめます。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や第 20 回アジア競技大会の開催を見据え、スポーツプロモーションの推進や、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業の実施など、スポーツを活かした魅力の創出・発信につとめます。

○文化芸術が持つ力を他分野に活かしていくため、音楽や美術、伝統芸能などのまちなか展開や文化施設の活性化などを通し、文化芸術を活用した都市魅力の創造・発信につとめます。

○国際展示場および国際会議場の整備をすすめるとともに、市内で開催される MICE に対する支援を実施するなど、MICE の誘致推進につとめます。

【ものづくり経済圏の中核都市ナゴヤの実現】

○今後、大きな成長が見込まれる航空宇宙産業やこの地域の強みであるものづくり企業の技術を活かした医療介護機器・ロボット開発など医療・福祉・健康産業の振興につとめます。

○ものづくり技術に新たな価値を付加する ICT 企業等の交流や投資を促進するため、ビジネス交流・投資イベント等を開催します。また、中小企業等のロボット等の導入を支援する人材を育成するとともに、ロボット・AI・IoT の活用普及を推進します。

6 施策別シート

施策 1

生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

めざす姿

生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略をふまえ、レセプト（診療報酬明細書）や健診情報などのデータ分析に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施するため、平成 30 年度から平成 35 年度までを計画期間とする、第 2 期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を平成 30 年 3 月に策定しました。
- 平成 28 年 6 月に予防接種法施行令が改正され、平成 28 年 10 月から B 型肝炎予防接種が新たに定期接種に追加されました。
- 自殺対策の一層の推進をはかるため、平成 28 年 3 月に自殺対策基本法の一部改正が行われ、4 月より施行されました。また平成 29 年 7 月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年度 実績値	目 標 値		進ちよく 状 況
				30 年度	40 年度	
1	健康寿命	男性 78.30 年 女性 82.90 年 (24 年)	男性 79.14 年 女性 83.20 年 (27 年)	平均寿命の 延びを上回 るよう延伸 (30 年)	平均寿命の 延びを上回 るよう延伸 (40 年)	B
2	がん検診受診率 ①胃がん※ ②大腸がん ③肺がん ④子宮がん ⑤乳がん ⑥前立腺がん	①10.7% ②22.7% ③18.8% ④52.9% ⑤36.6% ⑥28.4% (25 年度)	①19.9% ②25.1% ③21.6% ④58.9% ⑤47.8% ⑥32.4%	①32% ②37% ③36% ④59% ⑤44% ⑥40%	①50%以上 ②50%以上 ③50%以上 ④65%以上 ⑤50%以上 ⑥50%以上	B
3	自殺死亡率(人口 10 万人当 たりの自殺者数)	17.9 (24 年)	16.9 (27 年)	13 (30 年)	13 以下 (40 年)	C

※ 胃がん検診受診率については、27 年度実績値までは 40 歳から 69 歳までを対象として算定していたが、平成 28 年 2 月に国の指針が改正されたことに伴い、28 年度実績値は 50 歳から 69 歳までを対象として算定

■これまでの取り組み

1

健康づくり・予防医療の推進

- B型肝炎（平成28年10月から定期接種）、ロタウイルス、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（一般）、任意高齢者肺炎球菌といった任意予防接種の費用助成事業を継続して実施しました。
- 平成28年3月に策定した食育推進計画（第3次）に基づき、各種媒体やイベントなどを活用して普及啓発を行うなど、関係機関や団体と連携して食育の推進につとめました。
- 歯科^{こうくう}口腔保健対策として、保健所や歯科医療機関においてライフステージにあわせた歯科^{こうくう}口腔保健指導、歯科検診などを実施しました。平成28年度においては、歯科^{こうくう}口腔保健指導の実施件数が108,218件、歯周疾患検診の受診者数が12,031人でした。

- がん対策については、自己負担金500円で受診できるワンコインがん検診や無料クーポン券の配布などを実施するとともに、平成28年10月からは新たに胃がん検診において内視鏡検査を導入し、がん検診の受診促進をはかりました。また、がん検診ガイドを送付し、がんの予防などの普及啓発を行うとともに、がん相談・情報サロンを運営し、がんに関する相談対応などを行いました。
- 健康なごやプラン21（第2次）に基づき、健康への関心意識の向上をはかるため、保健所において地域健康づくり事業を実施するとともに、受動喫煙防止のためのキャンペーンや健康講演会などを開催し、その普及啓発を行いました。
- 国民健康保険特定健康診査では、定点年齢（40歳から5歳刻みで70歳まで）の方について、心電図検査と貧血検査を無料で実施し、健診内容の充実をはかりました。また、平成28年度においても、引き続き区役所などの公共施設で、休日健診を38回実施しました。
- 平成27年7月にクオリティライフ21城北内の健康・交流広場（ウエルネスガーデン）の整備が完了し、供用を開始しました。

2 こころの健康づくりと自殺対策の推進

- 精神疾患についての正しい知識の普及啓発やこころの悩みの解決などをはかるため、うつ病家族教室や精神保健福祉相談、認知行動療法の普及などの事業を実施しました。精神保健福祉センターおよび保健所の精神保健福祉相談はそれぞれ平成28年度においては、延べ843件および延べ54,942件でした。また専任の課長級職員のもと、自殺の予防、防止、遺された方への支援を行うための各事業を実施しました。平成28年度においては、こころの健康（夜間・土日）無料相談が64件、自死遺族相談が8件ありました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市民に広く接種機会を提供するための予防接種事業を実施するには、安定したワクチンの供給・実施体制の確保が必要であり、引き続き任意予防接種の定期接種化を検討するよう国に要望していきます。
- 歯周疾患検診の受診者数の増加に向けて、対象年齢を拡大し、受診機会の充実をはかるとともに、市公式ウェブサイトや広報なごやなどに加え、さまざまな媒体を活用した周知広報を行うことにより、さらなる受診勧奨につとめます。
- がん検診については、がん検診ガイドによる広報やがんの出張講座による啓発など、目標達成に向けて受診率向上のためのさらなる取り組みをすすめます。
- 健康づくりへのインセンティブとなるよう、なごや健康マイレージ事業を実施するとともに、キャンペーンやPRイベントなどを実施することにより、健康づくりに対する市民の意識向上をはかります。
- 第2期データヘルス計画（計画期間：平成30年度～平成35年度）等に沿って、夜間に特定健康診査を受診できるナイト健診や特定健康診査と特定保健指導の同日実施などを行うとともに、重症化予防事業や健康ポイント事業などにおいてもより一層の充実をはかり、保健事業を効果的・効率的にすすめていきます。
- 引き続き、精神保健福祉相談などの精神保健福祉事業を行うとともに、自殺対策基本法の改正や新たな自殺総合対策大綱の趣旨をふまえた取り組みを実施することなどにより、こころの健康づくりを支援します。また、自殺対策のさらなる推進をめざし、自殺対策に特化した計画の策定を行います。

■関連する個別計画

- ・健康なごやプラン21（第2次） ・食育推進計画（第3次）
- ・国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

施策 2

適切な医療を受けられる体制を整えます

めざす姿

いつでも安心して適切な医療を受けることができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○急速に少子化・高齢化が進行する中、地域にふさわしいバランスの取れた病床の機能の分化と連携をすすめ、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、医療法に基づき、平成 28 年 10 月に「愛知県地域医療構想」が策定されました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30 年度	40 年度	
1	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	84.5% (25 年度)	89.1%	90%	90%以上	A
2	かかりつけ医を持つ市民の割合	61.5% (25 年度)	64%	65%	70%	A
3	「①市立大学病院」および「②市立病院」における救急搬送件数	12,735 件 ① 3,236 件 ② 9,499 件 (25 年度)	16,356 件 ① 5,386 件 ② 10,970 件	16,400 件 ① 3,800 件 ② 12,600 件	16,600 件 ① 4,000 件 ② 12,600 件	A

■これまでの取り組み

1 救急医療体制の確保

- 市立大学病院において、救急科を中心として各診療科医師の協力を受け、引き続き救命救急センターを運営しました。平成 28 年度は 5,386 件の救急搬送患者を受け入れたほか、日本救急医学会の定める指導医指定施設に認定されました。
- 平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、第一次救急医療体制においては、平日 4 か所・休日 17 か所、第二次救急医療体制においては、平日 11 か所・休日 16 か所の医療機関による救急医療体制を確保しました。
- 新聞への広告掲載や、保健所での乳幼児健診における保護者へのガイドブック配布などにより、かかりつけ医を持つよう市民への呼びかけを行いました。
- 精神障害者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減をはかるため、精神障害者およびその家族などからの電話による緊急的な精神医療の相談を 365 日 24 時間体制で実施し、平成 28 年度においては、延べ 4,795 件の電話相談を受けました。
- 老朽化した休日急病診療所の改築に対し、補助を行いました。

2 市立病院における医療機能の強化

- 東部医療センターにおいて、平成 27 年 3 月に救急・外来棟を開設するとともに平成 30 年 2 月に愛知県知事より救命救急センターの指定を受けるなど救急医療の充実をはかりました。また、療養環境の向上をはかるための新病棟の整備に向け、旧棟（救急診療棟・外来棟）の取り壊し後、病棟の建設に着手しました。
- 西部医療センターにおいて、ハイリスクを含めた分娩を積極的に受け入れるなど地域周産期母子医療センターとして小児・周産期医療を実施するとともに、愛知県がん診療拠点病院の指定を受けるなどがん医療の充実につとめました。

3 最先端の医療の提供

- 市立大学病院において平成 28 年度は、国の定める先進医療に承認されている 4 技術の中で 10 例を実施するとともに、新たに先進医療としての承認をめざす医療技術を 2 技術 14 例実施しました。
- 市立大学病院臨床シミュレーションセンターにて平成 28 年度に引き続き平成 29 年 12 月に開催した ALSO（周産期救急プログラム）に、研修医が参加し、履修しました。
- 市立大学にて平成 28 年度に設置したサージカルトレーニング施設「先端医療技術イノベーションセンター」において、医師が御献体を活用した最先端の腹腔鏡下等手技のトレーニングを、実施できるようになりました。
- 陽子線治療センターにおいて、平成 28 年 6 月から IMPT（強度変調陽子線治療）による治療を開始するとともに、平成 28 年 4 月に保険適用となった小児腫瘍に対する治療に取り組むなど医療機能の充実をはかりました。
- 市立大学病院は、愛知県国家戦略特別区域における「保険外併用療養の特例対象医療機関」として、再生医療のひとつである培養表皮移植について、特区を活用して迅速に提供できるよう臨床研究を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 救急病院における外来のみの患者の割合は減少傾向にありますが、なお、救急病院の負担は大きいものがあります。医療従事者の負担軽減をはかり、救急医療体制を維持していくため、引き続きかかりつけ医を持つことなど、救急医療の適正な受診に関する普及啓発につとめます。
- 市立大学病院は、高齢化の進展に伴い救急搬送件数が増加していく状況に対応し、救命救急センターとしての役割を果たすため、救急・災害医療のあり方に関する調査を行い、機能強化について検討します。
- 東部医療センターにおいて第三次救急医療に取り組んでいくとともに、療養環境の向上をはかるための新病棟の整備を着実にすすめていきます。西部医療センターにおいて小児・周産期医療ならびに外科療法、化学療法および陽子線を含めた放射線療法を組み合わせたがん医療の充実につとめます。
- 市立大学病院における医療機関の役割分担と紹介・逆紹介の重要性について、引き続き患者にも周知・啓発を行うこと、および地域医療機関、介護福祉サービス事業者その他関係機関との連携の強化が課題です。紹介・逆紹介のさらなる推進をはかり、医療機関相互ならびに介護福祉サービス事業者その他関係機関との連携強化と役割分担を行うことで、適切な医療提供体制の推進をはかります。
- 市立大学病院が今後も先進医療に資する大学病院として、先進医療の実施をより円滑に推進し高度先進医療を安定的に提供できるようにするため、臨床研究の充実に向けた体制の強化をさらにすすめていくことが課題です。そのため、先進医療をめざす技術に対して診療の費用を補助する制度を運用するとともに、臨床研究支援部門の体制を充実させ、臨床研究にかかる講演会やセミナー等、教職員への教育の機会を提供していきます。
- 市立大学病院において、将来の名古屋市の医療を担う若手医師を輩出するため、ALSO のような大学病院でしか経験することができない高度医療にふれる機会を増やし、より高い意識を持つ研修医の採用および研修医の知識・技能の向上をめざします。

■関連する個別計画

- ・公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標
- ・名古屋市立病院改革プラン 2017

施策 3

安心して介護を受けられるよう支援します

めざす姿

介護が必要になったときに安心して介護を受けることができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいに関するサービスが切れ目なく提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者が『互いに長寿を歓び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現をめざした、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とする「はつらつ長寿プランなごや2018」を平成30年3月に策定しました。
- 平成29年5月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保に向け、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が位置付けられました。
- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化として、保険者が地域の課題を分析して、高齢者に、その有する能力に応じた自立した生活を送ってもらうため、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与の規定が整備されました。
- 医療・介護ニーズへの対応として、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が新たに創設されることとなりました。
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」が位置付けられることとなりました。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ょ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	小規模多機能型居宅介護および複合型サービス事業所数	76 か所 (25 年度)	84 か所	100 か所	150 か所	B
2	利用している介護サービスに関する満足度	97.0% (25 年度)	96.7%	97.0%	97.0%	D

■これまでの取り組み

1 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援

○小規模多機能型居宅介護事業所等の事業所数は、平成 28 年度末で 84 か所となりました。なお、平成 28 年度においては、整備補助を 2 か所に行いました。

2 在宅での生活が難しい高齢者への支援

○介護保険事業計画に基づき、施設・居住系サービスの整備を推進し、平成 28 年度末には、特別養護老人ホーム 110 か所、介護老人保健施設 74 か所、特定施設入居者生活介護 105 か所、認知症高齢者グループホーム 195 か所となりました。なお、特別養護老人ホームの整備を促進するため、平成 28 年度においては、整備補助を 8 か所に行いました。

3 介護サービスの質の向上および人材の確保

○福祉・介護人材育成支援事業において、福祉・介護従事者の定着促進をはかるための研修事業を実施し、平成 28 年度は、3,157 人が受講したほか、事業者が負担した社会福祉士などの国家試験の「試験受験料」および介護支援専門員実務研修などの「研修受講料」の一部助成を 485 件行いました。

また、介護人材確保事業として、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における生活支援型訪問サービスの担い手を育成する高齢者日常生活支援研修および小規模介護事業所に勤務する新規職員や復職者を対象とした小規模介護事業所・復職者支援研修を実施し、それぞれ 311 人および 406 人が受講しました。さらに、介護の仕事のイメージアップをはかるため、小中学生向けリーフレットを 4,500 部作成・配布するとともに、介護の日のイベントを開催し、7,402 人の参加がありました。

○平成 28 年度には、介護人材の効果的な確保対策について検討を行うために「介護人材確保に関する懇談会」を 4 回開催するとともに、介護従事者の負担軽減をはかるため、介護ロボットを導入する際の費用助成を 41 事業所に行いました。

○介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について、介護サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を行う事業者の連絡組織を支援しました。平成 28 年度の参加事業所数は、877 事業所となりました。

○介護事業者への指導について、平成 28 年度は、実地指導を 830 件、監査を 181 件行いました。

■今後の課題および取り組み方針

○平成 30 年度から平成 32 年度の 3 か年を計画期間とする「はつらつ長寿プランなごや 2018」に基づき、適切な介護保険制度の運営につとめます。

○保険給付のサービスを充実させるとともに、総合事業を円滑に実施することで、利用者の心身の状態や生活状況に応じた必要な支援が切れ目なく提供される環境を作っていきます。

○介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できるよう「はつらつ長寿プランなごや 2018」で定める整備目標の達成に向け、特別養護老人ホームの整備等をすすめます。

○総合事業における生活支援型訪問サービスの担い手を育成する高齢者日常生活支援研修の修了者が前年度より減っており、担い手を確保するために今後も広報につとめるなどの対応をしていきます。

○介護人材確保に関する懇談会を開催し、「人材育成・定着支援」、「介護の仕事の魅力発信」、「外国人人材の活用」について、今後の取り組みの方向性を議論します。

○介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について、参加事業所数は前年度に比べて増加しているものの、今後とも、事業者の積極的な参加を促す方策を検討していきます。

■関連する個別計画

・はつらつ長寿プランなごや 2018

施策 4

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

めざす姿

高齢者が働き、学び、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいをもった生活を送っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいに関するサービスが切れ目なく提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者が『互いに長寿を歓び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現をめざした、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 か年を計画期間とする「はつらつ長寿プランなごや 2018」を平成 30 年 3 月に策定しました。
- 本市をはじめとする都市部においては、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年頃までに、他の地域と比較して急激に高齢化がすすみ、特に 75 歳以上の高齢者が急増すると考えられています。
- 要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約 8 割を占めています。
- 団塊世代の多くは、退職後の就労意欲が高く、地域における社会活動への参加意欲もあり、培った能力や経験を生かすことを望んでいます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30 年度	40 年度	
1	健康であると感じている高齢者の割合	71.2% (25 年度)	72.6%	80%	80%	C
2	就労や地域活動・ボランティア・NPO 活動等に参加している高齢者の割合	45.7% (25 年度)	51.3%	50%	55%	A
3	敬老パスによる市営交通機関の 1 日当たり乗車人員	183,237 人 (25 年度)	194,109 人	200,000 人	210,000 人	A

■これまでの取り組み

1 高齢者の社会参加の支援

- 高齢者の社会参加を支援するため、65 歳以上の高齢者に、市営交通機関などに乗車できる敬老パスを交付しました。また、平成 28 年 9 月から順次、IC カード化を実施しました。敬老パスによる市営交通機関の 1 日当たり乗車人員は、平成 27 年度の 192,160 人から、平成 28 年度は 194,109 人と約 2,000 人増加するなど、利用者数が増加しました。
- 地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して、補助を実施しました。平成 28 年度末現在で、老人クラブ数が 1,409 クラブ、会員数が 66,116 人となっていますが、前年度と比べいづれも減少しました。
- 福祉会館を運営し、高齢者の各種相談に応ずるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供しました。平成 28 年度の年間利用延べ人員は 835,865 人で、前年度と比べ増加しており、利用者満足度も 95.4%と高い水準を維持しました。

2 高齢者の活躍の場の提供

- 高齢者が働くことを通じて生きがいを高め、福祉増進と活力ある地域社会を形成することを目的として、シルバー人材センター事業へ補助を実施しました。平成 28 年度の年間就業延べ人員は 751,181 人と、前年度と比べ増加しました。
- 高齢者が人生の第 2 のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関しての相談や情報提供、技能講習などの就労支援を実施するため、高齢者就業支援センターを運営しました。平成 28 年度においては、技能講習を 20 回実施し、就業率は 72.1%と前年度と比べ増加しており、利用者満足度は 92.7%と高い水準を維持しました。
- 高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するために、^{こじょう}鯨城学園を運営し、講座、学園行事、クラブ活動などを実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 高齢者になっても健康で自立した日常生活を営み、積極的に社会参加できるよう、支援することが必要であり、また高齢者が、培った能力や経験を社会の中で最大限生かし、いつまでも生きがいを持ってはつらつとして暮らすことのできるような環境づくりが必要です。その実現のため、「はつらつ長寿プランなごや 2018」に基づき、さまざまな施策を実施していきます。
- 敬老パスについては、限られた財源の中で、より使い勝手がよく、かつ、持続可能な制度の構築に向けて検討していきます。

■関連する個別計画

- ・はつらつ長寿プランなごや 2018

施策 5

障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

めざす姿

障害者が必要な支援を受けながら、自らが希望する生活を送っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年3月に、障害者基本法に基づき、平成26年度から平成30年度までを計画期間として、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会をめざす障害者基本計画（第3次）を策定しました。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、平成30年3月に、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期障害福祉計画を策定しました。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等（130疾病）が追加され、障害福祉サービスなどの利用が可能となりました。平成27年1月には難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、対象疾病が151に拡大し、さらに同年7月には332疾病、平成29年4月には358疾病に拡大されました。今後も、難病患者における障害福祉サービスなどの利用の増加が見込まれます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30年度	40年度	
1	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	5,301人 (25年度)	6,419人	8,000人	12,000人	B
2	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	84.8% (25年度)	86.5%	88%	90%	B
3	市内の障害者雇用促進企業認定数	54件 (25年度)	66件	76件	120件	B

■これまでの取り組み

1 地域における自立した生活の支援

- 平成28年度においては、運営補助を333か所に実施するなど、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保につとめました。また、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・一定範囲の難病等）に関わらず、すべての障害についてワンストップで対応する障害者基幹相談支援センターを各区1か所に設置し、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務などを行いました。
- 障害者虐待相談支援事業として、障害者虐待相談センターの運営や短期入所ベッドの確保などを行いました。平成28年度においては、同センターには107件の相談が寄せられ、ベッドについては60日の利用がありました。また、障害者の意思疎通を支援するため、聴覚障害者などに対して手話通訳者や要約筆記者などを派遣しました。そのほか、障害者が自立して安心して暮らせるよう各種事業に取り組みました。
- 障害者の福祉の増進をはかるため、29,591人（平成28年度年間平均）に対し医療費助成を行いました。平成28年10月から、指定難病患者の中で医療ニーズの高い一定の状態の方を、医療費助成の対象としました。
- 難病患者の地域における自立した生活を支援するため、平成28年度は、保健所において難病訪問・相談支援事業を4,610人に実施し、難病患者医療生活相談事業を83回実施しました。

2	重症心身障害児者への対応
○在宅の重症心身障害児者などの日中活動の場を拡充するため、平成 28 年度においては、重症心身障害児者などの受け入れを行った生活介護などの通所施設 65 か所に運営補助を実施しました。 ○平成 27 年 4 月には、重症心身障害児者が安心して生活できるよう、医療的ケアや療育を実施する重症心身障害児者施設を開設・運営しました。	
3	障害者の就労の促進
○福祉施設から一般企業などへの就労を促進するため、平成 28 年度においては、3 か所の障害者就労支援センターなどへの運営補助、就労定着のための支援、就労支援機関とのネットワークによる就労支援の仕組みの構築・強化に取り組みました。	

■今後の課題および取り組み方針

○障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、引き続き整備補助や運営補助を実施し、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保につとめます。また、地域生活支援拠点事業所の整備を推進し、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保等の不足する機能を強化するなど、障害者の地域生活支援の充実をはかります。 ○障害福祉サービスなどを利用して地域で生活する障害者数は増加傾向にあります。平成 30 年 4 月に施行が予定される改正障害者総合支援法の動向を注視しながら、引き続き地域での生活を支える相談支援事業や障害福祉サービスなどの充実をはかります。 ○引き続き、障害者虐待相談支援事業や障害者の意思疎通支援を目的とする事業の実施に積極的につとめるとともに、障害者が自立して安心して暮らせるための各種事業を行います。特に、障害者を取り巻く情勢は大きく変化していることから、情勢を注視しながら、障害特性に応じた支援のあり方を検討していきます。 ○重症心身障害児者数は増加傾向にあるため、引き続き補助を実施し、生活介護などの通所施設での受け入れ体制を支援することにより、その利用促進をはかります。 ○引き続き重症心身障害児者施設を運営し、医療的ケアや療育を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点施設となるよう充実をはかります。 ○障害者の雇用状況は依然として十分とは言えず、引き続き、障害者雇用支援センターなどへの運営補助や、就労定着支援などを行うことにより、障害者の就労の促進をはかります。	
--	--

■関連する個別計画

・ 障害者基本計画（第 3 次）	・ 第 5 期障害福祉計画
------------------	---------------

施策 6

地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます

めざす姿

地域住民が住みなれた地域で助けあい、安心して尊厳のある生活を送ることができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 少子化・高齢化はさらにすすみ、市内人口に占める14歳以下の子どもの割合は12.4%、高齢者の割合は24.7%（ともに平成29年4月1日現在）になっています。
- 地域における人と人とのつながりが希薄化する中、コミュニティ機能は低下しています。また、孤立・虐待防止など求められるニーズは複雑・多様化している一方で、これらに関わる地域福祉の担い手は不足しています。
- 平成27年4月の介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの基盤整備にかかる事業（地域ケア会議推進、在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、生活支援体制整備）が、地域支援事業に位置づけられました。また、要支援者またはその恐れのある方への多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、地域の実情に応じて、多様な担い手による多様なサービスを市町村の裁量で実施できる介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、本市では平成28年6月より事業を開始しました。
- 平成27年3月には、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、地域福祉を推進するため、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「なごやか地域福祉2015」を策定しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗よく状況
				30年度	40年度	
1	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	63.3% (25年度)	57.5%	70%	75%	D
2	地域力の再生による生活支援推進事業の実施区数	8区 (25年度)	16区	16区	16区	A
3	認知症サポーター養成講座受講者数	51,717人 (25年度)	97,071人	80,000人	140,000人	A

■これまでの取り組み

1 地域包括ケアシステムの構築

- 市立大学での地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業における人材養成拠点の確立の一環として、コミュニティ・ヘルスケア教育研究センターに常勤の地域連携コーディネータおよびキャリア支援コーディネータを配置し、地域の機関・組織との連携体制を構築しました。本事業における教育プログラムの運用と内容の充実の一環として、平成 26 年度より卒前教育プログラムおよび大学院教育プログラムを行うとともに、卒後研修として平成 27 年度より在宅医療・地域包括ケア研修プログラムを行いました。また平成 28 年度には、卒前教育プログラムに通所系介護施設での実習を追加するなど事業内容を充実してきました。
- 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成 28 年度においては、区地域包括ケア推進会議を 32 回、区認知症専門部会を 66 回実施し、関係職種が集まり、地域課題の把握などを行いました。また、在宅医療・介護の連携を推進するため、在宅医療・介護連携推進会議を 2 回実施するとともに、ICT ツールを運用したほか、平成 28 年 4 月には「在宅医療・介護連携支援センター」を市内 8 か所から各区 1 か所に拡充しました。
- 平成 28 年 6 月から総合事業が開始されたことにともない、「地域力の再生による生活支援推進事業」は、「地域支えあい事業」へと移行しました。地域支えあい事業では、実施学区数を平成 25 年度の 24 学区から平成 29 年 3 月末には 64 学区に拡大し、地域の高齢者のちょっとした困りごとを地域住民が中心となって解決する仕組みづくりを推進しました。
- いきいき支援センターと連携し、身近で気軽に立ち寄れる相談窓口「高齢者いきいき相談室」を平成 27 年 10 月に 256 か所開設し、平成 28 年度末には 269 か所に拡充しました。
- 総合事業の「ミニデイ型通所サービス」にかかるサービス提供の指針となるよう、認知症の予防も考慮した介護予防のプログラムである「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を策定し、研修会を実施し、ミニデイ型通所サービス等でプログラムを展開しました。
- 認知症施策においては、市内 29 か所のいきいき支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期支援を包括的、集中的に実施するとともに認知症カフェに対する助成を実施しました。
- 成年後見制度のさらなる利用促進をはかるため成年後見あんしんセンターを運営し、平成 28 年度においては、1,526 件の相談を受けたほか、市民後見人候補者の支援を実施しました。

2 地域福祉の推進

- 高齢者虐待の相談支援事業として、高齢者虐待相談センターの運営を行い、平成28年度においては、同センターに313件の相談が寄せられました。
- 地域で高齢者を見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進するため、いきいき支援センターによる見守り支援事業を実施し、見守り対象者に対する支援ネットワークの構築を推進しました。
- 福祉給付金事業として、一定以上の障害がある高齢者や、ねたきり・認知症などの高齢者52,831人（平成28年度年間平均）に対し、医療費助成を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 関係行政機関、医師会および地域の機関・組織と連携し、総合診療医など将来の高齢社会に対応できる医療人の養成に向けた教育・研修プログラムを実施していきます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、市内 9 区で実施している在宅歯科医療と介護の連携推進を目的とした事業について、実施区を全区に拡大し事業の充実をはかります。また、各区に 1 か所、看護師等の専門職を配置する「在宅医療支援センター（仮称）」を設置し、待機医の確保・調整等により 24 時間 365 日対応可能な在宅医療提供体制を構築します。このほか、多くの介護者が負担と感じている排せつケアについて、相談支援体制を構築することで、介護者の負担の軽減につとめます。
- 地域支えあい事業は、引き続き、実施学区の拡大を推進するとともに、担い手となるボランティアを充実させていきます。
- 高齢者やその家族が身近で気軽に相談できる体制を強化するため、引き続き「高齢者いきいき相談室」の周知を行っていきます。
- 「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の研修を受講した介護事業者が「ミニデイ型通所サービス」へ参入するように、事業者に対する働きかけや市民への周知を行っていきます。
- 認知症施策については、市、市民、事業者の責務や役割を位置づけるとともに、医学的・科学的な根拠にもとづいた認知症予防や認知症の早期発見・早期対応、認知症の方や家族を地域で支える仕組みづくり等を総合的に推進するため、新たな条例の制定に向けた検討をすすめます。また、認知症の方が起こした事故に対する救済制度の創設についても、様々な観点から幅広く議論を行っていきます。

■関連する個別計画

・なごやか地域福祉 2015 ・はつらつ長寿プランなごや 2018

施策 7

安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

めざす姿

子育ての不安感や負担感・孤立感が軽減され、喜びを感じながら子どもを生み育てられる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 急速な少子化・高齢化、子ども・子育て支援の質・量とも不足した状況、子育ての孤立感と負担感の増加等の子育てをめぐる課題を解決するために、平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が施行されました。
- 私立幼稚園授業料補助について、平成26年度から幼児教育の無償化に段階的に取り組むとの国の基本方針が示されており、国の基準にあわせた就園奨励補助の拡充を行っています。平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「幼児教育の無償化を一気に加速する」として、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとして、平成31年度から一部実施、平成32年度から無償化の完全実施との方針が示されました。
- 保育所等の利用申込児童数が、平成29年4月1日、前年と同様に大幅に増となるなど、今後も、保育所等の利用を希望する児童がますます増加することが見込まれます。
- 市政アンケートの結果、家庭の教育力が低下していると感じている市民の割合を平成27年度の40.1%から平成28年度の33.9%に低くすることができました。一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、「教育の原点は家庭にある」ことへの再認識が高まっています。
- 幼稚園心の教育推進プランの預かり保育については、保護者の「心の余裕ができた」「何かあったときに安心である」という意見が多かった一方、夏季休業中や平日全日を望む保護者の割合が多く、いつでも安心して利用できることが求められています。
- 子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月）が閣議決定され、重点施策としての教育の支援において、生活困窮世帯等への学習支援に取り組むこととされました。
- 平成27年12月、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、効果的にひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策等を講じるため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が国において策定され、ひとり親家庭に対してワンストップでの相談体制の整備などをすすめることとされました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	子育てしやすいまちだと思う市民の割合	77.4% (25年度)	81%	80%	85%	A
2	保育所等利用待機児童数※	0人 (26年度)	0人 (29年度)	0人 (31年度)	0人 (41年度)	A
3	子育て支援に取り組んでいる企業数 (子育て支援企業認定数) (累計)	126社 (25年度)	163社	160社	230社	A

※ 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、国の定義が変更されたため、「保育所入所待機児童」については、「保育所等利用待機児童」に変更

■これまでの取り組み

1	安心して子どもを生み親として成長することへの支援
○平成28年7月から「妊娠・出産期サポーター」を各保健所に配置し、妊娠・出産期に重点を置いた支援を実施しました。 ○家庭における子どもの教育に役立つ情報や機会を提供するため、親学推進協力企業制度などを通じた「親学」の推進をはかりました。また、「家庭教育セミナー」を全公立幼稚園・小・中・特別支援学校のPTAで実施しました。	
2	子育ての負担感・孤立感の軽減
○医療費の助成や地域の中での子育てを支援する事業を実施することにより、子育ての経済的負担や心理的負担の軽減につとめました。 ○幼児の豊かな感性を育てるために、公立幼稚園において、芸術鑑賞などの文化体験、自然体験、社会体験の子育て支援事業を実施しました。また、保護者の負担感や孤立感を軽減するために、公立幼稚園全園で預かり保育事業を実施し、地域における子育て支援を促進するために、未就園の親子を対象とした遊びの会や園舎・園庭開放、子育て相談事業を実施しました。	
3	働きながら子育てしやすい環境づくり
○公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合をすすめ、78か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化をはかることによって、保育の質の向上と、地域の子育て家庭への支援に取り組んでいくこととしており、平成28年度においては、平成34年に移管を行う予定の3か所を公表するとともに、「エリア支援保育所事業」を10か所で実施しました。 ○安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、平成29年4月に向けて、保育所・認定こども園を16か所新設する等、保育所等の利用枠1,730人分の待機児童対策を実施し、国の旧定義に基づく保育所等利用待機児童数ゼロを、平成26年4月1日から4年連続で、達成することができました。 ○中学生の学習支援事業について、ひとり親家庭と生活保護世帯等の世帯属性に関わらず、一体的事業として、143か所で実施しました。 ○母子・父子自立支援員と連携してひとり親家庭への家庭訪問を含めたアウトリーチ型の相談対応を行う「ひとり親家庭応援専門員」を8区に配置し、ひとり親家庭の自立支援に向けた相談体制の強化をはかりました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 学校や地域の連携を維持しながら、各家庭へのより効果的な働きかけに取り組んでいきます。家庭の教育力の向上に向けて、今後も継続して事業を実施していきます。
- 子育て中の保護者が、地域の中で安心して子育てを行うことができるように、子育て支援事業の充実につとめていきます。また、「子ども・子育て支援新制度」の目的の一つである、質の高い教育や保育の提供についても、今日的な課題に対応した取り組みをすすめていきます。
- 私立幼稚園授業料補助については、平成 30 年度より、年収に対する授業料の負担割合の高い世帯への本市独自の上乗せ補助を実施していきます。さらに、幼児教育無償化に関する国の動向を注視していきます。
- 国の旧定義に基づく保育所等利用待機児童数ゼロを達成することができましたが、特定の保育所等を希望するなどにより保育所等を利用できていない児童がいることをふまえ、引き続き待機児童対策をすすめていきます。また、保護者の希望に応じて保育所等を利用できる環境を整えるため、引き続き多様なニーズに対応するための事業をすすめていきます。
- ひとり親家庭応援専門員による相談体制のさらなる強化をはかることにより、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。
- 中学生の学習支援事業については、参加を希望する児童へ必要な支援が届くよう実施か所数を 150 か所に拡充していきます。

■関連する個別計画

- ・子どもに関する総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・公立保育所整備計画
- ・ひとり親家庭等自立支援計画 ・名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

施策 8

子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくります

めざす姿

子どもが心身ともに健康に育ち、社会的に自立した大人に成長していく

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての子どもに安心・安全な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備が必要とされています。平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度に対応して、放課後児童クラブの設備および運営に関する基準条例が施行されました。
- 平成28年4月から、障害者差別解消法が施行され、行政機関は合理的配慮の提供の法的義務を負うこととなりました。そのため、障害のある児童生徒に対する教育を学校で行う場合に、適切な合理的配慮を求められ、特に医療的ケアや生活介助支援に必要な人的配置の必要性が高まっています。
- 平成27年4月から、国において、児童養護施設等の職員配置基準改正にともなう予算措置が行われ、社会的養護を必要とする子どもへの支援が充実されました。
- 平成28年6月に児童福祉法が改正され、医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携をはかるようつとめることとされました。
- 平成28年8月に発達障害者支援法が改正され、切れ目なく支援を行うことの重要性が規定されたほか、発達障害者支援地域協議会の設置につとめることとされました。
- 「子ども・若者ビジョン」の策定から5年を経過したことを受け、国において、平成28年2月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、すべての子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくという成長のあるべき姿を示しています。また、子ども・若者の育成支援を、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、すべての子ども・若者が健やかに成長し、すべての若者が自立・活躍できる社会の実現をめざすことを大綱の目標としています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	自分のことを好きと答える子どもの割合	76.3% (25年度)	79.2%	80%	85%	A
2	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加した子どもの割合	82.1% (25年度)	79.8%	85%	90%	D
3	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	57.5% (25年度)	60.3%	63%	65%	B

■これまでの取り組み

1	子どもが心身ともに健康に育つための支援
○子どもたちが、豊かで健やかな放課後を過ごすことができる居場所の確保をはかり、子どもの健全育成につとめるため、トワイライトスクールを全小学校（トワイライトルームを含む）で実施するとともに、トワイライトスクールを基盤に留守家庭の児童に対し、より生活に配慮した事業であるトワイライトルームの実施か所数を増やしました。 ○青少年の健やかな育ちを支援する環境づくりを行うために、児童館、とだがわこどもランドや青少年交流プラザ等における事業展開や地域で活動する子ども会への助成等を行いました。	
2	特に支援を要する子どもへの支援
○里親説明会や里親の体験談を聞く会、里親月間の催しなど毎月 1 回里親制度の普及をはかる取り組みを行い、里親委託の推進・普及につとめるとともに、小規模グループケア実施施設や地域小規模児童養護施設を増やすことにより、施設の小規模化や施設機能の地域分散化を推進しました。 ○児童養護施設に入所する児童および退所した児童の社会的自立に向け、個別に支援を行う専任の職員を配置しました。 ○乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合施設の整備を行いました。また、老朽化している障害児入所施設「あけぼの学園」の改築に向けて設計をすすめました。 ○東部地域療育センターを開設したほか、児童発達支援および放課後等デイサービスを実施し、障害のあるまたは発達に遅れのある子どもがより身近な地域で支援を受けることができる環境の整備につとめました。 ○南養護学校分校が平成27年4月に開校しました。また、天白養護学校整備についての検討を行うとともに、肢体不自由学級が設置された学校へのエレベーター整備および設計を実施しました。 ○発達障害対応支援員の配置、発達障害対応支援講師の配置、専門家チーム派遣の実施、学校生活介助アシスタントの配置、児童生徒看護介助員の配置、障害種に応じた特別支援学級や通級指導教室の拡充により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を推進しました。 ○高等特別支援学校の整備については、設置にあたり、有識者による特別支援学校における教育の在り方検討会議を開催し、設置の必要性や職業教育の充実等について検討しました。 ○特別支援学校高等部産業科において、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導を行い、就労支援コーディネーターによる職場実習や就労先の開拓・確保につとめました。	
3	若者の社会的自立への支援
○ニートやひきこもり等困難を抱える子ども・若者を社会的な自立に向けて支援するために、子ども・若者総合相談センターを核としたネットワークなどによる総合的な支援や、若年者自立支援事業を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 本市では、すでに全小学校で実施している放課後子供教室とあわせて、放課後児童クラブについても必要な受入可能人数を確保していく必要があるため、「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」に基づき対応していきます。また、そこで過ごすことが子どもにとって豊かで健やかなものとなり、子ども自身が楽しく過ごせる場所となるよう、満足度の向上につとめていきます。
- 里親登録者数は増加していますが、家庭的養護のさらなる推進のため、里親制度の普及啓発を行うとともに小規模児童養護施設を拡充し、施設機能の地域分散化の推進につとめます。また、児童養護施設等の入所児童および退所児童への自立支援の充実をはかっていきます。
- 老朽化している母子生活支援施設「にじが丘荘」の改築について設計をすすめていきます。
- 老朽化している障害児入所施設「あけぼの学園」の改築をすすめていきます。
- 医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けられるよう、各関係機関との連携をはかっていきます。
- 発達障害の認知の高まりなどを背景に発達支援を必要とする子どもが増えてきていることから、今後の子ども発達支援体制にかかる調査を実施し、検討をすすめていきます。
- 引き続き天白養護学校整備について検討を行うとともに、肢体不自由学級の設置が予定されている中学校 2 校でエレベーターを整備するための設計を行います。また、守山養護学校の増築をすすめていきます。
- 学校や児童生徒、保護者のニーズは依然として大きいことから、発達障害対応支援員の小中学校全校および幼稚園全園の配置や発達障害対応支援講師の配置、専門家チームの派遣等、発達障害の児童生徒への対応について、施策の充実をはかっていきます。
- 特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業等への一般就労をめざす高等部産業科へのニーズが高まっているため、新たに高等特別支援学校の整備を推進していきます。
- 医療的ケアが必要な児童生徒に対する児童生徒看護介助員の配置の充実をはかっていきます。

■関連する個別計画

・子どもに関する総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画

施策 9

虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

めざす姿

虐待やいじめ、不登校がなく、子どもの権利が守られている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 26 年 9 月、名古屋市いじめ防止基本方針が策定され、平成 27 年 4 月、名古屋市いじめ対策検討会議が条例化されたことにより、いじめに対するより一層きめ細かな対応が求められています。
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成28年度には2,747件となり、過去最多となっています。
- 児童虐待対策のさらなる強化等をはかることを目的として、平成28年5月に児童福祉法等の一部改正が行われました。
- いじめの認知件数は、平成28年度で2,043件となっています。
- 不登校について、平成28年度には小学校の不登校率が0.62%（687人）、中学校の不登校率が3.38%（1,713人）となっています。
- 平成 27 年 12 月に、中央教育審議会において答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が取りまとめられました。また、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則が改正され、学校における児童の心理に関する支援に従事するスクールカウンセラーおよび児童の福祉に関する支援に従事するスクールソーシャルワーカーについて、その名称および職務等が明確に示されました。今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門的人材が、教員と協働することで学校・児童生徒の置かれた状況をさらに改善していくことが求められています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30 年度	40 年度	
1	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	11.9 人 (25 年度)	14.8 人	9.8 人	9.4 人	D
2	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	74.3% (25 年度)	78.5%	76%	80%	A
3	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	33.4% (25 年度)	35.2%	45%	60%	C

■これまでの取り組み

1	子どもの権利を守るための取り組み
○子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、なごや子ども・子育て支援協議会を開催しました。 ○平成 27 年 3 月に、なごや子ども条例に基づく「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」を策定しました。 ○なごや子ども条例の普及啓発をはかるため、各種イベントでなごや子ども条例の啓発グッズ、パンフレットを配布したほか、平成28年度は「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015」のPR版冊子を、平成29年度はなごや子ども条例のパンフレットを小学5年生に配布しました。 ○子どもワークショップを年2回開催し、なごや子ども条例に規定する「主体的に参画する権利」の具現化につとめました。	
2	子どもを虐待から守るための支援
○「名古屋市児童を虐待から守る条例」に定める 5 月と 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止の啓発や、関係職員などを対象とした研修会を実施しました。また、関係機関同士の連携を強化するため、なごやこどもサポート連絡協議会やなごやこどもサポート区連絡会議を開催しました。 ○児童福祉司や児童心理司を増員し、児童相談所の体制強化につとめるとともに、社会福祉事務所において、児童相談所と兼務する児童福祉司を配置するなどの体制強化をはかりました。また、東部児童相談所の設置に向けて、建設をすすめました。 ○特定妊婦訪問支援事業、産後ケアモデル事業、家庭復帰支援事業、虐待再発防止保護者支援事業など、虐待の発生予防から早期発見・対応、虐待を受けた子ども等の支援まで一連の対策に取り組みました。	
3	いじめ、不登校対策の充実
○なごや子ども応援委員会では、全小中特別支援学校の 87%にあたる 324 校の児童生徒に対し、相談等の支援を行いました。その他、学校生活アンケートの分析・活用等の支援や、未然防止に関する取り組みを行いました。 ○いじめを未然に防止したり、早期に発見し対応したりするために、スクールカウンセラーを全中学校・高校に通年、小学校 131 校に年間 140 時間（通年）、130 校に年間 70 時間、特別支援学校には年間 140 時間配置しました。また、いじめ問題行動等防止対策連絡会議を全中学校ブロックで開催し、全校で ING（いじめのない学校づくり）キャンペーンなどを実施しました。 ○「ハートフレンドなごや」で教育相談を実施し、電話相談 4,038 回、メール相談 236 回、来所相談 2,870 回、訪問相談 1,832 回等ニーズに応じた様々な相談を実施しました。 ○不登校児童生徒を学校へ復帰させることを目的として、子ども適応相談センターにおいて、教育相談・適応指導を実施しました。また学校が不登校に対してきめ細かく対応できるよう、不登校対応支援講師を40校に配置するとともに、市公式ウェブサイトにおける不登校対策支援サイトを運営し情報提供につとめました。 ○不登校・いじめ・問題行動などの教育相談に加え、福祉との連携も視野に入れた、子ども・若者・教育に関する総合的な相談施設について、整備検討を行うとともに、他都市の先進的な事例に関する調査を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 児童相談所における児童虐待対応件数が年々増加している状況にあるため、今後もより一層、効果的な広報啓発活動をはじめ、児童虐待の発生予防および早期発見のための事業に取り組んでいくとともに、関係機関の連携強化等をすすめていきます。
- 急激に増加している児童虐待相談等に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所および社会福祉事務所の体制強化をすすめるとともに、東部児童相談所を開設します。
- 学校現場には児童生徒の問題に関する多くのニーズがあり、また国においても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員の配置拡充がすすんでいることから、今後もなごや子ども応援委員会の体制を強化していきます。
- 子どもの命を守り、健やかな成長をはかるためには、虐待・いじめ・不登校に適切かつ迅速に対応することが必要です。そのために、不登校対応支援講師等の継続配置、学校生活アンケートの継続実施、子ども・若者・教育に関する総合的な相談施設の整備による支援機能の強化などにつとめていきます。
- 子どもが抱えている問題の多様化に対応できるよう、各関係機関間での連携強化をはかります。
- 不登校、成績などさまざまな悩みを抱える中学生、高校生を中心とした子どもや親に対して、家庭訪問による相談支援等を行うことにより、将来の針路を応援するためのモデル事業をすすめていきます。
- 子どもたち一人ひとりが将来の針路について、職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描くことを支援することで子どもたちが夢や目標に向かって踏み出すことができる環境づくりのためのモデル事業をすすめていきます。

■関連する個別計画

- ・子どもに関する総合計画
- ・教育振興基本計画

施策 10

子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます

めざす姿

子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 「国語力向上推進事業」を、実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するための「ことばの力育成事業」に変更しました。
- 平成32年度の小学校英語教科化に向け、小・中学校9年間を見通したグローバル人材の育成のための指導カリキュラムを作成しました。
- 全国学力学習状況調査等で明らかになった学力の二極化に対応し、学習が困難な児童生徒への支援をすすめる必要があります。
- 市立高校における名古屋市立大学との連携による夏季休業中の研究室訪問では、連携強化をすすめ、参加生徒数および受入研究室数の拡充につとめています。また、名古屋市科学館との連携では、向陽高等学校国際科学科をはじめとする市立高校生を対象とする発表会を実施し、幅広い科学の分野への興味関心を深めるなど連携が深まっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	73.5% (25年度)	74.6%	78%	80%	C
2	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	84.2% (25年度)	83.3%	90%	90%	D
3	子どもの体力・運動能力における平均値（全国を100とした指標）	97.4 (25年度)	97.2	100	100	D

■これまでの取り組み

1 確かな学力の向上

- 前年度に引き続き、小学校1・2年生での30人学級を全校実施しました。
- グローバル人材を育成するため、小学校259校に「外国語活動アシスタント」の派遣、中高等学校120校に「外国人英語指導助手」の派遣、小中9年間を見通したカリキュラム策定を行いました。
- 学習指導支援講師を小中特別支援学校80校に配置しました。
- 国語科補助教材の活用促進や国語科標準学力調査の実施、「なごやっ子漢字検定プリント」・「なごやっ子チャレンジスピーチ」の配布・配信、ポスター「学校司書とともに」の配布、小・中学校での「本の帯コンクール」を行いました。
- 20小学校区において土曜学習プログラムを実施しました。
- 読書意欲と関心を高めるために、「なごやっ子読書ノート・カード」を小学校263校、中学校112校、特別支援学校4校に配布しました。
- 学力向上サポート事業を小中高等学校23校で新規実施しました。
- タブレット型PCの操作方法や学習利用について学ぶ教員研修を実施し、1,821人が受講しました。
- 教員を対象としたICT活用研修プログラムを作成し、小中学校各1校で検証を実施しました。

2	豊かな心と健やかな体の育成
	○特色のある体力づくりに取り組む学校を指定する「体力アップ推進校」、学校が一つの運動に年間を通して取り組む「一校一運動」を実施しました。また、スクールダンスサイズの講習会を実施するなど、体力向上に関する啓発を行いました。 ○明るく充実した学校生活を通して豊かな心と健やかな体の育成をはかるため、充実した学校部活動が実施できるよう、部活動顧問や専門的な技術指導を行う外部指導者を派遣するとともに、各種大会を開催しました。 ○部活動指導者養成講習会を実施し、教員の指導力の向上につとめました。また、学校教育にかかる体育大会や部活動等の利用に供する平田・天白・中川学校体育センターを運営しました。 ○名古屋市立中学校生徒代表による交流団と、陸前高田市立中学校生徒代表による交流団の相互訪問、交流を実施しました。
3	学びを支える教育環境の充実
	○小・中学校の普通教室空調整備において、平成27年度に全校の整備を完了しました。 ○平成27年4月に3校を統合し開校した「なごや小学校」について、新校舎の建設工事が完了しました。 ○前年度に引き続き、全校で学校運営サポーターの制度を活用しました。
4	魅力ある市立高等学校づくり
	○特色ある理数教育推進を行うために、向陽高校国際科学科では、英語をツールとした理数教育の推進、海外研修の実施等を行いました。また、あいち科学の甲子園に4校が参加しました。 ○外国語教育を充実させるために、北高校国際理解コースでは、海外研修やインターネットを活用した海外との交流活動等を行いました。また、普通科等の生徒12人をオーストラリアに、4人をロサンゼルスに、商業科・総合学科の生徒4人をマレーシアに、工業科の生徒20人をドイツに派遣しました。 ○専門学科高校を充実させるために、キャリア教育推進会議を行いました。 ○工業高校において有人飛行機の製作・飛行実験を行い、産業界・大学・地域との連携をはかりました。

■今後の課題および取り組み方針

- 人材配置の継続、事業の運用の工夫、カリキュラムの策定作業の進展、リーフレット「なかまなビジョン」の活用などにより、確かな学力の向上に引き続きつとめていきます。
- 子どもの生活のあらゆる場面において読書意欲を高めるため、関係機関と連携しながら本との出会いの機会づくりをすすめます。
- 学習用の ICT 機器のさらなる充実をはかります。また、ICT 活用検証プログラムについて、引き続き対象校での検証を基に、プログラムの改善をはかります。
- 様々な障害の状態等に応じた教育を推進するため、特別支援学校に児童生徒用タブレットを配備します。
- 平成 26 年度から試行実施している土曜学習プログラムの実施校区拡大に向け、企画運営主体となる団体の育成等に取り組みます。
- 本市の子どもの体力・運動能力は、全国平均を下回る状態が続いているため、今後も引き続き体力向上につとめます。
- 外部指導者や部活動顧問派遣による部活動の充実をはかります。
- 東日本大震災からの年月の経過もふまえ、陸前高田市の子どもたちとの交流を継続していくため、新たな交流のあり方を検討していきます。
- これまでの小規模校対策と過大規模校対策を見直し、子どもたちにとっての良好な教育環境を確保していくための新たな計画を策定し、学校規模の適正化を着実に推進していきます。
- 児童数の増加により過大規模校となることが予測される守山区志段味東小学校の分離新設校（平成 33 年 4 月開校予定）の整備を行います。
- 今後も引き続き、学校運営サポーターの制度の活用をすすめていきます。
- 学習プリントの印刷等を教員に代わって行うサポートスタッフを配置することにより、教員の負担軽減をはかり、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備していきます。

■関連する個別計画

- ・教育振興基本計画
- ・第 2 期スポーツ推進計画

施策 1 1 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます

めざす姿 誰もが意欲を持ち、安定した働きやすい環境で働くことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 緊急雇用創出事業は、平成 26 年度末をもって終了しました。
- 平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、働き方改革が最大のチャレンジと位置付けられました。また、国の働き方改革実現会議で、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が決定され、今後、関連法案の改正など具体的な取り組みがすすめられていきます。
- 経済状況の回復や有効求人倍率のゆるやかな改善および被保護者就労支援事業などの自立支援の取り組みの結果、生活保護受給世帯のうち、稼働年齢層である「その他世帯」数が、平成 27 年度の 7,548 世帯から平成 28 年度には 7,366 世帯に減少し、就労支援の対象者数減少につながりました。一方で生活保護受給期間が長期化している方への就労支援は就労意欲の喚起が難しく、さらに生活保護受給が長期化する傾向にあります。
- 生活困窮者自立支援法附則第 2 条に定める 3 年後見直し規定に基づき、国において「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月）での議論を経て、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（平成 29 年 5 月から平成 29 年 12 月）で報告書が取りまとめられ、今後制度の見直しが予定されています。
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の期限が 10 年間延長されました。（平成 39 年 8 月期限）

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進捗状況
				30 年度	40 年度	
1	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	5.9% (25 年度)	4.2%	5.3%	4.8%	A
2	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.5% (25 年度)	35.2%	38%	42%	C
3	ホームレス自立支援事業における就労自立率	42.6% (25 年度)	49.6%	47%	53%	A

■これまでの取り組み

1 就労支援の推進

- なごやジョブサポートセンターおよび区役所において、国と一体となり求人ニーズを確実に把握した上で求職者を紹介する就労支援を実施しました。平成 29 年 3 月には、なごやジョブサポートセンター内に子育て女性の就労支援窓口「ママサポートコーナー」を設置し、子育て中の女性に対する就労相談や職業紹介を実施しました。

2	働きやすい環境づくり
○働く意欲のある人誰もが働きやすい職場環境をめざすワーク・ライフ・バランスを推進するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度を創設し、一定以上の取り組みをしている企業を認証し、その取り組みを支援しました。また、企業の就労環境の改善について助言・指導を行う専門家を派遣するなど、企業における働き方改革への支援を実施しました。 ○新事業支援センター等に女性向け経営アドバイザーを設置し、市内における創業を検討している女性や市内中小企業の女性経営者等に対する支援を実施しました。	
3	生活保護受給者や生活困窮者に対する支援
○生活保護受給者で 15 歳以上 65 歳未満の稼働年齢層の方のうち、就労阻害要因がない方に対して、各区社会福祉事務所に配置した就労支援員により、求職活動支援、就労開始後の就労定着支援など、きめ細かい就労支援を行うとともに、現在、14 の区役所に設置されているハローワーク就労支援コーナーにてハローワーク職員による求職相談、求人紹介などを行いました。 ○求職活動の長期化などの理由により就労意欲が低下した方に対しては、民間事業者による就職支援セミナーやカウンセリングによって就労意欲の喚起を行うとともに、求人開拓・職業紹介などにより、就職支援を実施しました。 ○生活保護受給者で、直近の就労経験が乏しい等、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者に対し、平成 28 年 7 月から、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業(中間的就労)の活用を開始しました。 ○平成 28 年度においては、5,642 人に対して就労支援を行い、2,229 人が就労を開始しました。そのうち、267 人が就労収入の増加により、生活保護から脱却しました。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、相談(「自立相談支援」と支援(「住居確保給付金」「就労準備支援」「家計相談支援」等)を一体的に実施する拠点として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内 3 か所(名駅・金山・大曾根)で運営しました。	
4	ホームレスの自立支援
○ホームレスからの脱却と生活の再建に向けて、宿所および食事の提供とともに、生活相談、健康相談や職業相談などの支援を、自立支援事業あつたおよび自立支援事業なかむらで行いました。また、就労訓練事業として、自立支援事業の利用者に軽作業を提供し、自立に向けての支援を行いました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 有効求人倍率は2倍を超える水準で推移しており、企業では人材不足が課題となっています。このため、引き続き、働きたい方一人一人にあわせたきめ細かな支援を行い、企業との効果的なマッチングをはかるなど、就労支援をすすめます。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証とその取り組みに対する支援を行うなど、誰もが働きやすい環境づくりをすすめます。
- 生活保護の受給が長期化している方については、就労意欲が低下していることも多く、就労意欲の喚起が課題となります。そのため、就労支援事業対象者に対しては、早期に参加勧奨を行い、積極的な就労支援の実施と就労開始者数の増加をめざしていく必要があります。特に、生活保護開始から間もない方については、受給開始直後から積極的に就労支援事業参加を勧奨し、就労意欲が低下する前に就労に結びつけられるよう、重点的に支援を行っていきます。
- 仕事・暮らし自立サポートセンターにおいては、既存の相談機関などとの連携を強化し、これまで制度のはざまにあった方も含めて、生活困窮者へのさらなる支援の強化につとめます。
- 自立支援事業から途中退所した、正規就労や自活の経験がない若年層のホームレスなどが、自立率を押し下げています。就労を主眼とした支援だけでなく、就労と福祉等の援護の両面から複合的・段階的な支援を行い、就労自立のほか、個々の実態に合った多様な自立も含めた自立率の向上につとめます。

■関連する個別計画

・産業振興ビジョン 2020 ・第3期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

施策 1 2	生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいを支援します
めざす姿	市民が生涯にわたって、学びをはじめとしたさまざまな活動に取り組み、その成果を社会に生かし活躍している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○書籍の出版点数は平成 25 年の 82,589 点をピークに減少を続け、平成 28 年は 78,113 点となりました。また、雑誌の出版点数も、平成 22 年の 4,056 点から一割減少し、平成 28 年には 3,589 点になっています。一方、インターネット普及率は平成 27 年で 83%、情報端末世帯普及率ではスマートフォンが 72%に達しました。メディアを利用する情報行動に大きな変化が起きており、図書等の印刷メディアの利用は減少傾向にあります。 ○成人の運動・スポーツ実施率（週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）は、平成 28 年度は 56.9%と、前年度の 55.6%から 1.3%上がり、また、全国平均である 47.5%（平成 24 年度）を上回っています。ただ、依然として 20 歳代から 50 歳代のスポーツ実施率が、他の世代と比較して低く、忙しく時間がないため運動の機会を確保できないことやニーズに合った運動の機会の提供が不十分であることなどが目標値に届かない理由として考えられます。
--

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進ちよく状況
				30 年度	40 年度	
1	図書館における市民 1 人当たりの貸出点数	5.29 点 (25 年度)	5.11 点	5.7 点	5.7 点	D
2	生涯学習に関する活動をしている市民の割合	34.2% (25 年度)	30%	38%	41%	D
3	学んだ成果を社会に生かしていると実感している市民の割合	26.9% (25 年度)	24.2%	30%	32%	D
4	成人の週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	55.1% (25 年度)	56.9%	60%	65%	B

■これまでの取り組み

1	生涯学習の機会と場作り
	○各図書館の利用増加のため、他機関との連携による新たな事業に取り組みました。また、様々な利用者層に向けて、ティーンズ向けのグループ学習席の設置や、多文化共生事業の実施、高齢者向けの音読教室の開催などに取り組みました。 ○伊勢湾台風資料の常設展示を設置するとともに、市内小中学校へ一斉に学校史の寄贈依頼を行い、新たに178タイトルを収集するなど、各図書館で地域情報の収集・提供の充実に取り組みました。また、市内の様々な専門機関・大学等49館の資料を横断検索できる「まるはち横断検索」を開設し、調査研究の利便性向上をはかりました。 ○子ども読書活動推進計画の取り組みとして、中川区で新たにブックスタート事業を開始しました。また、学校図書館連携窓口では、「学習支援図書セット貸出」170件、「特別支援教育資料貸出」297点を実施しました。 ○平成27年7月に瑞穂図書館が移転開館しました。
2	学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり
	○生涯学習センターでは、各種講座、「なごや学マイスター講座」や「なごやか市民教室」などを実施するとともに、11館で指定管理者制度を導入しました。 ○女性会館では、各種講座・講演会等を実施（16講座・20講演会）するとともに平成26年度から指定管理者制度を導入しました。
3	スポーツの振興
	○スポーティブ・ライフ月間における取り組み、市民スポーツ祭やマラソンフェスティバルなどの各種大会・イベントを実施するとともに、名古屋を拠点に活動するトップスポーツチームとの連携事業により意識啓発・実施機会の提供に取り組みました。また、平成28年度は新たに、各スポーツセンターにおいて、障害者向けのスポーツ教室を実施しました。 ○平成28年6月に第100回日本陸上競技選手権大会が、平成29年4月には第93回日本選手権水泳競技大会競泳競技が開催されました。また、平成29年12月には、ISUグランプリファイナル国際フィギュアスケート競技大会2017愛知・名古屋が開催されました。 ○平成38年開催の第20回アジア競技大会の開催都市として愛知県・名古屋市が決定されたことから、大会開催に向けた準備につとめるとともに、大会に関する認知度向上や機運醸成をはかるため広報・PR活動を実施しました。 ○日本ガイシスポーツプラザ、パロマ瑞穂スポーツパークおよび各スポーツセンターなどのスポーツ施設を管理運営し、スポーツの活動の場を提供しました。 ○平成28年度は、瑞穂公園における施設用地の一部取得、体育館建設の基本設計、陸上競技場改築にかかる調査等を実施するとともに、各スポーツ施設の応急保全を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 郷土資料の収集に力を入れ、図書資料の貸出、調査相談などの実施や行事・講座・展示の開催などを通じて、多様な情報を入手することができる機会と場を提供します。
- 生涯にわたる読書の習慣を身につけるため、読書が好きな子どもを増やし、本を読まない子どもを減らすよう、図書館、学校、地域など子どもの生活のさまざまな場での読み聞かせを推進します。
- 生涯学習に対する市民の関心を高めるために、引き続き、生涯学習センターや女性会館での講座、講演会、事業の充実をはかります。また、市民の学習活動の支援により、継続した活動のきっかけや場の提供につとめるなど、生涯学習で学んだ成果を社会に還元する取り組みをすすめます。
- 平成 29 年度に見直しを実施し、策定を行った、第 2 期スポーツ推進計画に従って、目標値達成に向け、取り組みを実施します。
- 平成 30 年 8 月には全国高等学校総合体育大会水泳競技（競泳・飛込）の開催、平成 31 年 1 月には同フィギュアスケート競技の開催を予定しています。
- 大会開催基本計画の策定にかかる検討や競技会場の調整など、第 20 回アジア競技大会の開催に向けた準備に取り組むとともに、継続的な広報・PR 活動を行うなど機運の醸成をはかります。

■関連する個別計画

- ・教育振興基本計画
- ・第 2 期スポーツ推進計画
- ・第 3 次子ども読書活動推進計画

施策 13

人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります

めざす姿

差別や偏見がなく、一人ひとりの人権が尊重されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- さまざまな機会を通じて人権啓発に取り組んでいますが、インターネット上での人権侵害など新たな課題も発生しています。
- 平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成 28 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ょ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	59.1% (25 年度)	70.1%	65%	70%	A
2	なごや人権啓発センターの年間来館者数	—	26,851 人	20,000 人	20,000 人	A

■これまでの取り組み

1	人権啓発の推進
○なごや人権啓発センターにおいて、憲法週間や人権週間などの時期に人権啓発のための映画会や講演会を実施するとともに、展示や市内小・中学校（平成 28 年度 100 校・6,027 人）等の社会見学を受け入れるなどの啓発活動に取り組みました。 ○文化センターおよび教育集会所において、生活の充実、教養の向上および社会的交流の促進に資し、あわせて同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題に対する理解と意識の高揚をはかることをねらいとした、地域住民対象の講座を開催しました。また、社会教育関係団体や地域団体の指導的立場の方を対象にした研修会等を開催しました。	
2	人権教育の推進
○平成 27 年 3 月に策定した教育振興基本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育を推進しました。 ○あらゆる差別や偏見をなくし、互いの人権を認めあう人間性豊かな幼児、児童、生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を全校で実施しました。 ○学校での人権教育を推進するため、教職員の様々な研修やPTAを対象とした人権についての学習会などを開催し、全小中学校での人権教育の推進につとめました。また、生涯学習センター等においても人権講座を開催しました。	

- 戦争に関する資料の収集・保存を行い、収集した資料を展示する「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」を、平成 27 年 7 月に開設し、戦争に関する実物資料の常設展示を実施しました。
- インターネット戦争資料展として、インターネットを活用した収蔵資料の公開を実施しました。また、平成 28 年 9 月から 10 月にかけて名東区役所、12 月に天白区役所において、巡回収蔵資料展を実施しました。
- 小中学生等を対象に平成 28 年 9 月および 11 月に平和学習支援事業（4 校）を、平成 28 年 8 月に夏休み特別企画（「戦争体験談を聞く会」8 回および「専門家による特別講座」3 回）を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- なごや人権啓発センターにおいて、引き続き教育委員会と連携し、小・中学校の児童・生徒など子どもたちをはじめ、より多くの市民に対して人権尊重意識の高揚をはかるため、多様な機会や場を通じてさまざまな人権啓発を実施していきます。
- 学校の教育活動全体を通して人権教育を推進していきます。また、特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加、いじめや不登校防止、国際理解教育においても人権教育の視点を重視して取り組みます。
- 生涯学習においては、差別意識の解消と人権意識の高揚をはかる人権教育を推進していきます。
- 学校や社会教育施設での人権教育を推進していくために、研修などを通して関係職員が人権教育についての認識を深めていけるような取り組みを行っていきます。
- 戦争体験を次世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを学ぶことにより、平和を希求する心を育み、平和な社会の発展に寄与するため、「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」での実物資料の展示を通して、平和に関する啓発を推進していきます。

■関連する個別計画

- ・ 新なごや人権施策推進プラン ・ 教育振興基本計画

施策 1 4 男女平等参画を総合的にすすめます

めざす姿

女性と男性が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 内閣府による男女間における暴力に関する調査では、女性の約4人に1人が配偶者から被害を受けたことがあると回答しました。本市におけるDV相談延べ件数は、年度により増減があるものの、概ね増加傾向にあります。
- 夫婦共働き世帯数が夫のみ働いている世帯数を上回る中で、夫婦間における家事や子育ての分担は依然として女性に偏っています。
- 男女の地位の平等感について、本市の6割以上の人々が「男性の方が優遇されている」と感じています。
- 市政において政策・方針決定過程への女性の参画については徐々にすすんでいるものの、本市の審議会などにおける女性委員の登用率は、3割台を推移している状況です。
- 平成28年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が全面施行され、地方公共団体の役割として推進計画の策定や協議会の設置運営等が求められています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ゃ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	DV を人権侵害と認識する人の割合	84.7% (25 年度)	87.7%	90%	95%	B
2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	57.2% (25 年度)	60%	100%	100%	C
3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.4% (25 年度)	36.4%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下	C

■これまでの取り組み

1 男女の人権の尊重

- 女性に対する暴力をはじめ、さまざまな問題や悩みを受け止め、解決に向けて自らが力を発揮していけるよう、女性のための総合相談を行い、平成28年度は延べ3,147件の相談を受けました。また、DVなどあらゆる暴力や性別に関わる人権侵害をなくすため、デートDVや多様な生き方についての講座を実施するなど、理解の促進をはかりました。
- 配偶者からの暴力被害者支援のため、配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所などで相談を実施し、平成28年度は延べ14,336件（うちDVにかかる相談延べ11,224件）の女性福祉に関する相談を受けました。また、DV防止の総合的な推進体制を整えるため、関係機関との連絡会議を開催するとともに、各種研修を実施しました。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革

- 幅広い市民に対して男女平等のための意識改革をすすめるため、各区における男女平等参画推進事業や若年層向け男女平等ハンドブックの配布など、あらゆる機会を通じて男女平等参画に向けた意識啓発事業や教育・学習などを実施しました。
- 総合的な拠点施設である男女平等参画推進センターにおいて、定期講座や市民交流事業などの啓発事業および展示やウェブサイトなどの情報提供等を実施したほか、市民・団体等による平等参画の推進に関する取り組みの支援を行いました。

3 あらゆる分野における女性の活躍推進

- 市政における庁内の連絡調整組織「男女平等参画推進協議会」において、審議会における女性委員の登用や女性職員の管理職登用の推進について、関係する部署へ働きかけを行いました。
- 平成 29 年 4 月には、行政、企業・経営者団体、大学、地域・市民団体等で構成する「名古屋市男女平等参画推進会議」通称「イコールなごや」において、各主体が連携しながら PDCA に取り組む仕組みである「名古屋モデル」の運用を開始し、女性の活躍推進認定・認証企業の取り組みを紹介する「なごや女性活躍応援企業見える化サイト」を開設するなど、さまざまな取り組みを実施しました。
- 企業における女性の活躍を支援するために、「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」において、平成 29 年度は女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業 34 社を認定し、その中で特に優れた取り組みをしている企業 8 社を表彰しました。
- 女性の活躍推進に取り組んでいる中小企業を対象とした、「認証」制度では、平成 29 年度は 11 社を認証しました。

■今後の課題および取り組み方針

- DV や家族関係での暴力、性被害、セクシュアル・ハラスメントなどの重大な人権問題は依然として存在しており、予防啓発や被害者支援などの取り組みをすすめていく必要があります。また、あらゆる世代の多様化する相談に適切に対応できるよう、今後も関係機関とのさらなる連携や職員の資質向上につとめていきます。
- 市民を対象としたアンケート調査では、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は 60%と目標値まで隔たりがある現状であり、理解をさらに深めるため、あらゆる機会を通じて啓発や教育・学習を推進していきます。
- さまざまな場面での意思決定・政策立案過程への女性の参画は徐々にすすんできたものの、対等な関係性の構築には至っていないため、今後も積極的に審議会における女性委員登用の働きかけを行うなど、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。
- 本市の女性の労働力率をあらわすいわゆる「M 字カーブ」の底は、上昇しているものの全国平均よりは深く、雇用等における男女平等を引き続き推進していく必要があります。今後は、女性の活躍推進にかかる取り組み事例等を就職を控える学生や再就職など働きたい女性、女性活躍に取り組みたい企業等に情報発信することにより、名古屋圏での就業を促進し、女性の活躍推進の普及啓発につとめていきます。

■関連する個別計画

- ・男女平等参画基本計画 2020
- ・配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）

施策 1 5 災害に強いまちづくりをすすめます

めざす姿 地震や大雨などに備えた災害に強いまちになっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成27年12月に愛知県・三重県により三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画が一部変更されました。
- 東日本大震災を受け設けられた「緊急防災・減災事業債」は平成28年度に終了する予定でしたが、本市も加盟する「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会」の活動の結果、平成32年度まで延伸されました。
- 平成29年3月に「第3次あいち地震対策アクションプラン」が改訂されました。
- 住宅等の耐震化の目標について、国は、平成28年3月に基本方針を改正し、平成32年までに住宅等の耐震化率を95%とする目標を掲げています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗よく状況
				30年度	40年度	
1	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	47.4% (25年度)	51%	55%	65%	B
2	民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	3,674戸 (25年度)	4,299戸	5,500戸	5,500戸以上	B
3	緊急雨水整備事業の整備率	77.6% (25年度)	87.8%	98%	100%	B

■これまでの取り組み

1 地震に強いまちづくり

- 耐震改修促進法の改正（平成25年11月）により耐震診断の結果報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について、関係機関と調整の上、平成29年3月に診断結果の公表を行いました。
- 平成20年3月に策定した建築物耐震改修促進計画を平成28年12月に改定し、新たに平成32年度までに住宅等の耐震化率を95%とする目標としました。
- 平成28年度は木造住宅無料耐震診断864件・耐震改修助成126戸、非木造住宅の耐震診断助成200戸・耐震改修助成195戸を行いました。また、非住宅の民間建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物の耐震診断助成8件、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修助成1件などを行いました。
- 地震災害危険度評価図情報を公開するとともに、復興準備の取り組みとして復興イメージトレーニングを実施しました。
- 橋りょうの耐震補強について、平成28年度は、日の出橋はじめ15橋で実施し、平成28年度までに道徳橋はじめ13橋が完了しました。また、橋りょうの耐震改築について、平成28年度は、運河橋で実施しました。
- 平成28年度までに、山崎川堤防の耐震化を全長2,690m、排水施設の耐震化を52か所実施しました。
- 街区の世界座標化は、平成27年度までに、91.39km²の整備を完了しました。平成28年度は、西区4.92km²および中村区0.65km²の整備を完了しました。
- 平成28年度に名東図書館の耐震改修工事が完了しました。

- 犬山系導水路新A管の布設工事など水道基幹施設の改築・更新にあわせて耐震化を実施するとともに、配水管の更新および耐震化を平成28年度は109.6km実施しました。また、露橋水处理センターの改築工事など下水道基幹施設の改築・更新にあわせて耐震化を実施するとともに、下水管の改築・更新および耐震化を平成28年度は45.8km実施しました。
- 地下鉄構造物の耐震補強について、平成28年度は、地下鉄6駅および駅間3区間に工事着手しました。

2 大雨に強いまちづくり

- 平成28年度までに、堀川の護岸整備を1,430m実施、また河床掘削を10,160m³実施しました。
- 土地改良区の排水機場の長寿命化については、平成28年度末までに計画5機場全てで着手し、1機場で完了しました。
- 平成27年度までに、守山区志段味地区において雨水貯留施設（計6,000m³）および管きよの整備を完了しました。
- 緊急雨水整備事業として雨水調整池の建設を平成28年度は名古屋中央雨水調整池をはじめ6か所で実施し、1か所完了しました。また、広川ポンプ所建設工事を継続実施しました。

3 臨海部の防災機能の強化

- 防潮壁の改良、平成28年度に高潮防波堤改良の完了など、名古屋港の防災機能の強化を促進しました。

4 避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保

- 市街地大火の延焼を遮断し避難路の安全を確保するため、不燃化促進区域において都市防災不燃化促進事業を実施し、平成28年度は東郊線地区において1件の助成を実施しました。
- 大曽根北地区はじめ3地区の住宅市街地総合整備事業において、老朽住宅の買収除却や公共施設整備を実施しました。
- 生活こみち整備促進事業について、平成28年度までに累計38件の助成を実施しました。
- 電線類の地中化について、平成28年度は名古屋環状線はじめ3路線で実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 住宅の耐震改修助成戸数は減少傾向にあり、特に木造住宅の耐震化の促進が課題となっています。耐震化の施策を広く利用してもらうため、利用者にとってより使いやすい制度となるようつとめるとともに、耐震化を躊躇する方に対し耐震化の必要性などについて訴えかけるためにも、地域における耐震化の取り組みをはじめとした啓発活動につとめます。
- 耐震改修促進法改正に伴い耐震診断が義務化された指定幹線道路沿線の建築物等について支援を行うため、耐震診断・耐震改修の助成制度を設けており、確実かつ効果的な啓発による制度利用希望の動向の的確な把握が課題となっています。実施にあたっては関係局との連携を含めた一層の啓発につとめます。
- 都市計画情報提供サービスや市政出前トークで地震災害危険度評価図情報を提供し、地域が抱える災害リスクの共有化をはかるとともに、復興準備の取り組みとして復興イメージトレーニングを実施します。
- 橋りょうの損傷を限定的なものにとどめる対策として、災害発生時においても、応急対策活動を迅速に遂行するために重要な役割を果たす、緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強を引き続き実施していきます。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定において震度6強の地域かつ、津波浸水想定区域にあるポンプ所において、地震発生時でも所要の安全性を確保できるように必要な耐震対策を実施していきます。
- 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震に備えるため、平成32年度まで延伸された緊急防

災・減災事業債を最大限に活用し、山崎川・扇川・大高川の耐震化を実施していきます。また、大江川においては関係機関との調整をはかり、地震・津波対策を検討していきます。

- 天井等落下防止対策工事について、教育センター、女性会館、総合体育館、スポーツセンター3館、富田北プールで工事を行います。
- 上下水道施設の耐震化は老朽化対策とあわせて実施しているところですが、災害対策の効果を高めるためにも、改築・更新の優先度を考慮し計画的に事業をすすめます。
- 大規模地震に備え、地下鉄構造物の耐震補強を着実にすすめていきます。
- 山崎川の名鉄本線橋りょうにおいては、桁下高不足等による河積阻害が生じており、治水上早急な改善が必要であるため、鉄道概略設計等を実施していきます。
- 堀川においては、リニア中央新幹線開業を控える名古屋駅と、名古屋城を結ぶ観光・回遊ルートで注目が集まる五条橋地区の整備を新たに着手することで、下流からの整備と並行しさらなる堀川の整備促進をめざします。
- 土地改良区の排水機場の長寿命化については、引き続き事業主体である愛知県と調整し、事業のスムーズな進捗につとめていきます。
- 浸水対策として緊急雨水整備事業を着実にすすめます。
- 臨海部の防災機能の強化に向け、引き続き名古屋港の防災施設の一層の機能強化を促進します。
- 現在都市防災不燃化促進事業を実施中の東郊線地区は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間を事業期間として実施していますが、広報紙への掲載など啓発活動に引き続きつとめ、燃えないまちづくりをめざします。
- 大曽根北地区はじめ 3 地区の住宅市街地総合整備事業の完了に向けて、引き続き老朽住宅の買収除却や公共施設整備を実施し、地区の防災性の向上につとめます。
- 生活こみち整備促進事業について、老朽木造住宅除却助成と併せて PR することにより、利用促進をはかります。
- 大規模地震時に地下街利用者の安全を確保するため、地下街耐震改修等助成を活用してもらうことにより、各地下街での防災対策の促進をはかります。

■関連する個別計画

- ・地域防災計画 ・震災対策実施計画 ・震災に強いまちづくり方針 ・建築物耐震改修促進計画
- ・みずプラン 32 ・緊急雨水整備事業 ・第 4 次水道基幹施設整備事業 ・第 4 次配水管網整備事業
- ・下水道基幹施設整備計画 ・第 8 次下水管路調査改築計画 ・河川整備計画

施策 16

防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します

めざす姿

市民・企業・行政が連携して、大規模な災害に対する備えができている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成27年度の組織改正において、本市の防災をはじめとする危機管理について総合的かつ計画的に継続して推進していくとともに、より一層の地域防災力の向上に向けて地域との協力・連携を強化するため、防災危機管理局を設置しました。
- 南海トラフ巨大地震を想定した「震災対策実施計画」を平成26年10月（平成28年10月改定）に、これまでの風水害を教訓とした「風水害対策実施計画」を平成28年10月に、それぞれ策定しました。また、大規模自然災害に備えた「地域強^{きょうじん}靱化計画」を平成28年3月に策定しました。
- 想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮に対する防災・減災対策を推進することを主眼とした水防法の改正（平成27年5月および平成29年5月）を受け、改正法への対応が必要とされています。
- 平成28年熊本地震を教訓とした震災対策をはじめとする防災・減災対策の推進が求められています。
- 「金山駅周辺まちづくり構想」の基本方針の1つとして地域防災力の強化が取り上げられており、その他地域（金山地域）における対策検討の必要性が高まっています。
- 港区における区役所と土木事務所の同一庁舎化の効果検証をふまえ、平成29年3月「区のあり方基本方針」にて、現在単独庁舎となっている土木事務所について区役所との同一庁舎化をすすめることにしました。
- 平成28年9月の都市再生特別措置法改正により、都市再生安全確保計画に非常用電気等供給施設の整備または管理に関する事項を記載し、関係者が協定を締結することができるようになりました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30年度	40年度	
1	家庭内において災害に対する備えができている市民の割合	59.6% (25年度)	58.8%	72%	89%	D
2	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,046件 (25年度)	1,357件	1,550件	1,700件	A
3	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	64% (25年度)	99.2%	100%	100%	A

■これまでの取り組み

1 大規模災害対策の推進

- 災害発生時に被災した市民へ食糧等を供給する目的で、各指定避難所、各区役所・支所および備蓄倉庫等に、食糧、毛布などの災害救助用物資や災害用トイレを備蓄しており、平成29年度は、備蓄食糧約41万食、仮設トイレ412基、簡易パック式トイレ約52万回分等を増備しました。さらに、紙おむつや生理用品等についても更新するとともに、備品の点検などを実施しました。
- 大規模地震発生時における名古屋駅周辺地区の滞在者等の安全確保に向け、官民連携の協議会にお

いて、「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」の周知をはかるとともに、退避施設等の拡充や情報伝達にかかる取り組みを盛り込んだ「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）」を作成しました。

○平成26年度に港区役所と港土木事務所の同一庁舎化を実施し、平成28年度に効果検証を実施しました。

○同報無線の更新・増設等に向け、平成27年度に実施設計を行い、平成28年度および平成29年度の2か年で整備工事を実施しました。

○地域防災力の向上をはかるため、市内の9割以上の学区で指定避難所開設・運営訓練を実施しました。

○地震および津波による被害を軽減するため、地域ごとの特性に応じた避難行動計画の策定および訓練の運営支援を実施しました。

2 災害対応力の向上

○非常用電源設備の機能強化に向け、市役所各庁舎において平成28年度に設計を行い、平成29年度より整備を開始しました。また、区役所については、平成28年度に、港区役所はじめ7区において整備を行うとともに、西区役所はじめ3区において整備の設計を行いました。

○津波に対する消防部隊の活動方針を検証するとともに、大規模災害時における消防署等と消防団との連絡体制を確立するため、平成27年度に、消防無線機を各消防団に配置しました。また、既存防火水槽を耐震補強するための設計および工事を実施するとともに、可搬式ポンプを更新しました。

○大規模地震時に有効な消防水利の配置位置および使用方法等を把握するために、調査を行いました。

○震災対応訓練を実施し、大規模震災時における消防隊の活動能力の向上につとめました。

○非常用救急自動車を各消防署に整備し、各区に1両ずつ合計16両の整備を平成26年度に完了しました。

○消防団の連絡体制を充実強化するため、携帯型デジタル簡易無線機を各消防団に増強配置しました。また、平成26年度から消防団員参集把握システムを導入し、運用を開始しました。

○消防署の非常用電源にかかる機器更新に向けた設計および工事を実施しました。

○平成27年度に、職員用防災備蓄物資のあり方について検討し、平成28年度は、中村区はじめ7区、平成29年度は千種区はじめ5区の区役所・支所、各局室の公所等に備蓄しました。

○東日本大震災の被災地である陸前高田市等および平成28年熊本地震の被災地である熊本市に職員をそれぞれ派遣しました。また、市民の防災意識の向上をはかるため、震災の教訓をふまえた講演会を開催しました。

3 地域防災力の向上

○小学校1・4年生、中学校1年生になごやっ子防災ノートを配布し、学校管理職対象に防災教育講習会を実施しました。

○家具の転倒防止や備蓄等の防災対策の啓発については、啓発用リーフレットおよびDVDを活用し、消防職員や消防団員等が地域行事等に出向いて行う防災教室を3,415回実施するとともに、立入検査の機会を利用して11,644事業所の関係者に対して啓発を実施しました。

○家具の固定ができるボランティアの養成および派遣を実施し、家具の固定が困難である世帯等に対する支援を行いました。

○災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成し、区役所、消防署などに配布するとともに、名簿を必要とする地域への提供を行いました。

○防災安心まちづくり事業については、地域と事業所との連携がはかれるよう積極的な働きかけを実施し、平成28年度までに1,357件の覚書が締結されました。

○自主防災組織に対し、防災訓練の実施を促すとともに、効果的な訓練を実施するために必要な支援を行いました。

○地震火災による被害の軽減をはかるため、火災延焼危険の高い地域の自主防災組織に、スタンドパイプ初期消火資器材の配置をすすめており、平成29年度は一部の地域に試行配置し、地域住民の方に安全かつ有効に使用してもらうためのスタンドパイプ初期消火資器材の取扱マニュアルを作成しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 震災、風水害に対する災害救助用物資や災害用トイレなどの備蓄について、平成30年度までの目標として、食糧169万食、毛布32万7千枚、仮設トイレ2,700基、簡易パッキ式トイレ315万回分等を指定避難所等へ段階的に配備するとともに、大規模災害時における、災害救助用物資の円滑な供給体制を構築していきます。
- 「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）」の周知や、退避施設等のさらなる確保、帰宅困難者用防災備蓄物資の配備、帰宅困難者数の再推計をふまえた次期計画の策定など、帰宅困難者対策の推進に向けて、引き続き官民連携による取り組みをすすめていきます。
- 金山地域の防災計画策定に向けて、引き続き関係者との調整をすすめていきます。
- 指定避難所開設・運営訓練について、今後も地域の実情に応じた訓練を着実に実施していくとともに、熊本地震をふまえて改正した指定避難所運営マニュアルに基づき、訓練内容のさらなる充実に取り組みます。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震の教訓をふまえ、災害応急対策の見直しや区本部機能の強化をすすめるなど、本市の防災施策のさらなる強化につとめていきます。
- 水防法に基づく想定最大規模の浸水想定等をふまえ、大規模風水害時における広域避難のあり方について引き続き検討調査をすすめます。
- 大規模災害時に市立中学校に設置される医療救護所の機能強化をはかるため、名古屋市医師会と連携して訓練を実施するとともに、医療救護活動用備品の充実につとめていきます。
- 非常用電源設備の機能強化に向け、引き続き整備をすすめていきます。
- 合築施設の耐震性が確保されていない千種区役所について、改築調査をふまえ、基本構想策定調査を実施します。
- 消防施設としての機能強化のため、非常用発電機の更新をすすめます。
- 防火水槽の耐震補強については、平成27年度に策定した整備計画に沿って、平成30年度までに既存防火水槽133基の耐震補強工事を実施します。
- 大規模震災時に有効な消防水利の設置位置および使用方法等について、各消防部隊に周知をはかるためのマニュアルを作成します。
- 今後も各消防隊を対象として震災時の活動に関する継続的な訓練・教養を行うなど、大規模な地震災害等に対する活動能力の向上に取り組みます。
- 地震発生時、早期に消防体制を確立するため、消防団と消防隊が連携して初動の段階で多数の消防隊が編成できるよう、消防隊と消防団による実動的な合同訓練を実施します。
- 災害時に消防隊と消防団が連携し効率的な活動を実施するため、消防団装備を強化します。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、災害初期において公設の消防力のみでは住民の生命の保護、地域の被害軽減は困難であり、消防は地域と一体となって災害に立ち向かう必要があると考えられるため、地域が取り組むべきことを普及啓発することはもとより、自主防災活動への積極的な参加を促すことが重要であると考えられます。そのため、引き続き積極的に地域に出向き消防署と地域の顔の見える関係を構築するとともに、地域の特性にあわせた効果的な自主防災訓練が実施できるよう支援していきます。

- なごやっ子防災ノートの配布とそれにかかる指導や防災教育講習会の実施により、児童生徒の防災意識は高まりました。今後は、自分の命は自分で守るという「自助」に加え、周りの人々と助け合う「共助」の意識を育むようつとめていきます。
- 助け合いの仕組みづくりについて、今後も、取り組み実績のある町内会・自治会のさらなる増加のために継続的な普及啓発活動につとめていきます。
- 大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結については、引き続き事業所の理解・協力を得るための意識啓発を実施していきます。また、立入検査や事業所に対する講習会等において、オフィス家具等の転倒・落下防止や事業所内の備蓄などの対策について普及啓発を実施していきます。
- スタンドパイプ初期消火資器材については、平成 29 年度の試行配置の結果をふまえ、他の地域への配置に向けて取り組んでいきます。
- 家具の固定ができるボランティアの養成および派遣については、事業の実施区を拡大し、さらなる充実をはかっていきます。
- 自主防災組織の防災力向上のほか、家庭の防火防災対策を促進するため、消防団員による防災指導を実施します。
- よりきめ細かな地域防災活動を推進するため、地域防災に関する各種情報を整理した「地区防災カルテ」を作成します。
- 平成 31 年度以降に本市が実施する防災施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震や平成 27 年 5 月に改正された水防法等をふまえた具体的な対策を盛り込んだ災害対策にかかる実施計画の策定をすすめます。

■関連する個別計画

- ・地域防災計画 ・震災対策実施計画 ・風水害対策実施計画 ・業務継続計画（震災編）
- ・地域強^{きょうじん}靱化計画 ・第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）

施策 17

災害時に市民の安全を守る体制の強化をすすめます

めざす姿

さまざまな災害から市民を守る消防・救急体制が整っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 全国的に救急出動件数が増加する中、本市においても平成28年中の救急出動件数は対前年比2,146件増の122,142件となりました。今後も、高齢化の進行等を背景に救急需要の増大が予測されます。
- 平成27年6月公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、火薬類取締法および高圧ガス保安法における許可等の事務・権限が都道府県から指定都市へ、それぞれ平成29年度および平成30年度から移譲されることとなりました。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ょ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	住宅火災 1 件当たりの焼損面積	16.0 m ² (21-25 年)	16.5 m ² (28 年)	15.0 m ² (30 年)	15.0 m ² 以下 (40 年)	D
2	救急車の平均現場到着時間	6.3 分 (25 年)	6.2 分 (28 年)	6.0 分以下 (30 年)	6.0 分以下 (40 年)	B
3	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	58.9% (25 年度)	61.7%	60%	60%以上	A

■これまでの取り組み

1	火災予防体制の充実
○年2回の火災予防運動を含むあらゆる機会をとらえ、ポスターやチラシなどを活用して、住宅用火災警報器の設置および維持管理についての啓発を実施しました。 ○高齢者世帯等を訪問し、防火・防災について啓発を実施するとともに、希望に応じて住戸内に立ち入り、火災予防・災害対策上の危険性がないかなどの診断および助言を行う「防火・防災診断」を実施しました。 ○社会福祉施設等に対する立入検査を実施し、不備事項に対する是正指導を実施するとともに、あわせて事業所関係者に対して消防訓練を指導しました。	
2	消防・救助体制の充実
○市立大学病院において、DMAT 隊員を増員するとともに、平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミットへ DMAT を派遣しました。また、平成 28 年熊本地震に対する災害医療活動として医療救護班および災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣するとともに、DMAT や医療救護班の派遣についてマニュアル化し、派遣訓練を実施しました。 ○災害拠点病院である東部医療センターおよび西部医療センターにおいて、DMAT の配置、食料などの災害対応備品の維持・更新および災害対応訓練を実施するとともに、東部医療センターにおいて、敷地内ヘリコプター離発着場の整備を含めた新病棟の建設に着手しました。また、平成 28 年熊本地震に対する災害医療活動として DMAT を派遣しました。 ○消防車両を7両更新しました。	

- 特殊災害に対する活動能力を向上させるため、NBC災害にかかる専門的知識や消防活動に関する教養を実施しました。
- 天白消防署島田出張所改修工事にかかる実施設計を実施しました。
- 消防団詰所の整備を実施しました。
- 平成27年度に、消防団員を起用したPR動画の作成やアイドルグループの消防団サポーター任命を実施しました。
- 消防団への入団促進をはかるため、各区において消防団員募集キャンペーンを実施しました。
- 平成28年度に、消防団の新たな枠組みとして、応急手当や可搬式ポンプなどに関する専門的な知識・技術を有する基本消防団員を構成員とする「名古屋市マイスター消防団」や、名古屋市立大学および中京大学の学生で構成する「名古屋市大学生消防団」を新設しました。また、平成29年度には「名古屋市大学生消防団」に、新たに5大学が加わりました。
- 電波関係法令等の改正にともなう消防救急無線のデジタル化整備事業を平成27年度に完了し、運用を開始するとともに、運用方法について職員に対する教養を実施しました。

3 救急救命体制の充実

- 救急隊増隊にかかる施設改修および救急自動車・資器材の整備を実施しました。
- 救急隊の出動準備を迅速化し、現場到着時間の短縮をはかるため、救急指令に予告機能を導入しました。
- 現場に居合わせた方々へ案内するAEDの設置情報を充実させるため、一般財団法人日本救急医療財団の保有する設置情報を活用することができるよう消防情報システム等の改修を実施しました。
- テレビ・ラジオ等の媒体を活用し予防救急についての情報提供を行うとともに、「救急の日」である9月9日を含む1週間（救急医療週間）において、救急に関する様々な普及啓発活動を実施しました。また、救急車頻回利用者に対する個別訪問を継続実施しました。
- 救急救命士を35人養成しました。また、救急救命処置の範囲の拡大に伴い、愛知県が主催する追加講習への計画的な参加と消防局内での教養・チームトレーニングを実施しました。
- 救急隊員の知識・技術の向上等をはかり、救急業務の質を維持向上させるため、救急救命士に対する病院実習や、救急隊の活動に対する事後検証・症例検討を実施しました。
- 救命講習等を1,270回実施するとともに、できるだけ多くの方々に救命講習を受講してもらうため、女性指導員によるウイメンズ救命講習や、講習時間が取れない方でも気軽に受講できる45分の救命入門コースなど、多様なニーズにあわせた講習を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 高齢化の進行を背景に、今後も自力避難が困難な高齢者世帯が増加すると考えられることから、戸別訪問による防火・防災指導を継続実施します。また、防火・防災診断についても、より多くの方々に受けてもらえるよう、積極的にPRしていきます。
- 住宅用火災警報器の設置については、今後も設置効果や奏功事例を紹介するなど、さらなる設置促進に取り組むとともに、設置から長期間が経過したものについては、作動確認や交換を促すなど、維持管理についても啓発していきます。
- 増加する社会福祉施設の火災対策については、消防用設備等の適切な設置および維持管理が重要であるため、引き続き防火指導を徹底するとともに、火災発生時に施設職員が適切に対応できるよう、通報、消火および避難誘導等の消防訓練についても、引き続き訓練指導を推進していきます。
- 市立大学病院において災害拠点病院としての役割を担うため、引き続きDMAT隊員の増員並びにNBC災害を含む災害対応備品の維持・更新を行うとともに、市民や関係機関と協働した災害対応訓練を実施

します。また、市立大学病院は、南海トラフ巨大地震が発生した際に、津波の浸水を免れる市城南端の災害拠点病院となることから、救急・災害医療のあり方に関する調査を行い、機能強化について検討します。

- 東部医療センターおよび西部医療センターにおいて、災害拠点病院としての役割を担うため、引き続きDMATの配置、食料などの災害対応備品の維持・更新を行うとともに、効果的な災害対応訓練の実施につとめていくほか、東部医療センターにおいて、敷地内ヘリコプター離発着場の整備を含めた新病棟の整備を着実にすすめることにより、災害発生時の医療機能の充実につとめます。
- 確実かつ迅速に災害対応するため、消防施設として機能の維持・改善のための庁舎の改修をすすめるとともに、老朽化した消防車両を計画的に更新します。
- 多様化する特殊災害に対する消防・救助活動能力を向上させるため、各消防部隊に対し継続的に訓練および教養を実施していきます。
- 災害発生時における情報収集機能の強化をはかるため、リアルタイムでの映像送信が可能な資機材を導入し災害による被害のさらなる軽減をはかっていきます。
- 消防団の充実強化については、引き続き消防団の充足率向上に取り組むなど、消防団の活性化を推進するとともに、消防団の運営にかかる経費の見直しを行い、施設および装備等のさらなる充実をはかっていきます。
- 名古屋市マイスター消防団については、定数充足を推進し、名古屋市大学生消防団については、現在の7校以外に対しても参画を促すなど、拡充の働きかけを行っていきます。
- 会話に不自由な聴覚・言語機能障害者等の方々が、音声によらない119番通報を行う際の利便性を向上させるため、スマートフォン等によるインターネット接続機能を利用したNet119緊急通報システムを導入します。
- 病院前救護の充実のためには、救急車が要請に応じて迅速に到着することが重要であることから、引き続き現場到着時間短縮にかかる取り組みを推進していきます。また、名古屋駅およびその周辺の救急需要に対応するため、救急隊待機場所等の整備をすすめます。さらに、救急需要の増加を見据え計画的に救急救命士を養成していきます。
- 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保・輸液等、拡大する処置を適切に運用できる体制を強化するため、引き続き愛知県が主催する追加講習への参加と、消防局内での教養・チームトレーニングを実施していきます。
- 救命の連鎖のためには、現場に居合わせた方々による適切な応急手当が重要であることから、より多くの方々に救命講習を受講してもらえよう、その重要性を普及啓発し、救命講習等の受講機会の拡大をはかります。また、応急手当に関する知識・技術について、普及指導することができる応急手当普及員の養成についても注力していきます。

■関連する個別計画

・地域防災計画 ・震災対策実施計画

施策 18 犯罪や交通事故のない地域づくりにつとめます

めざす姿 犯罪や交通事故がなく、安心・安全に暮らせる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 28 年の市内における刑法犯認知件数（総数）は 27,558 件で、計画策定時（平成 25 年：39,350 件）から減少傾向にあるものの、自動車盗や住宅対象侵入盗など一部の罪種は他都市と比しても高い水準のままです。
- 平成 28 年の市内における交通事故死者数は 30 人（うち 5 割以上が高齢者）で、計画策定時（平成 25 年：48 人）から年により増減はあるものの減少傾向にあります。また、全体の交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢運転者が第一当事者となった自動車・二輪車事故の割合は増加傾向にあります。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進捗状況
				30 年度	40 年度	
1	犯罪がなく安心して暮らせると思う市民の割合	63.2% (25 年度)	67.7%	75%	91%	B
2	重点 10 罪種の犯罪率 (人口 10 万人当たりの認知件数)	916 件 (25 年)	524 件 (28 年)	750 件 (30 年)	513 件 (40 年)	A
3	年間交通事故死者数	48 人 (25 年)	30 人 (28 年)	35 人 (30 年)	25 人 (40 年)	A

■これまでの取り組み

1 犯罪のない地域づくり

- 愛知県警察や地域と連携した広報・啓発を実施するなど、生活安全市民運動を推進するとともに、地域団体が行う防犯カメラの設置や防犯灯の LED 化に対する助成を行った結果、平成 28 年の重点 10 罪種の犯罪率（人口 10 万人当たりの認知件数）は、前年の 638 件から 524 件に減少しました。
- スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、なごやっ子あんしんメールによる不審者情報の配信を行い、子どもたちの登下校の安全確保をはかりました。

2 交通事故のない地域づくり

- 愛知県警察や地域と連携した広報・啓発を実施し、交通安全市民運動等を推進しており、平成 28 年の市内の年間交通事故死者数は、前年の 52 人から 30 人に減少しました。
- 交通事故の発生またはそのおそれがあり、交通安全対策を実施する必要がある箇所において、防護柵、路面標示、街路灯などを設置しました。
- 通学路において、歩道の整備、路肩のカラー化などを実施したほか、街路灯、防護柵の修繕等を実施しました。
- 小学校 1 年生を対象とした黄色い帽子の配付、子どもたちの登下校の見守りなど交通安全功労者の表彰、小学校へ交通安全指導用備品の配付を実施しました。
- すべての幼稚園や小学校で体験型訓練を中心に実施しました。また、中学校や高等学校では、自転車通学をしている生徒を中心に自転車の体験型訓練や安全点検を行い、授業や学級活動の時間に交通安全教育を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 重点 10 罪種のうち自動車盗と住宅対象侵入盗は減少傾向にあるものの、政令指定都市ワースト 1 位にあること、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が多発していることをふまえ、生活安全市民運動の中で、これらの点について広報・啓発していきます。
- 登下校時は、学校・PTA・地域の見守りにより、交通事故率が低いものの、家庭生活で子どもが一人で行動するときの交通事故率は高い傾向にあります。家庭生活で子どもが一人で行動するときの交通事故率を登下校時と同程度まで抑えるために、交通安全教育を一層工夫していきます。
- 登下校時における子どもの安全対策は、市民の生活安全に関する施策全体の中で講じていく必要があります。学校における子どもの安全対策として、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を継続して実施していきます。
- 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより、事故の発生を防止することが重要です。従来の交通安全対策を継続するとともに、警察と連携して交通事故発生を抑止につとめます。さらに、高齢者の交通事故抑止のため、加齢に伴う身体機能の変化について自覚を促し、必要に応じて運転免許の自主返納を促進するとともに、交通安全の啓発を行います。
- 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行（平成 29 年 4 月）に伴い、自転車事故を抑止するため、自転車の安全適正利用教育や交通ルール of 広報啓発の充実等をはかっていきます。
- 犯罪被害者等支援条例の施行（平成 30 年 4 月）に伴い、関係機関との適切な役割分担をふまえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を行います。
- 客引き行為等の禁止等に関する条例の施行（平成 30 年 4 月）に伴い、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成をはかるため、市民および事業者等の意識啓発を行うとともに、禁止区域等の指定および指導等を行います。

■関連する個別計画

- ・第 10 次交通安全計画

施策 19 衛生的な環境の確保につとめます

めざす姿 感染症から市民が守られ、衛生的な暮らしが営まれている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成28年の結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）は21.4となり、平成27年よりも1.0低下しましたが、依然として政令指定都市の中では2番目に高くなっています。
- 近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は、平成28年度で29.9%となっており、減少傾向にあるものの依然として多くの市民が迷惑を感じています。
- 第二斎場の整備が完了し、平成27年7月から2か所体制で市民の火葬需要に応えています。最新の第二斎場と老朽化した八事斎場では施設機能に大きな差があるため、八事斎場を再整備する必要があります。また、八事斎場の再整備にあたっては、プライベート空間の確保など住民ニーズに応えていくことが求められます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	59.9% (25年度)	67.8%	75%	75%以上	B
2	結核り患率 (人口10万人当たりの新登録患者数)	26.5 (25年)	21.4 (28年)	24 (30年)	24以下 (40年)	A
3	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	36.1% (25年度)	29.9%	30%	25%	A

■これまでの取り組み

1	感染症対策の充実
○平成26年3月に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画をふまえ、協力医療機関と実地訓練を行うとともに、医療資材の備蓄の更新をしました。 ○健康危機管理の拠点として、また本市の科学的かつ技術的中核機関として衛生研究所を運営し、平成28年度においては、1,039件の食中毒調査検査を実施するなど、感染症などの発生防止や、発生時の原因究明に関する試験検査および調査研究などを行うとともに、平成31年度移転に向けて実施設計を行いました。 ○東部医療センターにおいて、感染症病床（10床）の再整備を含めた新病棟の建設に着手しました。	
2	火葬体制の充実
○今後の火葬需要の増加や大規模災害への備えとして、第二斎場の整備を完了し、供用を開始しました。また、老朽化した八事斎場の再整備をすすめるための検討を行いました。	

3 犬猫による迷惑防止対策の推進

- 平成 28 年度は、市内の犬猫販売業者 231 施設に対し、236 回の監視指導を実施し、飼主へ適正飼養の必要性を説明するよう指導しました。また、保健所窓口では、犬の登録、注射済票交付、猫の避妊・去勢手術の補助券交付時の機会などをとらえて、地域では 63 人の動物愛護推進員が動物愛護センターや保健所での地域啓発事業の機会などをとらえて、犬猫の飼主などに対し、動物の愛護や適正飼養、管理について啓発を実施しました。
- 平成 28 年度は、飼猫が屋外でのら猫との繁殖を繰り返さないよう、4,101 匹の手術補助を実施するとともに、のら猫を適正に管理するなごやかキャットサポーター274 名の宣言により、のら猫対策を推進しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 衛生研究所の移転改築（生活衛生センターとの統合を含む）にあたって、市民の健康を守るという目的に対し十分な能力を確保しつつ、災害に強い施設として、なごやサイエンスパーク内に整備をすすめます。
- 新型インフルエンザ等が発生した際の住民接種体制を新たに構築する必要があるため、国の動向をふまえ、関係機関と調整しながら、実施体制を検討します。
- 東部医療センターにおいて、第二種感染症指定医療機関として、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症の患者に対して、より適切な医療の提供ができるよう、全室に前室を設置するなど感染症対策をより充実させた感染症病床（10 床）を含む新病棟の整備を着実にすすめます。
- 八事斎場の再整備にあたっては、再整備にかかる基本方針の策定に必要な調査を実施します。
- 引き続き、飼主への適正飼養の啓発につとめるとともに、犬猫の販売業者（ペットショップ）に適正飼養の説明を徹底するよう指導を行います。
- のら猫に関する苦情が多く寄せられていることから、引き続き、避妊・去勢手術に対して補助をしていきます。また、なごやかキャットサポーターやなごやかキャットみまもり地域の支援の強化、無責任に餌のみを与えている人に対する指導などについて検討します。

■関連する個別計画

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画

施策 20 安全でおいしい水を安定供給します

めざす姿 いつでも安心しておいしい水を飲むことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 本市の水道水は、良質な木曽川の水源に恵まれ、平成29年7月に実施した市民2万人アンケートでも、「いつでも安心しておいしい水が飲める」という項目が最も満足度が高いなど、おいしい水道水として高い評価を得ています。
- 水道水の残留塩素濃度に関する指標については、安全でおいしい水をより精細に表す指標とするため、平成28年度より24時間・365日水質などを監視することができる水質・水圧遠方監視装置の測定結果を採用しています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30年度	40年度	
1	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	78.1% (25年度)	78.2%	80%	85%	C
2	配水管内の水道水残留塩素濃度が 0.2～0.5mg/ℓの範囲となる地点の割合	94.6% (77.8%※) (25年度)	— (91.9%※)	96% (90%以上※)	97%	A
3	小規模貯水槽水道の水質や構造に関する指導実績率	1巡目 75.8% (25年度)	2巡目 38%	2巡目 63%	新たな指導方法を検討	A

※括弧内は、配水管内の水道水残留塩素濃度をより正確に測定できる水質・水圧遠方監視装置による連続測定に改めたため、新たな測定手法による数値を記載

■これまでの取り組み

1 日本一おいしい水の供給をめざす取り組み

- 病原性微生物などの対策や、豪雨による濁度上昇や原水水質の急変への対応、放射性物質の検査など、徹底した水質管理により水道水の安全性を確保するとともに、配水施設の適正な管理や塩素注入量の適正化など水道水の品質にかかる総合的な取り組みを行いました。
- 安全でおいしい水の安定供給のため、配水施設の適正管理として、平成28年度は配水池の清掃を1池、配水管内クリーニングを36.1km実施しました。
- 貯水槽水道の利用者が安全でおいしい水を飲めるように、平成28年度は小規模貯水槽水道の点検・指導の2巡目を4,705件実施しました。
- よりおいしい水を利用できるように老朽管改良時に適正な口径を選択し、更新することによる流達時間の短縮や遠方監視による残留塩素濃度管理により、残留塩素濃度の適正管理に取り組みました。
- 受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を供給する直結給水の普及促進を継続しました。

2 水源水質の良さを守る取り組み

- 木曽三川流域の健全な水環境を守っていくため、平成 28 年度は「木曽三川流域自治体サミット」、「木曽川（飛騨川）水系水処理ネットワーク会議」等を開催し流域自治体相互の連携を強化しました。
- 上中流域の持続可能な地域経済の振興に向けて、平成 28 年度は「ビジネス・サミット 2016」等を官民協働により実施しました。
- 平成 28 年度は住民参加により「木曽三川流域連携シンポジウム」や「木曽川さんありがとう」、「木曽三川水源林保全体験」等を実施し、水環境保全への理解を深めました。

■今後の課題および取り組み方針

- 安全でおいしい水を安定供給していくため、今後も水道施設の更新を着実にすすめるとともに、配水管内クリーニングをはじめとする配水施設の適正管理や、直結給水の普及促進に取り組みます。また、小規模貯水槽水道の点検・指導について、引き続き 2 巡目を実施していきます。
- 流域自治体相互の連携を強化するとともに、官民協働による持続可能な地域経済の振興をすすめ、住民参加・交流による水循環保全への理解をすすめます。

■関連する個別計画

- ・みずプラン 32 ・第 4 次水道基幹施設整備事業 ・第 4 次配水管網整備事業
- ・第 5 次配水維持管理作業計画

施策 2 1

消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

めざす姿

消費生活に関するトラブルや心配事がなく、生鮮食料品が安定供給され、食の安全・安心が確保されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 地方公共団体における消費生活相談体制を強化することを目的として平成 26 年 6 月に改正された消費者安全法に基づき、名古屋市消費生活センター条例を制定し、平成 28 年 4 月に施行しました。
- 平成 28 年 4 月に愛知県から本市に権限移譲された食品表示法（JAS 法由来部分）の監視指導を実施しています。
- 平成 28 年 12 月に、厚生労働省の「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」最終とりまとめにおいて HACCP※制度化の方針が示され、厚生労働省では、平成 30 年の通常国会における HACCP 制度化を含めた食品衛生法等の改正に向け、検討がすすめられています。本市では、食品等事業者が HACCP 制度化に向けた取り組みを効果的にすすめられるよう、適切な助言指導を行っています。
- 消費生活の安定および向上を確保し、今後取り組むべき課題や施策の方向性を示すため、平成 29 年 3 月に第 2 次名古屋市消費者行政推進プランを策定・公表しました。

※ HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品等事業者らが食中毒菌汚染等や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進捗状況
				30 年度	40 年度	
1	消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	53.3% (25 年度)	49.7%	59%	64%	D
2	中央卸売市場卸売場（本場、北部市場）における低温化率	28.4% (25 年度)	35.2%	30%	35%	A
3	食品衛生自主管理認定制度における認定施設数（累計）	23 施設 (25 年度)	49 施設	90 施設	190 施設	B

■これまでの取り組み

1	消費生活の安定・向上
○消費者被害防止のため、平成 28 年度は消費者団体 9 団体の参加による消費生活フェアの開催や消費者啓発を行ったほか、消費者教育モデル校をはじめとする消費者教育に取り組みました。 ○計量法に基づく商品量目検査等について、平成 28 年度は市内の食品スーパーなどにおいて 2,081 件を検査したところ 29 件で不足があり、不足率は 1.4% となり、前年度より 1.6 ポイント改善しました。 ○平成 28 年度の消費生活相談件数は 14,442 件であり、前年度（15,209 件）より 5.0% 減少しましたが、依然として高止まりで推移しました。その中で消費生活相談員によるあっせん解決率は 96% となり、前年度に比べ 1 ポイント上昇しました。	

2 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

- 青果・水産物を取り扱う本場・北部市場と、食肉を取り扱う南部市場の3つの中央卸売市場を運営し、平成28年度は約65万トンを取り扱い、安全・安心な生鮮食料品の安定供給につとめました。
- 平成28年度には、各市場において基幹設備改修工事を行うなど施設整備をすすめました。
- 開設から30年以上が経過する中央卸売市場北部市場においては、平成26年度に策定した整備基本構想を基に平成27年度に各施設の具体的な整備内容をまとめた整備基本計画を策定しました。

3 食の安全・安心の確保

- 平成28年度においては、食の安全・安心の確保のため、市内食品関係施設の監視指導を99,314件、市内で製造または流通する食品について96,595項目の検査を実施しました。また、食の安全・安心についての講習会を、事業者を対象に206回、消費者を対象に452回開催し、啓発を実施しました。
- 平成28年度においては、市民86名に食の安全・安心モニターを委嘱し、施設調査を546件実施しました。また、食品関係事業者の自主衛生管理の取り組みを促進するため、すぐれた取り組みを行っている施設を新たに9施設認定し、認定された施設は累計49施設になりました。
- 生産履歴記帳の推進や農薬の適正使用の啓発をはかるための講習会を実施したほか、広報なごややJAなごやの広報誌に農薬の適正使用の啓発記事を掲載しました。
- 家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、市内畜産養鶏農家すべてに巡回指導、防疫用消毒薬の配布を行いました。
- 環境保全型農業を推進するため、農業者・農業者団体の取り組みに対する助成である優良農地保全利用対策事業において、生物農薬、フェロモン剤、生分解性マルチフィルムなどに対して助成しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市民の消費生活の安定および向上を確保するため、平成28年度に策定した第2次消費者行政推進プランに基づき、高齢者等を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の形成に向けて消費者教育を推進します。
- 中央卸売市場北部市場については、平成27年度に策定した整備基本計画に基づいた施設整備をはかるほか、中央卸売市場本場および南部市場についても基幹設備改修工事等を推進します。
- 平成29年9月に食品表示基準が一部改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）に対して原料原産地表示が義務化されました。新たな食品表示制度について事業者への周知を行っていきます。また、食品衛生法や食品表示法に基づき、食品関係施設に対する監視指導や食品の検査を実施することで、引き続き食の安全・安心の確保をはかります。
- 平成29年11月に国が実施した「食品衛生法改正懇談会」において、HACCP制度化を含めた食品衛生法改正の取りまとめが示されたことを受け、事業者がHACCP制度化に向けた自主的な衛生管理の取り組みをさらに推進できるよう必要な支援を行います。
- 引き続き、環境保全型農業の推進につとめます。

■関連する個別計画

- ・消費者行政推進プラン
- ・食の安全・安心の確保のための行動計画

施策 2 2 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

めざす姿 空気や水がきれいで、騒音や悪臭などがない快適な生活環境が確保されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成28年度における環境目標値の達成率は、大気（二酸化窒素）が94.4%、河川の水質（BOD）が76.0%でした。
- 本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成28年度は1,515件で、騒音・大気汚染・悪臭が全体の約85%を占めています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4% (25年度)	94.4%	100%	100%	C
2	水質環境目標値の達成率（BOD）	60.0% (25年度)	76%	100%	100%	B
3	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	35.6% (25年度)	37.6%	40%	50%	B

■これまでの取り組み

1	大気環境の向上
○市内の窒素酸化物、PM2.5などの大気汚染物質の常時監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。また、PM2.5等による大気汚染を改善するための対策について検討をすすめました。 ○次世代自動車の普及啓発を実施するとともに、公用車への導入をすすめました。また、「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進しました。	
2	水環境の向上
○河川などにおける水質汚濁の状況の常時監視や、地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。 ○水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施しました。 ○地盤沈下の状況の常時監視および工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。 ○下水道未整備地域における下水道整備を引き続きすすめました。 ○合流式下水道の改善として、雨水滞水池の建設工事を平成28年度は3か所で実施し、1か所完了するとともに、水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備を平成28年度は3か所で実施しました。また、高度処理施設の整備を平成28年度は2か所で実施しました。	

3 快適な生活環境の確保

- 大気・水質における規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、市内における大気や河川、海域における調査を実施しました。
- 環境科学調査センターについては環境に関する総合的、専門的な調査研究機関として、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導にともなう調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施しました。
- 土壌汚染について事業者等に対し調査や措置にかかる規制・指導を実施しました。
- 市域の大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。
- 環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などアスベスト飛散防止に向けた規制・指導を実施しました。
- 国の PRTR 制度に基づき、事業者が行う対象化学物質の環境中への排出量などの届出受付およびデータの集計・公表を実施するとともに、化学物質の適正な管理を一層推進するため化学物質に関する講演会を開催しました。
- 住居やその敷地内に物品等を溜め込み周辺の生活環境に悪影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対応するため、庁内横断的な体制として関係局・区で構成する「住居の不良堆積物対策の推進プロジェクトチーム」を設置し、「ごみ屋敷」対策条例の制定をはじめとする対策の検討をすすめました。

■今後の課題および取り組み方針

- さらなる大気環境の向上をめざすため、常時監視・規制指導を行うとともに、PM2.5 や光化学オキシダントの対策等をすすめていきます。
- 次世代自動車の普及啓発や最新規制適合車への代替促進など自動車環境対策を推進します。
- 水質の環境目標値を達成するため、常時監視・規制指導を行うとともに、河川管理者などと連携して水質の改善をすすめていきます。
- 下水道未整備地域における下水道整備を引き続きすすめるとともに、下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境の向上をはかるため、合流式下水道の改善や高度処理をすすめていきます。
- 市内の住居等における不良な状態を解消するため、「住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例」を平成 30 年 4 月から施行し、堆積者等に対する必要な支援および措置を実施していきます。

■関連する個別計画

・第 3 次環境基本計画 ・水の環復活 2050 なごや戦略

施策 2 3

身近な自然や農にふれあう環境をつくります

めざす姿

市民が身近に緑・農・生き物にふれあうことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 街路樹再生指針を平成27年8月に策定・公表しました。
- 平成28年12月に名古屋市緑の審議会より「新たな時代に対応した公園緑地のあり方―長期未整備公園緑地を中心として―」の答申を受けました。
- 平成29年5月に都市緑地法等の改正がされ、6月に一部施行されました。これに伴い、平成29年10月に緑のまちづくり条例および名古屋市都市公園条例を改正し、一部施行しました。
- 都市農業振興基本法が平成27年度に成立し、同法に基づく都市農業振興基本計画が平成28年度に国により策定されました。都市農業の安定的な継続をはかるとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じた良好な都市環境の形成が今まで以上に求められるようになっていきます。
- 身近な自然との触れ合いの推進などを盛り込んだ「なごや環境学習プラン」を策定し、平成28年3月に公表しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	緑化地域制度によって確保された緑の面積	256ha (25年度)	399.2ha	450ha	850ha	A
2	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2% (25年度)	65%	70%	75%	D
3	市民農園の設置区画数	3,716区画 (25年度)	3,683区画	4,000区画	4,000区画	D
4	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5% (25年度)	4.4%	15%	15%以上	C

■これまでの取り組み

1	緑に親しむ環境づくり
○特別緑地保全地区など既存の緑地保全制度を活用し、緑の拠点となる市内に残された樹林地の保全をはかりました。また、平成27年6月、名古屋市緑の審議会より「新たな緑地保全施策の展開について」の答申を受け、緑地保全の新たな取り組みの検討を行いました。 ○緑化地域制度によって確保された緑の面積は順調に増加しており、民有地緑化助成を受けた緑化面積も順調に増加しました。 ○街路樹の管理については、平成26年7月、今後の街路樹のあり方について名古屋市緑の審議会より答申を受け、安全の確保と街路樹が持つさまざまな機能や役割の発揮をめざして「街路樹再生指針」を策定し、平成27年8月に公表しました。 ○災害時に避難場所となる公園・緑地の整備をすすめるなど、長期未整備公園緑地の事業を推進する中で、平成26年度に志賀公園はじめ3公園の用地取得を完了しました。また、平成27年度に昭和橋公園、	

平成29年度に城山公園と明德公園の事業に着手しました。

○歩いていくことができる身近な公園について、平成26年度から平成29年度までに振甫公園はじめ6公園を新たに整備しました。

○公園ごとの特色を生かした公園経営を推進する取り組みとして、各々の公園のニーズを把握し、その公園の特性をふまえて、「公園がめざすべき姿」と「それに向けた取り組み方針」について定めた公園の管理運営方針（パークマネジメントプラン）を平成26年度から平成28年度までに市内の16公園で作成しました。

○民間活力の導入をはかるため、「名城公園（北園）営業施設等事業提案」による事業者を選定し、平成29年度に開業しました。

○久屋大通公園希望の広場で「にぎわい広場社会実験」を実施し、公園パートナーによるにぎわい創出の取り組みを行うとともに、平成28年度は「スポンサー花壇」の実施公園を拡大し、新たに「街路樹・街路花壇パートナー」制度を開始するなど、市民や企業が参画しやすい環境整備に取り組んできました。また、平成29年度は「まごころ遊具」および「なごやかベンチ」の寄附メニューを追加したほか、「なごやかベンチ」についても寄附対象公園を全区に拡大しました。

○中村公園について、選定委員会による調査審議を経て、平成28年4月より指定管理者制度を導入しました。

○鶴舞公園を始めとする指定管理者制度を導入している11公園において、平成28年度は7公園で目標を上回る入園者がありました。

○多様な主体による樹林地の維持管理の推進、緑のまちづくり活動の推進をはかるため、愛護会交流会を開催するとともに、緑のまちづくり活動団体への講師派遣、市民活動保険への加入等の支援を行ったほか、平成28年10月には、なごや西の森づくり事業として「とだがわの森感謝祭」を行いました。

2 水循環機能の回復

○健全な水循環の回復に向け、平成27年3月に「水の環復活 2050 なごや戦略」第2期実行計画を策定し、水循環に関するさらなる理解の促進や雨水の貯留浸透などに取り組みました。

○水循環への市民の理解の向上をはかるため、湧水等を活用した啓発事業に取り組みました。

3 農のある暮らしづくり

○市民農園、市民水田の設置、支援を行いました。

○地産地消の推進のため、平成28年度末までに延べ109か所の朝市・青空市開催を支援し、地産地消のイベントを延べ10回開催し、ブランド化をめざす農作物延べ6品目に対して育成支援を行いました。

○農業用の水路整備については、総延長2.8kmの整備を行いました。

○多面的な機能を持つ都市内の優良な農地を保全するため、平成28年度は農家など18事業主体に対し、37件の農業用施設・機械の導入等に対する助成を行うとともに、農業経営の安定をはかるため、6品目を対象として野菜生産価格安定対策事業を行いました。

○農業ボランティア育成講座は、平成28年度は30の方が講座を修了し、平成26年度からの農業ボランティア育成講座の修了生は累計85人となりました。

○チャレンジファーマーカレッジは、平成28年度は8人が受講し、平成26年度からの修了生は24人となりました。

○チャレンジファーマーカレッジの修了生の6割が就農するという目標には達しませんでした。

○平成28年度までのチャレンジファーマーカレッジ修了生が一堂に会する交流会を開催しました。また、その場を活用し、就農へのニーズ等の把握につとめました。

○農地バンクの登録農地数を増やすため、農家全戸にチラシ配布を行うといった制度の周知や登録勧奨等を行いました。

○名古屋市農業振興基本方針なごやアグリライフプランを改定しました。

4 生物多様性保全に向けた取り組み

- 市立大学生物多様性研究センターでは、平成28年度におよそ890点の標本を収集しました。さらに、DNAバーコード等を公開する国際的なデータベース（BOLD・DDBJ）へおよそ410点のデータを登録・公開し、日本からのDNAバーコード情報等の発信に貢献しました。また、名古屋市に生息する魚介類をおよそ140個体収集し、そのDNAを分析することで魚介類の遺伝的多様性に対する理解をすすめることができました。さらに、名古屋市内のカスミサンショウウオの遺伝的多様性を調べて専門学術誌に報告したほか、なごや生物多様性センターの機関誌「なごやの生物多様性」へも論文1報を発表するなど、身近な自然を守るための研究活動を推進しました。
- なごや生物多様性センターでは、「なごや生物多様性保全活動協議会」などと協働して、市民参加型の生きもの一斉調査をはじめとした市内各地での生物調査や外来種の防除などの調査・保全活動を実施するとともに、センターまつりなど、分かりやすく気軽に参加できる講座やイベントの実施につとめ、生物多様性についての理解や関心の浸透をはかりました。
- 藤前干潟の重要性と魅力を発信するため、関係機関やNPOと協働で「藤前干潟ふれあい事業」を展開し、干潟体験や講演会などを開催しました。また、オーストラリア・ジロング市との湿地提携に基づく人的交流事業として平成27年度にジロング市へ派遣した中学生の学習成果の波及に向け、ステージ発表や記録誌の発行を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 身近な樹林地の保全をすすめるため、これまでの緑地保全施策を継続していくとともに、新しい施策を引き続き検討し、実施していきます。
- 緑化地域制度によって確保された緑の面積は順調に増加しています。民有地の優良な緑化工事を促進するため、引き続き助成事業を行います。街路樹の維持管理については、街路樹再生指針に沿って、適正な管理を一層すすめていきます。
- 災害に強いまちづくりが一層求められる中、長期末整備公園緑地の整備プログラムに基づき、災害時に避難場所等となる公園・緑地の整備を着実に推進します。
- 歩いていくことができる身近な公園が不足している地域について、街区公園等の整備を着実にすすめていきます。
- 指定管理者制度を導入している公園については、より多くの方々に利用してもらえるよう、魅力的な催事や広報などに取り組みます。また、公園の維持管理については、限られた予算の中で安全を確保しながら、適切な管理につとめます。
- 公園経営の推進では、寄附に対する市民や企業の参画が伸び悩んでいる状況にあるため、新たな寄附事業のメニューを増やすなど、市民や企業が参画しやすい環境整備に取り組みます。
- 緑のまちづくり活動の推進等では、参加者の延人数は横ばいで推移しています。一方、高齢化がすすんでおり、将来の参加者減少が危惧されているため、より多くの市民が活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 水循環への市民の理解の向上をはかるため、湧水等を活用した啓発事業を実施します。
- 市民農園が新たに開設される一方で、相続などの理由により、開設を上回る廃園がすすみました。それにより、市民農園の区画数は初めて減少に転じましたが、市民農園の設置は都市内の農地を保全するとともに、市民に「農」とふれあう機会を提供する場であるため、引き続き4,000区画の目標達成に向けて、市民農園の開設支援を行っていきます。
- 担い手の高齢化や農地の税制、生産物の価格変動など、営農継続への不安材料は多いものの、都市農

業・農地の価値を見直す動きに合わせて、都市農業ならではの利点を生かした新規就農や参入、既存農業者の経営多角化への支援や、消費者住民との交流等による販売支援を行っていきます。

○農業用水路の整備については、財政状況が厳しく、本市の予算だけでは十分な整備が行えない現状をふまえ、積極的に国や県の補助事業を活用し、整備の推進につとめていきます。

○チャレンジファーマーカレッジ修了生の就農へのニーズ等を引き続き把握し、就農を推進していきます。

○農家全戸にチラシ配布を行うといった制度の周知や登録勧奨等、農地バンクの登録農地数を増加させる取り組みを引き続きすすめていきます。また、現在国において市街化区域にある農地の貸借を行いやすくする法制度の導入が予定されているため、それらの制度の活用を検討していきます。

○市立大学生物多様性研究センターでは、標本収集と国際的なデータベースへのデータ登録をすすめていきます。また、生物多様性を保全することの大切さについて、主に学術的観点から情報発信していきます。特に、名古屋市内の淡水貝の遺伝子解析を、なごや生物多様性センターなどと協力してすすめていきます。

○なごや生物多様性センターでは、生物多様性の保全に向けた市民活動の新たな担い手の創出をはかるため、NPOや事業者など様々な主体や、若者を中心に新たな参加者も巻き込んで互いに学びあい、気づきあえる場の提供につとめます。また、生態系に悪影響を及ぼす外来種やその防除の必要性について十分に啓発を行い、市民・事業者と協働し、他機関とも連携して防除に向けた取り組みをすすめていきます。

○藤前干潟の重要性と魅力を伝えるため、テーマや開催場所などを工夫し、「藤前干潟ふれあい事業」を展開します。また、オーストラリア・ジロング市の自然や環境の保全・活用など、派遣した中学生の学習成果の波及をはかっていきます。

■関連する個別計画

- ・なごや緑の基本計画 2020 ・長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
- ・公園経営基本方針 ・公園経営事業展開プラン ・なごやアグリライフプラン（改定版）
- ・第3次環境基本計画 ・水の環復活 2050 なごや戦略 ・生物多様性 2050 なごや戦略
- ・街路樹再生指針 ・なごや環境学習プラン

施策 2 4

公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます

めざす姿

自家用車に頼らなくても、不自由を感じることなく買い物や通勤など日常生活を営むことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年8月に都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設されました。これは、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方によりまちづくりをすすめていくための制度です。平成30年2月1日までに全国で116都市が立地適正化計画を作成・公表しました。
- 平成27年2月に、交通政策基本法の規定に基づき、「交通政策基本計画」が閣議決定され、この中では、交通に関する基本的な方針や、「自治体を中心にコンパクトシティ化等のまちづくりと連携し地域交通ネットワークを再構築する」などの施策目標等について定めています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進ちよく 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	64.9% (25 年度)	64.6%	75%	80%	D
2	市内の鉄道および市バスの1日当たり乗車人員合計	234 万人 (24 年度)	250 万人 (27 年度)	237 万人	243 万人	A
3	市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計	133 万台 (24 年)	131 万台 (27 年)	124 万台 (30 年)	108 万台 (40 年)	C

■これまでの取り組み

1	交通施策とまちづくりとの連携
○駅そばまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画で定める事項を含む計画として、なごや集約連携型まちづくりプランの策定に向けた検討を行いました。 ○平成 23 年 9 月に、交通に関する基本計画として策定した「なごや新交通戦略推進プラン」で掲げたリーディングプロジェクト「みちまちづくり」を実現するため、平成 26 年 9 月に「なごや交通まちづくりプラン」を策定・公表しました。また、施策の具体化をふまえ、平成 29 年 3 月に「新たな路面公共交通システムの導入に係る基本的な考え方」を公表しました。 ○駐車場附置義務制度の見直しの検討および実施、市営路外駐車場の管理運営を実施しました。市営路外駐車場の管理運営については、平成29年度に指定管理者の公募を行い、平成30～34年度の指定管理者を指定しました。公募においては料金の提案を求めるなど、民間事業者のノウハウを取り入れる内容としました。	

2	公共交通の利便性向上
○あおなみ線については沿線活性化協議会において、あおなみ線ツアーを開催する等各種支援を実施しました。 ○ゆとりーとラインについては、平成24年度から平成26年度にかけて行われた車両更新について支援を行いました。 ○リニモについては、愛知県および沿線自治体等により経営支援のための出資を行いました。 ○バスターミナル利用者や指定管理者と適切な協議・調整を実施することにより、適切に維持管理を行い、栄地区の交通拠点としてバス利用者の利便性、快適性、安全性の向上をはかりました。 ○総合駅等の維持管理を実施するとともに、金山総合駅連絡通路橋の耐震補強に関する設計を行いました。 ○地下鉄におけるワイヤレスブロードバンドエリア拡大については、全路線の交通局全車両において、平成29年9月からWi-Fiが利用可能となりました。 ○地下鉄の終電時刻の延長については、東山線において平成26年7月から開始しました。 ○新たな駅の魅力づくりについては、平成26年度に名古屋市立大学と、平成27年度に名古屋大学と、平成28年度に金城学院大学と連携し、駅の魅力づくりについて検討を行いました。学生と連携して実証実験を行うとともに、PRイベントの実施によりにぎわいの機会を創出することができました。また、平成26年7月から毎月1回程度「駅ちかコンサート」を開催しており、平成27年10月からは、駅構内コンサートの公演場所や回数を増加してより利用促進をはかるため、新たにオーディション方式による「Nagoya ポップアップアーティスト」を実施して地下鉄の利用促進をはかりました。	
3	交通エコライフの推進
○交通エコライフの推進をはかるため、交通まちづくりウェブサイトの運営管理、大学の新入生向けパンフレットを作成・周知しました。 ○パークアンドライド駐車場について、ウェブサイトや新聞広告等で周知することにより、利用の促進を行いました。	
4	交通結節点などを中心とした地域の活性化
○金山地域については、行政職員、有識者等で構成する懇談会における議論をふまえ、平成29年3月に金山駅周辺まちづくり構想を策定・公表しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○なごや集約連携型まちづくりプランをふまえ、駅そばまちづくりの取り組みをすすめていきます。 ○「なごや交通まちづくりプラン」に基づき、「賑わい交流軸」の形成や、新たな路面公共交通システムの導入等の重要施策について、関係機関との調整を行いながら検討をすすめ、歩いて楽しめる賑わいのあるまちの実現をめざします。 ○あおなみ線については、沿線活性化協議会において、引き続き、あおなみ線ツアーを開催する等、各種支援を実施します。 ○ゆとりーとラインについては、高い定時性・速達性・輸送力のある地域の公共交通機関として今後も機能の維持向上につとめます。 ○リニモについては、平成28年度で経営支援が終了したことから、今後は愛知県および沿線自治体などで構成する協議会において利用促進の取り組みを行っていきます。 ○栄バスターミナルについては、適切な維持管理を行うことにより、引き続き利便性・快適性・安全性の向上につとめます。	
--	--

- 金山総合駅連絡通路橋の耐震補強については、平成 30 年度の工事施工協定締結に向けた鉄道事業者との工事調整、および関係者への説明など、補強工事に関する調整等を行っていきます。
- 地下鉄東山線の終電時刻の延長は、開始してから 3 年経ち、利用は定着しつつあるものの、終電延長による増加経費を増加収入で賄えていない現状にあり、さらに利用促進をはかるため、PR を実施します。
- Nagoya ポップアップ・アーティスト活動において、より多くの開催に繋がるよう事業 PR や他イベントとの連携をすすめていきます。
- 交通エコライフについては、引き続き市民意識への継続的な働きかけを行うことにより交通行動の公共交通への転換を推進します。
- パークアンドライドについては、パークアンドライド駐車場認定制度を継続するとともに、ウェブサイトや新聞広告による広報を行います。
- 金山駅周辺まちづくり構想に基づき、事業化に向けた検討をすすめていきます。
- 鳴海駅前第二種市街地再開発事業の整備完了に向けて、引き続き建物移転や公共施設整備等を実施し、居住環境の改善と地区の活性化につとめます。

■関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン ・なごや新交通戦略推進プラン ・なごや交通まちづくりプラン
- ・市営交通事業経営計画（2015-2018） ・金山駅周辺まちづくり構想 ・なごや集約連携型まちづくりプラン

施策 2 5 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

めざす姿 良好な都市基盤が整備され、住む人が快適さや利便性を感じられるまちとなっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善、宅地の利用増進をはかるために、土地地区画整理事業などに取り組んでいます。
- 長期にわたり整備されていない都市計画道路については、社会情勢をふまえた計画の見直しや整備着手時期の明確化に取り組んでいます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30年度	40年度	
1	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	87.6% (25年度)	87.4%	90%	90%	D
2	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数（累計）	99地区 (25年度)	108地区	114地区	144地区	A
3	主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数	24区間 (25年度)	23区間	12区間	7区間	B

■これまでの取り組み

1	市街地の整備・再生
○平成 28 年度は、徳重東部第二土地地区画整理組合はじめ 4 組合に対する事業費助成、千音寺土地地区画整理組合に対する事業資金の貸付を行いました。また、上志段味、中志段味特定土地地区画整理組合および茶屋新田土地地区画整理組合に対し、事業費補助を行いました。 ○大曾根北地区はじめ 5 地区の市施行土地地区画整理事業において、建物移転や公共施設整備等を実施しました。なお、平成 27 年度には、下之一色南部地区の整備が完了しました。	
2	土地利用等の規制・誘導
○建築協定地区の締結に向けた支援を行うとともに、建築協定連絡協議会の運営支援として総会の開催、機関誌の発行、勉強会の開催などを行いました。 ○平成 28 年度は、都市基盤の整備に伴う用途地域等の変更や、都市計画提案により 2 地区において地区計画の決定を行いました。	

- 未着手都市計画道路の見直しについて、平成 27 年度は、高田町線・古渡松風線の都市計画変更を行いました。都市計画道路の整備について、平成 28 年度は、大津町線はじめ 24 路線で実施し、平成 28 年度までに江川線はじめ 5 路線で完了しました。
- 平成 27 年度は、「未着手都市計画道路の整備に関する懇談会」を開催し、平成 28 年度は、パブリックコメントを行った上で、「未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）」を策定しました。
- 連続立体交差事業について、都市計画等手続に入る準備に必要な鉄道線形、施工方法の検討をすすめました。
- 単独立体交差事業について、平成 28 年度は、小幡架道橋はじめ 3 か所で実施しました。
- 橋りょう整備について、平成 28 年度は、三階橋はじめ 3 橋で実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 土地区画整理組合への事業費助成等の実施により、今後も、道路や公園等の都市基盤の整備を促進していきます。また、中志段味特定土地区画整理組合が実施する事業再建計画の策定を支援していきます。
- 大曾根北地区はじめ 4 地区の市施行土地区画整理事業の整備完了に向けて、引き続き建物移転や公共施設整備等を実施し、良好な都市基盤の整った安全な市街地の形成につとめます。
- 良好な市街地の形成に寄与できるよう、地域住民に対する適切な支援を行い、建築協定の締結・活用を促進していきます。
- 都市基盤の整備状況や周辺土地利用の状況等を勘案しながら、地域地区制度や地区計画制度の活用により適切な土地利用規制・誘導をはかっていきます。
- 「未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）」に基づく都市計画変更の手続きに向けた関係機関との協議や地元説明会を実施し、見直しの推進がはかられるようつとめていきます。
- 連続立体交差事業において、鉄道事業者と協議をすすめ、鉄道施設の線形や施工方法など立体化の計画内容を整え、早期に都市計画の手続きに入れるようつとめていきます。

■関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン ・未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）
- ・長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）

施策 26 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

めざす姿 歩行者や自転車が安全で快適に道路を通行することができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○本市では、駅周辺における放置自転車が深刻な問題となっていました。自転車等駐車対策の実施により、放置自転車等の台数は、平成28年度で約1.3万台とピーク時の昭和62年度の約5分の1まで減少してきており、一定の効果が得られています。一方、栄地区を中心とした都心部などでは対策をすすめて、放置自転車数は減少しているものの、いまだ通行障害や景観の悪化を引き起こしている状況があります。

○近年、環境負荷の低い交通手段として自転車が見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっていますが、走行ルールが遵守されにくいことや、自転車の走行空間の整備がまだ十分でないことから、平成27年において、歩行者と自転車の交通事故件数は68件、全交通事故に占める自転車事故の割合は24.0%と、全国の割合（18.4%）よりも高くなっています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ょ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	21.8% (25 年度)	23.3%	33%	50%	C
2	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	94.5km (25 年度)	100.4km	110km	150km	B
3	鉄道駅およびバス停留所周辺の放置自転車等の台数	15,701 台 (25 年度)	13,127 台	14,000 台	12,000 台	A

■これまでの取り組み

1	安心して歩ける歩行空間の確保
○平成 28 年度は、有料自転車駐車場への指定管理者制度導入および有料自転車駐車場の新規整備（六番町駅）、無料自転車駐車場の維持管理、放置自転車の撤去活動、駐車指導、広報啓発などを実施しました。	
2	自転車走行空間の整備
○平成 28 年度は、自転車走行空間を 2.0 km整備しました。	
3	新たな自転車利用システムの確立
○コミュニティサイクルの導入に向けて、栄地区の自転車対策をすすめるとともに民間主体による持続可能な事業モデルの検討を行いました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 市営有料自転車駐車場については、指定管理者による適切な管理運営業務の実施を確認するため、継続的な点検・評価を行っていきます。
- 歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、有料化の地元要望がある駅、鉄道・道路整備等周辺状況に変化がある駅、駐車総台数または放置台数の多い駅等について、地域の実情を踏まえた上で、有料自転車駐車場の施設整備につとめます。
- 自転車走行空間整備については、既存の道路幅員の中での空間確保が課題となっており、地域性を考慮した自転車走行空間の整備をすすめます。また、自転車走行のルールやマナーを守らない自転車利用者に対する不安の声があることから、交通事故防止のために啓発活動を実施します。
- 都心部において、自転車利用特性に応じた自転車駐車場の整備やコミュニティサイクル導入に向け、民間主体による持続可能な事業モデルの構築を検討します。

■関連する個別計画

- ・自転車利用環境基本計画

施策 27 バリアフリーのまちづくりをすすめます

めざす姿 高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 誰もが安全で快適に施設や公共交通機関を利用できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や本市の福祉都市環境整備指針に基づき、バリアフリー化を推進しています。
- 平成28年4月から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）により、障害者の利用を想定して行うバリアフリー化や障害者理解のための啓発活動を行うことが求められています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ょ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	37.4% (25 年度)	39%	50%	60%	C
2	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	43.7% (25 年度)	47%	50%	60%	B
3	地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数	23 駅 (25 年度)	45 駅	45 駅	79 駅以上	A

■これまでの取り組み

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

- 福祉のまちづくり推進会議において、福祉都市環境整備などの進ちょく状況やバリアフリー法に基づく重点整備地区における整備の進ちょく状況の報告を行い、専門的見地から審議しました。
- 高齢者をはじめ市民の誰もが、安全で快適に生活しやすい都市を築くための福祉都市環境整備指針について、障害者差別解消法の制定や子育て世代への配慮をはじめとする社会情勢の変化への対応などをふまえ、高齢者、障害者、子育て世代の方といった配慮が必要な利用当事者の意見を聴きながら、平成 29 年 3 月に改定を行いました。

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 平成 27 年度および平成 28 年度に名鉄瀬戸線東大手駅、平成 29 年度に同尼ヶ坂駅において、段差解消のためのエレベーターなどバリアフリー化整備を行いました。
- 地下鉄車両のバリアフリー化や省エネルギー化のため、平成 28 年度は鶴舞線（2 編成）の車両を購入し、地下鉄車両のバリアフリー化率は 77.0%に向上しました。
- 地下鉄駅のホームからの転落防止対策として、東山線においては平成 27 年度に可動式ホーム柵の整備を完了しました。また、名城線・名港線においても、平成 28 年度は現地調査や可動式ホーム柵に対応するための車両改造（5 編成）を実施しました。
- 駅施設のバリアフリー化を推進するため、平成 28 年度は名古屋駅および丸の内駅のエレベーター整備をはじめ、吹上駅、御器所駅および瑞穂運動場西駅における券売機の車いす対応整備などのさらなるバリアフリー整備をすすめました。
- ノンステップバスの導入については、車両更新計画にしたがって平成 28 年度は 35 両の更新を行いました。また、更新車両をすべてノンステップバスとすることで、ノンステップバス導入率は 100%となりました。

3 意識のバリアフリーの推進

- 意識のバリアフリーを推進するため、「障害者と市民のつどい」を開催するとともに、平成 28 年 8 月に障害者差別相談センターを開設し、障害者差別に関する相談や啓発の体制を整え、障害者差別解消法の周知および障害者理解の推進をはかるための講演会を開催しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 民間鉄道事業者に対するバリアフリー化設備設置費用への補助については、バリアフリー法に基づく基本方針により、近鉄名古屋線戸田駅において段差解消のための改修や多機能トイレの設置を行うなど、平成 32 年度までに、1 日当たりの利用者数 3,000 人以上の民間鉄道駅舎へ、エレベーターなどの設置を推進していきます。
- 平成 30 年度は、鶴舞線において車いすスペース等が設置された車両（1 編成）を購入し、地下鉄車両のバリアフリー化率は 79.3%に向上します。また、名城線・名港線において、可動式ホーム柵に対応するための車両改造（9 編成）を実施します。
- 地下鉄駅においては、エレベーターの整備や可動式ホーム柵の整備を順次すすめていきます。また、その他のバリアフリー化については、平成 32 年度までに完了する計画ですすすめていきます。
- 障害者差別解消法の対応として、引き続き障害者差別相談センターによる相談対応や紛争防止などの取り組みを的確に実施するとともに、障害者に対する正しい認識の向上をはかるため、障害者理解のための広報啓発につとめていきます。あわせて本市における障害者差別解消の一層の推進のため、障害者差別解消にかかる条例の策定について検討をすすめます。

■関連する個別計画

- ・福祉都市環境整備指針

施策 28

良質な住まいづくりをすすめます

めざす姿

市民が多様な居住ニーズに応じた良質な住まいで暮らしている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成28年3月に国の住生活基本計画（全国計画）が改定されたことを受けて、本市においても、平成28年12月に名古屋市住生活基本計画を改定しました。今後、「居住者が、自らの居住ニーズを実現するために住まいをえらぶ」、「安心・安全な住まいを確保し、市民の生活をまもる」および「住宅ストックの質を高め、次世代へつなぐ」を基本的視点として、住まい・まちづくりをすすめます。
- 少子化・高齢化などを背景に単身世帯が増加するなど世帯構成の多様化が進行するとともに、平均年収が減少傾向にある中で適切な住宅を自力で確保することが困難な世帯も多様化しています。
- 住宅の寿命は約40年弱と短いことから、資源やエネルギー消費の面で地球環境への負荷が大きく、また住宅で生活する中でのエネルギー消費にともなうCO₂排出量は増加傾向にあります。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ゃ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	住んでいる住宅に満足している市民の割合	68.5% (25 年度)	74.9%	72%	73%	A
2	住まいに関する情報の提供件数	11,051 件 (25 年度)	16,010 件	12,000 件	14,500 件	A
3	長期優良住宅の認定件数（累計）	11,693 件 (25 年度)	20,370 件	24,000 件	49,000 件	A

■これまでの取り組み

1	質の高い住まいづくりのための支援
○市営住宅の建て替えについては、平成 26 年度以降、779 戸の建設に着手しました。 ○既設市営住宅（階段室型）へのエレベーター設置については、累計 11 棟で設置が完了しました。 ○長期優良住宅を新規に 3,231 件認定し、累計を 20,370 件としました。	
2	良質な住まいに安心して住み続けられるための支援
○住まいの相談コーナーにおける相談やインターネットを通じた住まいに関する情報提供を、平成 28 年度は 16,010 件行いました。	
3	住まいの確保への支援
○市営住宅の維持管理については、新規入居者の募集や経常的な修繕、外壁改修等の計画的な修繕等を実施しました。また、入居者の高齢化に対応するふれあい創出事業については、高齢者世帯を対象とした見守り支援を実施するとともに、いきいき支援センターなど福祉部局等との連携をはかりました。 ○中堅所得者の定住促進のため、定住促進住宅公共型の維持管理を実施するとともに、定住促進住宅公共型・民間型に入居する子育て世帯の支援のため、家賃負担の軽減をはかりました。 ○高齢者が安心・快適に暮らすことができるようにするため、民間事業者等による高齢者向け優良賃貸住宅の供給について、供給計画の認定、建設費や入居者の家賃に対する助成を行い、認定戸数は累計で 826 戸となりました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 市営住宅が今後も住宅セーフティネットの中心的な役割を果たしていくためには、持続可能で安定的な管理運営が重要な課題であり、アセットマネジメントと民間活用を推進する観点の下、適切な維持管理・改修・建替を計画的に実施します。
- その際には、本市の財政状況や総人口・世帯数、住宅確保要配慮者の多様化などの中長期的な動向をふまえて、当面の間、既存の市営住宅ストックを最大限活用することとし、建替等に伴う将来の管理戸数の減少に対しては、その他の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅も活用した重層的な住宅セーフティネットを構築していくことにより対応していきます。
- 耐震性が確保され、バリアフリー化された良質な市営住宅ストックの形成をはかるため、耐震対策が必要な市営住宅の建替等を実施します。
- 長期優良住宅の認定制度の普及や情報提供を通じて、今後も長く住み続けられる住宅に更新していく住まいづくりを支援します。
- 市営住宅においては、引き続き建物の適切な維持補修や入居者の高齢化への対応などをすすめるとともに、住宅確保要配慮者の入居機会の確保や若年・子育て世帯の入居促進などに配慮した入居者募集を実施します。また、定住促進住宅においては、PR方法の拡充などさらなる入居促進につとめるとともに、家賃負担の軽減をはかることにより引き続き子育て世帯の支援を実施します。
- 高齢者向け優良賃貸住宅制度やサービス付き高齢者向け住宅制度の周知等による民間の高齢者向け賃貸住宅の供給促進、市民の居住ニーズに応じた質の高い住まいづくり等に関する情報提供などを引き続きすすめるとともに、民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の入居円滑化をはかるため、福祉部局、居住支援団体、不動産団体等と連携しながら、住宅確保要配慮者への居住支援の促進につとめます。

■関連する個別計画

- ・ 住生活基本計画

施策 29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します

めざす姿 市民や事業者と行政等が協働して環境問題に取り組むことで、持続可能な社会となっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 市民、事業者、教育機関、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や経験、問題意識を持ち寄って学びあうネットワークづくりをすすめています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	43.4% (25年度)	33.4%	55%	60%以上	D
2	エコ事業所認定数（累計）	1,843件 (25年度)	2,031件	2,500件	4,000件	C
3	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計	322団体 (25年度)	389団体	430団体	540団体	A

■これまでの取り組み

1 環境に配慮した活動の促進

- 環境デーなごやを開催し、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域の特性に応じたさまざまな環境イベントを行う地域行事を実施するとともに、中央行事においては、ごみ減量、生物多様性、地球温暖化、フェアトレードなどをテーマにさまざまな取り組みやそのつながりを発信し、多くの方に体験・体感してもらいました。
- エコ事業所および優良エコ事業所を認定しました。また、特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰しました。
- 中小企業者が公害防止対策、自動車対策、地球温暖化防止等のためのエネルギー対策など環境保全対策を実施するために必要な資金の融資および利子補助を実施しました。
- 一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度を適切に運用しました。

2 環境教育・協働取組の促進

- なごや環境大学では、市民・企業・教育機関などが企画する共育講座等を実施し、人づくり・人の輪づくりをすすめました。また、これまで培ってきた人とのつながりや経験、ノウハウを活かして、主催講座の実施や環境デーなごや、エコプロ2017に出展し、より一層のネットワーク拡大をはかりました。
- 環境学習センターでは、小中学校の授業の一環としての利用をはじめ、子どもから大人まで、楽しく環境問題を学べるよう、バーチャルスタジオやワークショップを中心とした体験型学習を実施したほか、周辺の教育関係施設とも連携して事業を推進しました。また、持続可能な社会を担う人づくり・人の輪づくりに向け、老朽化したバーチャルスタジオの映像設備の更新や展示内容の充実に向けた改修工事に着手しました。
- なごやエコキッズについて、新規開設園を対象に参加を呼びかけ、認定を行いました。
- 保健所において地域特性に応じた実践活動や普及啓発を実施しました。
- 持続可能な社会の実現に向けて、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題として捉え、分野や主体、世代を超えて、その解決に向け、主体的に行動する人づくり・人の輪づくりをすすめるため、なごや環境学習プランを策定し、平成28年3月に公表しました。

■今後の課題および取り組み方針

- なごや環境学習プランに基づき、なごや環境大学や環境デーなごやをはじめとする事業をより効果的に推進していくことで、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題として捉え、世代や分野を超えて主体的に取り組む人づくりをすすめていきます。
- 引き続きエコ事業所の普及啓発と働きかけを幅広い業種に対し行うとともに、事業者の環境配慮を市民にも知ってもらう取り組みをすすめていきます。
- 環境保全設備資金融資制度の利用を促進するため、より利用者のニーズにあった融資制度とするともに、より効果的な周知を実施していきます。
- 環境学習センターについては、施設の改修により、より多くの方に来館してもらえるよう効果的なPRにつとめるとともに、名古屋の地域に根差した学習内容の充実をはかり、持続可能な社会に向けた人づくりをすすめていきます。
- なごや環境大学については、ユース（次世代）の活動支援・人材育成を目標とするチームを立ち上げ事業展開や連携をはかるなど、分野・主体・世代を超えた交流の場をつくり出し、人づくり・人の輪づくりをすすめます。
- なごやエコキッズ、なごやエコスクール等への環境サポーターの派遣や出前講座などを通じて、園と家庭が一体となった環境保全の取り組みや、小中学校における環境学習の支援を行っていきます。
- 引き続き保健所において地域特性に応じた実践活動や普及啓発を実施していきます。

■関連する個別計画

・第3次環境基本計画 ・名古屋市役所環境行動計画 2030 ・なごや環境学習プラン

施策 30 低炭素社会づくりをすすめます

めざす姿

低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルが普及したまちで、市民と事業者が快適に暮らし活動している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 本市では、温室効果ガス排出量を平成 32 年度までに、基準年度である平成 2 年度から 25%削減する目標を掲げ、地球温暖化対策をすすめてきました。
- 本市における平成 26 年度の京都メカニズムクレジット反映後の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 13.4%、前年度比では 4.7%減少しました。京都メカニズムクレジット反映前の排出量（実排出量）は、基準年度比で 13.2%、前年度比では 4.8%減少しました。
- 国は平成 27 年 7 月に、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26%削減する約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出したほか、平成 28 年 5 月には、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を決定しました。
- このような状況の変化を受け、本市の温暖化対策実行計画についても平成 30 年 3 月に改定しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30 年度	40 年度	
1	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,518 万トン (1,595 万トン※) (23 年度)	1,506 万トン (1,511 万トン※) (26 年度)	1,389 万トン (1,406 万トン※) (28 年度)	1,310 万トン 以下	B
2	再生可能エネルギー（太陽光・風力）による発電設備容量	99,200kW (25 年度)	188,600kW	310,750kW	370,000kW 以上	B
3	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	47.2% (25 年度)	39.4%	80%	90%以上	D

※ 括弧内は京都メカニズム（京都議定書で定められた、温室効果ガス削減をより柔軟に行うために、海外における排出削減等を自国の排出量削減分に割り当てることができる制度）クレジット反映前の数値

■これまでの取り組み

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

- 低炭素都市の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大および省エネルギーの推進をはかるため、太陽光発電設備、太陽熱利用設備および家庭用燃料電池システムの設置費補助を実施しました。
- 再生可能エネルギーの導入を促進するため、建物ごとに太陽光発電・太陽熱利用設備を設置した場合の推定発電量等を地図上に表示するウェブサイト「ソーラーパワー診断マップ」を公開し、普及啓発を行いました。
- 市施設の屋根を太陽光発電事業者に貸す「屋根貸し方式」により再生可能エネルギーの積極的な導入につとめました。
- 環境デーなどやなどのイベントや出前講座等を通して、市民が気軽に取り組めるエコライフの実践について啓発しました。
- 省エネルギー訪問相談として、店舗やオフィスビルなどを訪問し、事業形態や資力に応じた省エネに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施しました。
- 地球温暖化対策計画書等の作成指導、巡回訪問を行い、温暖化対策の指導や助言を実施しました。また、事業者の取り組み等を市公式ウェブサイトで紹介するなど情報提供を行いました。

2 低炭素なまちづくりの推進

- 再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などによる低炭素モデル地区事業として平成26年度に2地区の事業を認定しました。また、認定後は事業者に対して技術的なアドバイスを行う「アドバイザー会議」の開催や、低炭素モデル地区事業の広報等による支援を行いました。
- 大規模建築物の建築計画の届出、事業者による地域冷暖房施設の検討計画にかかる協議等により、地域冷暖房の導入促進につとめました。
- 建築物環境計画書の届出を147件受理し、累計を2,206件としました。
- 低炭素建築物の認定を538件実施し、累計を1,972件としました。

■今後の課題および取り組み方針

- 太陽光発電については、買取価格が今後さらに引き下げられていくことによる導入意欲の減退が予想されるため、売電収入だけではなく自家消費による節電効果のメリットなどの周知や、太陽光発電設備と同時に設置する蓄電システムへの補助制度の新設によって、自家消費型の太陽光発電設備の設置を促し、さらなる再生可能エネルギーの普及につとめます。
- 住宅の低炭素化を促進するために、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に対する補助制度を新設します。
- 利用段階で二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化対策上の重要なエネルギーとして注目されている水素の利用拡大をはかるために、家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置に対する補助制度を継続して実施します。
- 平成27年7月に国の新たな温室効果ガス排出量削減目標（2030年度に2013年度比26%削減）が示され、その中で、業務・家庭部門では大幅な削減が示されました。本市としても省エネルギー訪問相談や地球温暖化対策計画書制度、中・小規模事業所向けの省エネ相談窓口、環境問題へ関心を持つきっかけづくりのさらなる充実を通じて、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促進して、一層の省エネルギーの推進につとめます。
- なごや環境学習プランに基づき、なごや環境大学や環境デーなごやをはじめとする事業をより効果的に推進していくことで、一人ひとりが環境問題を自らの課題として捉え、世代や分野を超えて主体的に取り組む人づくりをすすめていきます。
- 認定した低炭素モデル地区事業について、広報や支援を引き続き行うとともに、その取り組みを地域の特性や課題等に合わせて、他のまちづくりに展開することで、低炭素まちづくりの市内各所への普及をはかります。
- 都市部特有の課題であるヒートアイランド現象に対し、水の蒸発散機能に着目して、湧水を活用したヒートアイランド現象緩和の取り組みをすすめていきます。
- 大規模建築物の建築計画の届出、事業者による地域冷暖房施設の検討計画にかかる協議等により、地域冷暖房導入に対する民間事業者の意識啓発につとめていきます。
- 建築物環境計画書の届出制度および低炭素建築物の認定制度の、普及や情報提供を通じて、今後も低炭素で快適なまちづくりを促進していきます。

■関連する個別計画

- ・第3次環境基本計画
- ・低炭素都市2050なごや戦略
- ・低炭素都市なごや戦略第2次実行計画

施策 3 1

3R を通じた循環型社会づくりをすすめます

めざす姿

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、宣言時と比べ平成 28 年度のごみの埋立量は約 8 割減の約 5 万トン、ごみの処理量は約 4 割減の約 61 万トンとなっています。
- 「発生抑制」の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を実施しており、レジ袋辞退率は約 9 割を維持しています。
- 「リサイクル」については、市が収集する容器包装に加え、小型家電の資源化を拠点回収によりすすめています。また、集団資源回収など市民の自主的な活動で古紙等の資源が回収されており、回収量は平成 28 年度で約 8 万トンとなっています。
- 平成28年3月に、第5次一般廃棄物処理基本計画を策定しました。当計画では、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念として、協働をベースに2R（「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」）および分別・リサイクルの取り組みを推進していきます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進捗よく状況
				30 年度	40 年度	
1	ごみ・資源の総排出量	94 万トン (25 年度)	90.1 万トン	93 万トン	91 万トン 以下	A
2	ごみの処理量	63 万トン (25 年度)	61.5 万トン	59 万トン	54 万トン 以下	B
3	ごみの埋立量	5 万トン (25 年度)	5.1 万トン	4 万トン	2 万トン 以下	D
4	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.3% (25 年度)	78.8%	85%	90%以上	D

■これまでの取り組み

1	3R の推進
	○3Rに取り組む意義や効果を伝え、実践行動につながるきっかけとすることを目的として、学生や単身者向けの映像・冊子を作成し、これらを活用して大学祭や学校の出前講座、スーパー店頭等で啓発を行いました。 ○食品ロスについて、「啓発ソング・ダンス」の制作や「フードドライブ」の実施、「30・10運動」の展開など、削減に向けた行動を市民・事業者に発信しました。 ○レジ袋有料化の取り組みを支援するため、スーパーにおいて店頭キャンペーンを実施するなど、レジ袋有料化の意義や効果について市民に発信しました。 ○再使用可能な粗大ごみを回収して修理し、リユース家具として販売するなど、発生抑制や再利用の意識啓発をはかるための取り組みをすすめました。 ○集団資源回収活動等への支援を行うことにより、新聞・雑誌・段ボールなどの資源を回収し、分別・リサイクルをすすめました。 ○「衣類・布類」の資源化を促進するため、ホームセンター等において、資源化意識の定着や排出方法の広報を目的とした店頭回収キャンペーンを実施しました。 ○各区に分別推進員を配置し、資源とごみの分別排出指導を実施することにより、ごみの減量や分別・リサイクルへの意識向上をはかりました。また、6月と11月の「分別マナーアップ推進月間」等の取り組みを通して、分別ルール of 徹底につとめました。 ○さらなるごみ減量を推進するため、資源・ごみの排出方法や3Rに取り組む意義を分かりやすく説明した「なごやのごみ減量・資源化ガイド」を作成し、平成29年10月に全戸配付しました。 ○分別収集された容器包装廃棄物などの着実な資源化をはかるとともに、小型家電に含まれる鉄、アルミニウム、銅、貴金属など有用な金属を資源として有効活用するため、総合スーパーなどで小型家電の回収を行いました。 ○事業系ごみの減量・資源化をすすめるため、事業用大規模建築物の所有者および多量排出事業者から、条例等に基づく減量計画書の提出を受けており、こうした事業者への立入指導を、平成28年度は1,883件実施しました。中小事業者については、排出実態の把握による啓発・指導を実施しました。
2	環境負荷の少ない廃棄物処理の推進
	○可燃ごみを南陽工場はじめ4焼却工場で、不燃ごみを大江破碎工場で安定的に処理し、熔融スラグ・メタル等の資源化および焼却工場の余熱を利用した発電を行いました。 ○北名古屋工場（仮称）の建設工事に着手しました。 ○富田工場の設備更新に向けて、設備解体工事および焼却設備更新工事をすすめ、環境影響評価事後調査を行いました。 ○南陽工場の設備更新に向けて、基本計画および環境影響評価配慮書・方法書を作成しました。 ○愛岐処分場および第二処分場については、適正な管理運営により、焼却灰の埋立処分を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 生ごみの発生抑制の面で大きな課題になっている「食品ロス」の削減に向けて、具体的な施策展開をはかっていきます。
- レジ袋有料化参加店舗ではレジ袋辞退率が約9割と、取り組みが定着しつつありますが、他の容器包装削減等の取り組みに発展させていくことが課題であり、「もったいない＝必要なものを必要なだけつくる、買う」という意識の啓発につとめ、消費者の選択という行動を通して2R（リデュース・リユース）の取り組みをすすめていきます。
- 分別・リサイクルの取り組みについては、平成23年4月のプラスチック製品の分別区分変更以降、資源分別率が低下している「プラスチック製・紙製容器包装」や、資源分別率が約1割にとどまっている「衣類・布類」、「雑がみ」について、これらを重点品目として位置づけ、学生や単身者向けに作成した冊子・映像や「なごやのごみ減量・資源化ガイド」等を活用し、排出者や居住形態に応じた集中的な広報・啓発を展開していきます。
- 事業系ごみの処理量は依然として横ばいの状態が続いているため、事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する減量計画書の提出・立入指導等とともに、平成28年度から取り組んでいる中小事業者への啓発・指導を一層推進していきます。
- 北名古屋工場（仮称）および富田工場の稼働後、速やかに南陽工場を設備更新していきます。南陽工場については、平成38年度の再稼働に向けて準備をすすめていきます。また、今後更新時期を迎える工場について施設整備方針の作成をすすめていきます。
- 焼却工場が発生する焼却灰は、引き続き鳴海工場での熔融処理を行うほか、民間施設において資源化をはかっていきます。
- 愛岐処分場においては、長期的かつ安定的な埋立処分を行うため、浸出水処理施設の建て替えなどの整備をすすめます。また、第二処分場は本市初の海面埋立処分場であることから、より安定的な運営手法を確立していきます。
- 「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者との協働により約4割のごみ減量を達成している状況となっているものの、法改正の動向や、少子化・高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化などの社会情勢の変化等もふまえ、ごみ減量・ごみ処理のあり方を詳細に検証し、今後の施策を検討していきます。

■関連する個別計画

・第3次環境基本計画 ・第5次一般廃棄物処理基本計画

施策 3 2

世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めま
す

めざす姿

世界の主要都市として、世界規模での交流が活発に行われている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 我が国への訪日外国人数は依然著しい伸びを示しており、平成29年は対前年比約19.3%増の2,869万人となりました。国は、2020年までの訪日外国人数を4,000万人とする目標を掲げています。
- 中部国際空港においては、東アジアを中心とした入国者数が堅調に増加する中、長距離路線についても新規就航や増便決定が続いています。また、航空路線の拡充に伴い、出国日本人数も増加に転じたところです。
- リニア中央新幹線について、東海旅客鉄道株式会社による用地交渉が本格的に開始されるとともに、リニア中央新幹線名古屋駅等の工事がすすめられています。また、財政投融资の活用によって、全線開業の最大8年間の前倒しをはかることとされています。
- 平成29年6月に都市公園法が改正され、公園の新たな整備手法としてPark-PFI制度が創設されました。久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）については、Park-PFI制度を活用した民間活力の導入による再生をめざします。
- 名古屋港は、世界の約170の国や地域と貿易で結ばれており、平成28年の総取扱貨物量は15年連続国内第1位、貿易黒字額は19年連続国内第1位を記録するなど、日本のゲートウェイとして大きな役割を果たしています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	世界の主要都市として交流が活発に行われていると思う市民の割合	27.9% (25年度)	23.6%	35%	55%	D
2	中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	27都市 (25年度)	39都市	30都市	33都市	A
3	名古屋港の総取扱貨物量	208百万トン (25年)	193百万トン (28年)	230百万トン (30年)	245百万トン (40年)	D

■これまでの取り組み

1	主要都市にふさわしい都心のまちづくりの推進
	○平成 26 年度に、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」を目標とするまちの姿とした「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定しました。平成 29 年度には、各交通施設の今後の整備内容の具体化をはかるため、関係事業者等との調整をすすめ、市民意見の聴取を行い、「名古屋駅周辺交通基盤整備方針」を策定しました。 ○久屋大通の再生にあたり、平成 28 年度に開催した久屋大通再生有識者懇談会の提言をふまえ、平成 29 年度に名古屋市として久屋大通の将来のあるべき姿をまとめた「久屋大通のあり方」を策定しました。これに基づき、改正都市公園法により創設された Park-PFI 制度を活用した久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の再生にかかる公募を実施し、整備運営事業者を決定しました。 ○平成 26 年度から、久屋大通（北エリア・テレビ塔エリア）の事業化に向け、公共空間を活用した社会実験を行政と地元企業からなる実行委員会形式で実施しました。 ○公有地再開発（栄角地等）については、事業化方策の検討を実施しました。 ○栄三丁目等いくつかのエリアで、地域が主体となったエリアマネジメント活動の支援を行いました。 ○久屋大通において、地元地域団体や NPO とともに、各種イベントの実行委員会に参画し、公共空間を活用したにぎわいづくりを行いました。 ○伏見地区における地元まちづくり構想策定の取り組みを支援し、その成果として取りまとめられた名古屋商工会議所からの提言書「伏見地区まちづくりビジョン」を平成29年3月に受け取りました。 ○名駅南地区の整備については、笹島線の整備手法等の検討を実施しました。 ○納屋橋東地区および栄一丁目 6 番地区に事業費補助を実施し、納屋橋東地区は平成 29 年 6 月に、栄一丁目 6 番地区は平成 30 年 1 月に、それぞれ施設が竣工しました。 ○ささしまライブ 24 土地区画整理事業については、建物等移転をすすめるとともに、昨年に引き続き椿町線アンダーパス等公共施設整備を行いました。 ○椿町線街路事業については、街路築造工事など公共施設整備を行いました。 ○名古屋駅周辺地下公共空間については、管理棟基本設計等を実施しました。
2	中部国際空港の利用促進および機能強化の推進
	○中部国際空港株式会社や経済界等の関係団体とともに、空港の利用促進として、長距離路線をはじめとする需要喚起を行うとともに、航空会社だけでなく政府機関等を通じたエアポートセールスを行いました。また、空港の機能強化に関して国に対して要望活動を行いました。
3	名古屋港の整備促進
	○飛島ふ頭において、コンテナターミナルの機能強化をはかるため、平成 28 年度に事業着手するなど、名古屋港の港湾機能の強化を促進しました。
4	広域交通ネットワークの早期形成
	○名古屋西JCTの建設工事を実施しました。 ○守山スマートICにかかる用地取得を完了し、工事を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めるため、引き続き関係事業者との協議・調整をすすめます。
- 「名古屋駅周辺交通基盤整備方針」をふまえ、各交通施設の整備内容の具体化を加速させます。
- 名古屋駅周辺の多彩な地域資源を活かすために、各地区の魅力やまちづくりの方針などを整理するとともに、各地区をつなぐ回遊性向上策を検討します。
- 久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の再生については、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックまでの供用開始に向けて、整備運営事業者との調整をすすめていきます。
- 久屋大通（南エリア）については、地元をはじめとした関係者との意見交換をすすめつつ、民間事業者による提案を受けるための準備をすすめます。
- 久屋大通公園での地元地域団体や NPO によるイベントの開催支援を行い、公園と沿道の一体的な空間活用によるにぎわいづくりをはかります。
- 「伏見地区まちづくりビジョン」の実現に向けたまちづくりの推進をはじめ、都心部における民間再開発や地域まちづくり活動等への支援を引き続き行っていきます。
- 名駅南地区の整備については、笹島線の事業着手に向けた取り組みをすすめます。
- 平成29年11月に事業化された錦二丁目7番第一種市街地再開発事業に対する事業費補助の実施等、民間再開発を促進していきます。
- ささしまライブ24土地区画整理事業において、地区南側に残っている移転対象物件の移転交渉を鋭意すすめ、船だまり周辺の整備をすすめていきます。
- 名古屋駅周辺地下公共空間の整備については、早期に地権者と協議を調え、都市計画手続きに入ります。
- 中部国際空港からの訪日外国人数は伸びてはいるものの全国シェアは未だ約5%であるため、引き続き長距離路線も含めた効果的なインバウンド施策を講じていきます。また、空港からの二次交通対策や、将来のアウトバウンド需要を担う若年層向け事業の拡充等、総合的な空港の利便性向上や利用促進をはかっていきます。さらに、相次ぐ路線の就航により、一本の滑走路ではメンテナンス時間の確保等、安全な空港運用や路線誘致に支障が出る恐れがあるため、二本目滑走路の早期実現が必要であり、国への要望活動等を継続して行っていきます。
- 地域の国際競争力向上に向け、引き続き名古屋港の一層の機能強化を促進します。
- 名古屋高速道路、名古屋環状2号線の整備を促進するため、関係機関との調整をすすめます。

■関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン ・都心部将来構想 ・栄地区グランドビジョン
- ・名古屋駅周辺まちづくり構想 ・名古屋駅周辺交通基盤整備方針

施策 3 3 国際的に開かれたまちづくりをすすめます

めざす姿 国際的な交流・貢献活動が活発に行われ、多文化共生のまちづくりがすすんでいる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会や平成38年のアジア競技大会の愛知・名古屋での開催、平成39年のリニア中央新幹線の開業に伴い、外国人の訪名が増加することが予想されています。
- 平成29年4月末に外国人住民数が7万5千人を超えました。近年ベトナム・ネパール国籍の外国人数が急増しており、平成27年10月にはベトナム国籍の人数が、平成29年4月にはネパール国籍の人数がブラジル国籍の人数を抜き、それぞれ名古屋市内外国人住民数第4位と第5位になりました。
- 人的配置や各種教室の運営などの事業を実施することにより、日本語指導が必要な児童生徒や帰国児童生徒の学校生活への早期適応をはかっていますが、日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	30.4% (25年度)	31.3%	40%	40%	C
2	外国人留学生数	3,388人※ (25年度)	3,039人	5,900人	5,900人	D

※ 外国人留学生数については、計画策定後外部機関による公表数字が変更されたため訂正

■これまでの取り組み

1	国際交流の推進
○姉妹友好都市との交流をすすめるため、平成28年度は翌年度のメキシコ市との姉妹都市提携40周年に向け、各種交流事業を行い、平成29年度はメキシコ市との姉妹都市提携40周年記念事業およびフランス市との姉妹都市提携を実施しました。 ○市立大学において、イタリア・ローマ市にある国連食糧農業機関（FAO）へ平成27年度および平成28年度に各3名の学生をインターンシップ生として3ヶ月程度派遣しました。	

2 多文化共生の推進

- 多文化共生施策の推進として、外国人市民懇談会や多文化共生推進モデル事業等を実施したほか、名古屋国際センターの運営を行いました。
- 平成27年度に外国人市民アンケートやなごや多文化共生まちづくり会議を、平成28年度に有識者懇談会を開催し、市民、外国人に関わる団体等有識者からの意見を聴取して、第2次多文化共生推進プランを策定しました。
- 日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している学校に、日本語指導講師を配置（前期31校、後期31校）しました。フィリピン語・ポルトガル語・中国語を母語とする児童生徒が多く在籍している小中学校28校に母語学習協力員を配置しました。初期日本語集中教室では日常会話を中心とした初歩的な日本語指導を、日本語通級指導教室では、学習言語習得のための指導を行いました。また、日本語教育相談センターでは、日本語指導に関する学校や保護者との相談活動や翻訳・通訳派遣を行いました。

3 国際貢献の推進

- なごや留学生フレンドシップ事業や、国際留学生会館の運営補助など、留学生の支援を実施しました。
- 市立大学大学院において、秋入学の実施により、平成27年度は4名、平成28年度は4名、平成29年度は3名の留学生が入学しました。
- JICAからの依頼に基づき、主に開発途上国の政府、自治体等からの研修生を受け入れ、「本市の廃棄物管理」、「生物多様性の保全」、「環境的に持続可能な都市交通計画」、「都市公共交通コロキウム」、「共生社会実現のためのアクセシビリティの改善ーバリアフリー化の推進ー」、「上水道無収水量管理対策」など環境保全、公共交通、上下水道などに関する内容の研修を実施しました。また、JICAと協力し、スリランカにおいて水道分野、メキシコ市において下水道分野に関する技術協力事業を実施し、研修生の受け入れや職員の派遣を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 姉妹友好都市交流を活発にし、名古屋のブランドイメージをより一層向上させるための事業の実施および広報につとめます。
- 市立大学において、海外からの留学生受け入れ、また留学生の受け入れ後の環境整備のため、英文募集要項・英文シラバス等の作成、講義の英語化等の充実をはかります。
- 外国人来訪者が増加することが予想される中で、全庁的な多言語による情報発信などに取り組んでいきます。
- 今後も、日本語指導が必要な児童生徒の数は増加していくことが予測されるため、よりきめ細かな支援ができるよう、母語学習協力員など人的配置の拡充など、児童生徒の支援を一層充実させていきます。
- 本市への留学生の誘致や本市で生活する留学生と市民との交流を促進するため、より効果的な留学生支援施策を実施します。
- JICA などの要請を受け、引き続き相手国のニーズや課題を正確に把握したうえで研修生を受け入れるなど、開発途上国への国際協力をすすめます。

■関連する個別計画

- ・多文化共生推進プラン

施策 3 4 若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくります

めざす姿 若者が「学び、遊び、働く」場があり、いきいきと活動している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○20 代を中心とした若い世代の東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転出超過の傾向が続いています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進捗状況
				30 年度	40 年度	
1	若い世代が「①訪れたい」「②暮らしたい」と思う魅力的なまちだと感じる若者の割合	①56.8% ②74.3% (25 年度)	①33.2% ②61.9%	①65% ②80%	①80% ②90%	D
2	18～30 歳人口の社会増減数	7,478 人 (25 年度)	9,766 人	5,500 人	5,200 人	A
3	市内にある大学の学生のうち出身が東海 3 県外である割合	14% (25 年度)	14%	18%	30%	C

■これまでの取り組み

1 若者の活力による魅力あふれるまちづくり

○NAGOYA 学生キャンパス「ナゴ校」の取り組みを通じて、学生が地域・企業・行政等との連携・協働をはかるための支援を行いました。

○学生活動を支援するため、学生が自由に利用でき、学生が集える場として、学生共同活動拠点「N-base」を開設しました。

2 大学と地域の連携によるまちづくり

○本市における大学・学生等との連携状況および大学との協定・覚書の締結状況の把握を行いました。

○平成28年3月に策定した「学生タウンなごや推進ビジョン」の推進体制として、市内大学・短期大学と共同して学生タウンなごや推進会議を設置しました。

○「学生タウンなごや」のブランド化に向けて、大学やまちの魅力を取りまとめた情報誌「NAGOYA TOWN GUIDE FOR STUDENT」・ポータルサイト「N-chan」を制作しました。

○市立大学において、学生が地域に出て、地域の人々とふれあいながら地域課題やその解決策について考察する科目である地域連携参加型学習を実施しました。また、発達障害のある子どものための親子教室を毎月実施したほか、児童養護施設などの施設で生活する児童・生徒に大学を紹介する「ようこそ大学へ！プロジェクト」、児童養護施設やひとり親家庭、生活保護世帯の児童・生徒等への学習支援を実施しました。さらに、児童虐待防止啓発活動として、ピアカンファレンスやピアサポートの実施のほか、新たに地域の親子向け音楽会での啓発にも取り組みました。

○市立大学において、「医療・保健 学びなおし講座」や「東海薬剤師生涯学習センター講座」などのリカレント教育講座のほか、市民への学習機会の提供として、全学部・研究科による「市民公開講座」、システム自然科学研究科および人間文化研究科による「サイエンスカフェ」、生涯学習施設との連携講座などを実施しました。また、「市民公開講座」の特別企画として、子育て世代を対象とした「大学発！ハッピー子育て講座」を実施しました。

3 次世代を担う産業人材の育成・確保

- 市立大学と名古屋工業大学との大学院課程における単位互換制度の実施について、平成 25 年度までの芸術工学研究科および薬学研究科に加え、平成 26 年度からは医学研究科、経済学研究科、看護学研究科およびシステム自然科学研究科に拡充しました。また、市立大学と名古屋工業大学との連携大学院は、平成 26 年度 6 名、27 年度 5 名、28 年度 2 名、29 年度 4 名の入学生を迎えました。
- 世界各国の青少年が創作した発明作品の展示・コンテスト等を通じて、児童・生徒の創造性と国際感覚を養うことを目的に、「世界青少年発明工夫展 2017」の開催を県と連携し支援しました。
- 職人の「技」を広く市民に紹介し、ものづくりの素晴らしさを伝えるために「尾張名古屋の職人展」を開催しました。
- 若い世代の市内での就労を促進するため、東京圏での企業説明会および中小企業のインターンシップ受入支援を実施したほか、本市就職支援ポータルサイト「なごや就職応援ナビ」をリニューアルし、中小企業の魅力発信等を行いました。
- ものづくり産業の人材確保、技能継承教育の推進、中小企業の技術開発力の強化と技術系人材の育成のため、中小企業技術者研修および中小企業技能者育成講座を実施しました。また、ものづくり産業の人材育成の契機とするため、小・中学生を対象にもものづくり教室など創作活動の場を提供する「名古屋少年少女発明クラブ」を運営し、ロボカップジュニアへの参加、ものづくりチャレンジ教室を実施しました。
- 各教科等の代表からなる検討委員会において、小中一貫キャリア教育カリキュラムを策定しました。さらに、平成28年度には夢育（キャリア教育）・生命尊重教育推進事業を開始し、キャリア教育を推進する学校を支援する取り組みを行いました。高校では、これまでも実施していた就業体験を市立高等学校全校（14校）で実施し、1,654名の生徒が参加し有意義な体験とすることができました。

■今後の課題および取り組み方針

- 平成 28 年 3 月に策定した「学生タウンなごや推進ビジョン」に基づき、多様な主体と連携し、学生にとって魅力あるまちのブランドイメージ創出につなげていきます。
- 市立大学において、リカレント教育や多様な生涯学習のニーズに対応した公開講座等を実施できるよう、引き続き全学的な取り組みをすすめていきます。
- 市立大学と名古屋工業大学との連携を引き続きはかり、先進創薬、ナノテクノロジー等に精通した人材の育成により、機能性医薬品開発など新たなものづくりの研究・開発に取り組んでいきます。
- ものづくり現場での高齢化により技術者がもつ固有の技能が失われないよう、ものづくり産業人材の育成が必要です。若者がより技能職への関心を高められるよう、引き続き「尾張名古屋の職人展」を開催し、ものづくりの素晴らしさを伝えるとともに、技能に触れる機会を提供します。
- 少子化の進行等による経済規模の縮小や都市活力・魅力の低下が懸念されている中で、当地域の強みである製造業の集積とその活発な経済活動を持続可能なものにするため、将来の産業人材を育成する必要があります。このため、中小企業を対象に、企業の魅力発信やインターンシップの受入支援など人材確保から定着・育成までの持続的な事業活動を支援するとともに、「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」、「世界青少年発明工夫展 2017」が開催されたことを契機として、名古屋少年少女発明クラブを拡充し、理系人材のさらなる育成をはかるほか、大学や産業界と連携し、産業界のニーズにあった教育・人材育成を行うことで、次世代を担う産業人材の確保をはかります。
- 各教科等の代表からなる検討委員会において策定した小中一貫キャリア教育カリキュラムの、各学校での実践を促進し、成果が上がるように取り組んでいきます。

■関連する個別計画

- ・産業振興ビジョン 2020 ・公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標
- ・学生タウンなごや推進ビジョン

施策 3 5 歴史・文化に根ざした魅力を大切にします

めざす姿 歴史・文化が大切にされ、魅力向上に活かされている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 「名古屋市文化財保護条例」を平成 27 年度に「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改正し、文化財の活用をより重視した内容に改正、また活用をすすめるためにこれまで以上に文化財の保存を重視する必要があることから保存に関する改正も行いました。さらに平成 28 年度に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定し、市内各地域にあるさまざまな文化財の保存活用の方針についてまとめました。
- 平成 28 年に他市町村で国の重要無形民俗文化財となっている山車まつりがユネスコの世界遺産に登録され、山車まつりに対する注目が集まっています。
- 名古屋市文化振興計画 2020（平成 29 年 1 月策定）および文化芸術振興基本法を改正した文化芸術基本法（平成 29 年 6 月施行）をふまえ、名古屋市としても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術の振興に取り組むとともに、文化芸術が持つ力を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策に活かし、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展および都市魅力の創造・発信に活用していく必要があります。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進捗状況
				30 年度	40 年度	
1	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	70.9% (25 年度)	62.1%	75%	80%	D
2	市の文化施設の利用率	84.9% (25 年度)	86.1%	85%	88%	A
3	歴史的建造物の登録・認定件数（累計）	187 件 (25 年度)	222 件	250 件	300 件	B

■これまでの取り組み

1	文化振興による豊かな感性の育成
	○市民がまちかどで文化芸術に気軽にふれる機会を充実する事業として、やっとかめ文化祭を開催し平成28年度60,919人が来場しました。またアッセンブリッジ・ナゴヤのプレイベントに平成28年度28,087人が来場しました。さらに金山ぐるりタイムトンネルには平成28年度30,436人が来場しましたが、当初の予定どおり最終年度である平成28年度の開催をもって事業を終了しました。 ○名古屋フィルハーモニー交響楽団の演奏活動を支援し、平成28年度には133回の演奏会と、22回のまちかどコンサートを実施しました。また、平成28年度は設立50周年記念事業を実施しました。 ○名古屋の魅力と文化力の向上をはかるため、名古屋を舞台とするショートストーリーを募集し、平成27年度には256編の応募がありましたが、事務の目的が達成され、一定の成果が得られたことから、平成27年度で事業を廃止しました。 ○平成28年度に現代美術の国際展あいちトリエンナーレ2016を開催し、601,635人が来場しました。 ○地域の文化活動拠点として、瑞穂区では瑞穂文化小劇場を、平成27年7月に開館しました。昭和区では昭和 cultura 小劇場を、平成28年12月に開館しました。 ○公会堂においては、平成27年度に改修設計を行い、平成29年度より改修工事に着手しました。 ○ランス美術館の作品を借りて、平成28年度に特別展「生誕130年記念 藤田嗣治展 東と西を結ぶ絵画」を、平成29年度に特別展「ランス美術館展」を開催しました。
2	歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり
	○名古屋まつりを通じて、市の伝統、文化、魅力にふれてもらうことを目的に、郷土英傑行列をはじめとした行列行事・会場行事を実施しました。 ○16区61か所に銘板を設置し（平成30年1月末現在）、市民が地域の歴史・文化にふれることができる機会を提供することで、地域への愛着を育むとともに、地域の魅力向上をはかりました。 ○有松地区が平成28年7月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことにあわせて、記念シンポジウムを開催するとともに、町並みを紹介するリーフレットを作成しました。 ○「名古屋市歴史まちづくり戦略」等に基づき、有松や四間道、熱田界限等において歴史まちづくり事業を推進するとともに、文化のみちのエリアにある施設や揚輝荘の保存・活用、歴史的町並み保存事業により歴史的な資産の保存や活用についての取り組みを実施しました。また、歴史的建造物の登録・認定制度に基づき、平成28年度は登録を14件実施しました。 ○クラウドファンディングを活用した歴史的建造物の保存活用事業に対し、平成28年度は1件の助成を実施しました。 ○博物館では、「アンコールワットへのみち」をはじめとする国内外の優れた文化財や尾張地方の歴史や文化財を紹介する特別展・企画展を開催しました。また、はくぶつかん講座等の教育普及事業を実施し、65,051人が参加しました（平成28年度）。その他、17,252点の資料を新たに収集するとともに、3,635点の資料を展示や貸出などで活用をはかりました（平成28年度）。博物館の整備内容の検討を行いました。 ○秀吉研究では、全国の研究者の協力により平成29年2月に「豊臣秀吉文書集」第3巻（全9巻）を刊行し、秀吉清正記念館では、秀吉や清正とその時代に関する展示、教育普及事業などを行いました。 ○国の指針に基づき、文化財の活用を推進するための条例改正、「名古屋市歴史文化基本構想」の策定、文化財の指定や文化財保存修理事業への補助金交付、埋蔵文化財の発掘調査等の文化財保護事業、歴史の里の整備推進と普及啓発事業、山車行事継承事業の支援、見晴台考古資料館での埋蔵文化財

の展示・活用事業等を実施しました。

- 名古屋城では、春まつり、夏まつり、菊花大会などの恒例催事に加え特別展を開催しました。また、本丸御殿の魅力を発信するため、市民・企業等と連携して各種事業を実施しました。平成29年度は民間事業者のノウハウを活用し、エンターテインメント性の高いイベントや便益施設の展開などにより、名古屋城のさらなる魅力と集客力の向上をはかりました。
- 特別史跡名古屋城跡全体整備計画に基づき、石垣の修復整備、旧本丸御殿障壁画の保存修理、二之丸庭園の保存整備を行うとともに、重要文化財等展示収蔵施設の整備をすすめました。また、本丸御殿の第2期、3期の復元をすすめ、平成28年6月に第2期部分の公開を開始するとともに、その復元過程についても公開したほか、本丸御殿障壁画の復元模写を実施しました。
- 特別史跡名古屋城跡の保存活用を適切かつ確実にすすめるため、保存・活用・整備・運営体制の観点から現状及び課題を整理し、各々の方針を示すことを目的とした「特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）」を策定し、パブリックコメントを実施しました。
- 名古屋城天守閣整備事業について、平成27年度に民間のノウハウを活用する「技術提案・交渉方式」を採用し、公募型プロポーザルにより技術提案を求め、優先交渉権者を選定しました。また、平成28年度は優秀提案や収支計画などの情報をお知らせするために、市民向けの報告会を開催し、あわせて、2万人市民アンケートを実施しました。平成29年度は優先交渉権者と事業協定等を締結し基本設計および石垣調査を実施するとともに、広く浄財を募ることを目的に名古屋城天守閣寄附金「金シャチ募金」の募集を開始し、史実に忠実な復元が可能である名古屋城天守閣の木造復元事業の意義を広くPRしました。
- 名古屋城から文化のみち、四間道、熱田、有松・桶狭間までを繋ぐ「歴史・文化魅力軸」については、堀川を活用した魅力向上事業、歴史的資源が多い熱田の回遊向上事業、有松・桶狭間地区の魅力向上事業、信長攻路事業等を実施し、歴史・文化・観光拠点の魅力を向上させ、名古屋城を核としたにぎわいの創出や回遊性の向上を促しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 「やっとかめ文化祭」や「アッセンブリッジ・ナゴヤ」など、市民がまちかどで文化芸術に気軽にふれる機会を充実するなどの文化施策を着実にすすめるとともに、各種事業について創意工夫により定着をはかっていくことで、文化芸術が活きるまちとしての取り組みを積極的にすすめていきます。
- 名古屋フィルハーモニー交響楽団が本市の文化芸術の都市魅力となり、一層市民に親しまれ、誇れるオーケストラとなるよう魅力向上事業の演奏活動などを支援します。
- 文化施設の老朽化がすすんでいることから、今後、計画的な改修をすすめていきます。
- 市内外の人に広く美術の観賞の場と学習の場を提供するために、美術館において魅力的な展覧会等を開催します。入館者やイベント等の参加者数の増加をはかるため、効果的な広報や関連事業を行っていきます。また、ランス市をはじめ姉妹都市との連携した取り組みを検討していきます。
- 民間事業者の斬新なアイデアとノウハウを活用することで、今後も名古屋城のさらなる魅力向上と集客力向上をはかります。
- 名古屋城は特別史跡に指定されており、文化庁や特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議と調整をはかりながら整備をすすめていくとともに、必要な財源の確保につとめます。
- 天守の木造復元等の整備を市民の理解を得ながらすすめるとともに、名古屋城の価値を確実に継承し魅力の向上をはかるため、名古屋城の保存・活用・整備をすすめます。
- 揚輝荘を城山・覚王山地区のまちづくりの交流拠点施設として活用すべく、修復整備をすすめます。
- 有松地区について、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理等に対し重点的に支援を実施するとともに、建物の特別公開等により町並みの魅力を広く発信していきます。
- 歴史的建造物の保存活用につき、区役所や市民、歴まちびと等との連携の強化をはかるとともに、クラウドファンディングを活用した新たな支援策等を推進します。
- 四間道町並み保存地区の中心である愛知県指定文化財の伊藤家住宅について、地域の共有財産としての活用をはかるため、必要な調査等を行います。
- 博物館においては国内外の文化を紹介する展覧会や開館 40 周年を記念したイベントの実施、また、これまでに収集してきた中の貴重な収蔵品を特別展示品として公開するなど、市民に親しまれる施設として来館者数の増加をはかります。これからも魅力いっぱいの博物館として市民ニーズに応えていけるように今後の施設のあり方を検討していきます。
- 文化財の保存継承・活用については、山車行事の総合調査、名古屋市歴史文化基本構想の推進、また整備中の歴史の里を全国的に PR するための取り組みをすすめていきます。
- 名古屋城から文化のみち、四間道、熱田、有松・桶狭間までを繋ぐ「歴史・文化魅力軸」として、歴史・文化・観光拠点の魅力をさらに向上させ、名古屋城を中心とした回遊性の向上を促します。

■関連する個別計画

- ・名古屋魅力向上・発信戦略
- ・文化振興計画 2020
- ・名古屋市歴史まちづくり戦略
- ・名古屋市歴史的風致維持向上計画

施策 3 6 港・水辺の魅力向上をはかります

めざす姿 港・水辺が市民や訪れた人にとって魅力的で、にぎわいのある空間となっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 金城ふ頭では、モノづくり文化交流拠点構想を背景に民間の開発提案を活かして、人々が交流する拠点づくりを推進しており、平成29年3月に商業施設「メイカーズ ピア」、平成29年4月にテーマパーク「レゴランド・ジャパン」が開業し、新たな賑わい拠点が形成されています。
- ガーデンふ頭では、「親しまれる港づくり」を展開し、海洋文化・交流施設や緑地の整備、イベントの開催や客船等の寄港の誘致など、港らしさが感じられる空間づくりを推進し、南極観測に関する博物館である南極観測船ふじは、平成29年3月にリニューアルオープンしました。
- 河川空間を利活用した水辺でのイベントが行われるなど、市民が水に親しむ機会が増加するとともに、都市部の貴重な水辺である堀川に注目が集まっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30年度	40年度	
1	ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	691 万人 (25 年度)	607 万人	1,000 万人	1,400 万人	D
2	名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	39.5% (25 年度)	36.7%	50%	70%	D
3	中川運河の再生をサポートする人々（運河びと）の認定数	132 人 (25 年度)	224 人	400 人	1,000 人	B

■これまでの取り組み

1	魅力向上に向けた拠点整備
○金城ふ頭開発として、平成 28 年度に歩行者連絡通路、交差点改良、および集約駐車場の供用を開始しました。	
○ガーデンふ頭のさらなるにぎわい創出をはかり、再開発の実現性や民間事業者の進出意欲を高めるため、平成 28 年度に検討委員会を設置し、平成 29 年 9 月にガーデンふ頭再開発基本計画を策定しました。	

2 水辺のにぎわい

- うるおいと活気のある堀川の再生のため、堀川の市民団体との協働によるにぎわいの創出や浄化施策に取り組みました。その結果、水辺空間を活用した市民連携イベントでは約 20,000 人が来場するなど、各種イベントやオープンカフェ等のにぎわいが推進され、堀川の再生（浄化）をめざす市民団体である堀川 1000 人調査隊の隊員数が 53,436 人に達しました。
- 浅層地下水の導入、納屋橋地区のヘドロ除去や親水空間の施設改善など、各種浄化施策やにぎわい施策を実施し、平成 29 年度には五条橋地区において覆砂を実施するなど、良好な水辺環境の創出につとめました。
- 民産学官で構成する「堀川まちづくりの会」において、堀川の魅力を発信するための取り組みを実施しました。
- 川を大切にし、愛着を深めるための河川愛護活動に対して支援を行いました。

3 運河の再生

- 中川運河の再生に向けた取り組みとして、平成 24 年 10 月に策定した「中川運河再生計画」にもとづき、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河の再生を推進するため、にぎわい施設の誘導、水環境の改善に向けた検討などを実施しました。また、平成 28 年度には、中川運河にぎわいゾーン検討懇談会を開催し、「中川運河にぎわいゾーン にぎわい創生プロジェクト」を取りまとめました。
- 水上交通の活性化に向けた取り組みとして、中川運河では民間事業者による運航の実現に向け、平成 28 年度に水上交通定期運航・モニタリング調査の実施に向けた運航事業者の公募を行い、平成 29 年 10 月から運航を開始しました。また、堀川では民間事業者による運航拡充に向け、平成 29 年 7 月に水上交通活性化懇談会を立ち上げました。

■今後の課題および取り組み方針

- 金城ふ頭では、レゴランドホテルをはじめとする 2 期開発に向けて関係者調整をすすめ、着実に開発をすすめるよう、取り組んでいきます。
- ガーデンふ頭では、名古屋港管理組合において策定したガーデンふ頭再開発基本計画をふまえ、民間事業者の意向を把握したのち、官民の役割分担など再開発の実現に向け、取り組んでいきます。
- リニア中央新幹線開業などを見据えた都市再開発やにぎわいづくりがすすんでおり、都市部の貴重な水辺である堀川を活かしたさらなるにぎわいづくりが必要とされています。また、堀川のさらなる浄化に対する市民の期待も非常に大きくなっています。これらのことから、引き続き堀川のにぎわいと浄化施策を着実にすすめていくことで、水辺の魅力向上につとめていきます。
- 中川運河の再生に向け、にぎわい施設の誘導や水環境の改善に取り組んでいきます。
- 水上交通網の充実やネットワーク化をめざし、中川運河では、民間事業者による運航の実現に向け、また、堀川では民間事業者による運航拡充に向け、取り組んでいきます。
- 名古屋港エリアの今後のさらなる発展のため、来場者の回遊性を高め、港エリア全体の魅力創出がはかられるよう、あおなみ線・水上交通を軸に沿線のにぎわいをつなぐ「みなと回遊ループ」の実現に向け、取り組んでいきます。

■関連する個別計画

・都市計画マスタープラン ・中川運河再生計画 ・築地ポータウン計画

施策 3 7 魅力的な都市景観の形成をすすめます

めざす姿 市民が美しいまちなみや魅力的な景観に誇りと愛着をもっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 都市部におけるにぎわいづくりやエリアマネジメントを目的として屋外広告物を活用する取り組みが活発化するとともに、平成28年4月の道路法改正、平成29年6月の都市公園法の改正等により道路や都市公園における広告塔等の占用許可の特例制度が創設され、公共空間において、屋外広告物を掲出する取り組みへの対応が増えつつあります。
- 平成27年2月に札幌市で屋外広告物の落下事故が発生したことを受けて、屋外広告物の安全対策が課題となっています。国においては、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、平成28年4月に屋外広告物条例ガイドライン（案）が改正されるとともに、平成29年7月に屋外広告物の安全点検に関する指針（案）が策定されました。
- 広告料収入の活用による公益上必要な施設または物件の設置または維持管理を促進するため、平成29年3月に、屋外広告物条例ガイドライン（案）が改正されました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	名古屋の中で好きなまちの風景やまちなみがある市民の割合	67.2% (25年度)	65.4%	70%	75%	D
2	市民参加によって景観づくりをすすめている地区数	10地区 (25年度)	10地区	11地区	12地区	C
3	違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数	250回 (25年度)	216回	210回	210回	A

■これまでの取り組み

1	良好な景観形成の誘導
○景観法に基づく届出事務や助言指導を実施しました。 ○名古屋城眺望景観保全のあり方について、平成27年10月に広告・景観審議会から答申を受け、規制・誘導方策の検討・調査を行い、名古屋城眺望景観保全にかかる名古屋市景観計画の変更等について、平成30年2月に広告・景観審議会から答申を受けました。 ○公共空間における屋外広告物・サインのあり方について、平成27年10月に広告・景観審議会から答申を受け、平成29年12月に歩行者系サインマニュアル第3次改定を行いました。 ○都心部におけるにぎわいづくりやエリアマネジメントへの屋外広告物の活用について、平成26年度より実験的な取り組みをすすめてきました。公共空間等における屋外広告物の活用について、平成29年2月に広告・景観審議会から答申を受け、公共空間等のにぎわい創出等に寄与する広告物や掲出物件について規制緩和を可能とするため、平成29年10月に屋外広告物条例を改正しました。 ○景観計画における歴史的建造物、歴史的町並みの保全にかかる課題への対応について、平成28年8	

月に広告・景観審議会から答申を受け、平成 29 年 1 月に歴史的町並みや歴史的建造物の保全にかかる具体的な取り組みを盛り込んで景観計画を変更しました。また、昭和 61 年より町並み保存地区として歴史的景観の保存に取り組んできた四間道地区において、平成 29 年度から地域の方々から意見を聴く四間道地区景観まちづくり懇談会を開催し、都市景観形成地区指定に向けた検討をすすめました。

2 景観に配慮したまちづくりの推進

○お気に入りの風景・まちなみの投稿、公式 SNS での情報共有、市民投票への参加、市長表彰等を通して、市民に魅力ある景観づくりに関心をもってもらい、名古屋のまちへの愛着と誇りを高めることをねらいとするまちなみデザインセレクションについて、平成 28 年度には第 3 回「まちなみデザイン 20 選」を選定するとともに、「まちなみデザイン賞」を決定し、市長表彰を実施しました。

3 違反広告物対策の推進

○屋外広告物条例に基づく許可手続きや違反広告物の是正指導その他の事務を実施しました。
○屋外広告物の安全点検について、平成 29 年 2 月に広告・景観審議会から答申を受け、全ての屋外広告物に安全点検の実施を義務付けるなど、屋外広告物による公衆に対する危害防止をはかるため、平成 29 年 10 月に屋外広告物条例を改正しました。

■今後の課題および取り組み方針

○都市の風格と魅力が感じられる都市景観の形成をはかっていくため、市民・事業者・行政がともに良好な都市環境を守り、育て、創出していくための取り組みを一層すすめていきます。
○地域の課題に対応した景観誘導として、名古屋城眺望景観の保全に向けた規制・誘導の具体的な基準の検討をすすめます。
○歴史的な建造物や町並みを大切に守り育てる取り組みをすすめてきましたが、一方で歴史的な建造物は少しずつ失われ続けており、良好な景観形成をすすめる上で課題となっています。このため、景観施策と歴史まちづくりとの連携を強化した取り組みをすすめます。
○四間道地区については、都市景観形成地区の指定に向けて、地域の方々の意見を聴きながら、具体的な景観形成基準の検討をすすめます。
○市民が名古屋のまちの景観的魅力について、誇りと愛着を持って語ることができるよう、魅力あるまちの風景や地域まちづくりへの関心を高める必要があります。魅力的な風景やまちなみを市民とともに発掘、発信、共有するため、第 4 回名古屋まちなみデザインセレクションを実施します。
○安全で快適な歩行者空間の確保のため、違反広告物について適切な是正指導を行っていきます。
○屋外広告物の安全点検が確実に実施されるよう、普及・啓発活動に取り組みます。

■関連する個別計画

・都市計画マスタープラン ・都市景観基本計画 ・景観計画

施策 38

観光・コンベンションの振興と情報発信により交流を促します

めざす姿

来訪者への案内やおもてなしが行き届き、国内外から多くの人が訪れにぎわっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 我が国への訪日外国人数は依然著しい伸びを示しており、平成29年は対前年比約19.3%増の2,869万人となりました。国は、2020年までの訪日外国人数を4,000万人とする目標を掲げています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据え、市民のまちへの愛着や誇りを高めるとともに、名古屋の魅力を磨き上げ、市内外にその魅力を発信し、交流人口の増加をはかることを目的として、名古屋魅力向上・発信戦略を策定しました。
- 「人工知能国際会議2020」の名古屋開催に向けて、名古屋観光コンベンションビューローを中心に誘致活動を行い、平成32年の名古屋開催が決定しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	観光総消費額	2,895億円 (24年度)	3,800億円 (27年度)	3,300億円	4,000億円	A
2	国際会議の年間開催件数	126件 (24年)	178件 (27年)	150件 (30年)	170件 (40年)	A
3	観光客の満足度	80.7% (24年度)	83.3% (27年度)	85%	90%	A

■これまでの取り組み

1	特色や魅力を活かした集客力の向上
○歴史文化、モノづくり、なごやめしなどの名古屋の魅力を全国に発信するため、首都圏、関西圏において県市連携による市長、知事のトッププロモーションや、全国各地で行う物産展等を活用した観光プロモーションなどの観光キャンペーンを、平成28年度には21都市を対象に行いました。 ○「世界コスプレサミット」や「につぼんど真ん中祭り」などの大規模イベントの開催を支援しました。 ○名古屋の魅力向上・発信にかかる総合的な調整をすすめるとともに、「名古屋なんて、だいすき」キャッチコピー・ロゴマークを作成し、キャンペーンを実施するなど、市民を巻き込んだプロモーションを実施しました。 ○メディアを活用した効果的なプロモーション方法のモデル構築をすすめるとともに、名古屋の魅力向上・発信ウェブサイトおよびSNSの開設・運営など、市民による魅力発信を促進しました。 ○名古屋魅力向上・発信戦略において創設した名古屋を南北に貫く2つの魅力軸（「歴史・文化魅力軸」「まちづくり・ものづくり魅力軸」）に点在する各エリア（四間道、文化のみち、栄、熱田、名古屋港）と名古屋城を結ぶ魅力を創出・発信するため、マップの作成やイベント等を実施し、回遊性向上をはかりました。 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や第20回アジア競技大会の開催を見据え、スポーツを活かしたまちづくりをすすめるため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンの登録をしました。 ○コスプレ、アニメなどのポップカルチャーを名古屋の都市イメージを構成する新しい魅力とし、総合力	

としての名古屋ブランドの確立をめざすため、コスプレホストタウン宣言やコスプレ社会実験を実施しました。 ○名古屋の魅力向上・発信を効果的・継続的に行うため、名古屋応援シンポジウムを開催するとともに、名古屋の魅力を自発的に発信するサポーターを募集しました。 ○東山動植物園をはじめとする「なごや東山の森」の魅力を向上させるため、にぎわいのある快適な園内空間の整備や東山の森づくりを実施しました。平成 26 年度から国指定重要文化財である「名古屋市東山植物園温室前館」の保存修理工事に着手しました。また、平成 27 年度から 29 年度にかけて、アフリカの森エリアの整備工事を行いました。 ○科学館では、魅力ある科学館を維持できるよう、平成 27 年度から平成 32 年度まで生命館 4 階の展示更新を順次行くとともに、平成 28 年度には 3 回の特別展の開催を始め、プラネタリウム投影や教育普及事業など子どもから高齢の方まで楽しめる多様な事業を行いました。 ○地元商店街や白川公園周辺施設と連携したイベントを開催し、科学館や美術館の魅力を発信しながら集客力の向上と交流を促進しました。 ○蓬左文庫では、徳川美術館と連携し、特別展や近世武家文化を紹介する企画展を開催し、247,233人（平成28年度）の入館者がありました。また、古書市や「古典の日」の記念事業を開催し、歴史や文化に関心を深める機会としました。 ○外国人観光客誘致促進のため、アジア地域を中心に現地旅行会社へのPR活動を実施したほか、台湾・ベトナムにおいては海外観光レップによる名古屋の観光情報の提供等を実施しました。 ○外国人来訪者（インバウンド）を含め一層の交流人口の増加に向けた都市魅力の向上、発信をはかるため、金シャチ横丁構想の実現に向け、平成27年度には事業者公募の開始、平成28年度には事業者の選定を行い整備工事に着手しました。平成29年度には整備工事を完了し、平成30年3月に開業しました。	
2	コンベンション等 MICE の振興による多様な交流の促進
○都市の知名度やイメージの向上、交流人口の増加による都市の活性化、経済波及効果による関連産業の振興、地域の国際化、国際交流の進展に寄与するため、MICE の誘致を推進し、平成 28 年度には、第 18 回結晶成長国際会議など 8 件の国際会議の開催を助成しました。 ○平成 29 年度には、既存の国際会議開催助成の制度拡充に加え、企業等が市内で行うミーティング、インセンティブ旅行および新規開催の見本市・展示会等に対する助成制度を新設し、MICE 誘致力の強化をはかりました。 ○MICE 誘致における多様化したニーズに対応し、国際会議などの開催件数を増やすために国際会議場の機能強化に向けた調査を行いました。 ○平成 32 年の第 29 回人工知能国際会議を誘致し、名古屋での開催が決定しました（平成 28 年度実績）。	
3	観光情報発信とおもてなしの充実
○なごや観光ルートバスを通年運行したほか、JR 名古屋駅、金山総合駅、オアシス 21 に設置した観光案内所において、国内外の観光客 789,093 人（平成 28 年度実績）に観光案内などを行いました。 ○民放テレビ局等と協働で、当地域の魅力を紹介する映像コンテンツを制作し、ベトナムで放映するなど、海外に向けた魅力発信・認知度向上をはかりました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 歴史観光の推進、まちなか観光案内所の運営、なごやめし普及促進事業、愛知県大型観光キャンペーンの推進、愛知・名古屋観光キャンペーンの推進に取り組み、さらなる観光客の誘致・おもてなしの充実をはかります。
- 広域連携による海外プロモーションの実施に取り組むとともに、姉妹友好都市とのつながりを活かし、海外からの観光客誘致に取り組みます。
- 名古屋の武家文化のシンボルである名古屋城およびその周辺の魅力の向上と賑わいを創出するとともに、国内外からの来訪者へのおもてなしと、名古屋の魅力を発信することを目的とした「金シャチ横丁構想」を推進していることから、第一期整備事業に引き続き、実現可能なところから段階的に事業を推進していきます。
- 歴史・文化、ものづくり、なごやめしなど、これまで積み上げてきたブランド力に、スポーツやポップカルチャーといった新たな魅力を加え、都市イメージを編集・発信することで、市民の皆さまとともに「名古屋のブランド」の確立をめざします。
- 東山動植物園再生プランにより、動植物園の魅力がさらに高まり、市民に愛され、日本を代表する動植物園として国内外から訪れる人々を魅了する文化・観光拠点となることをめざします。
- 科学館には市外・県外からも依然として連日大勢の来館者があるため、魅力ある事業などを引き続き行い、来館者の満足度向上およびリピーターの確保につとめます。
- 芸術と科学の杜(もり)事業の認知度が高まってきており、イベント内容の充実などにより、魅力向上につとめます。
- 蓬左文庫においては徳川美術館と協力して魅力ある特別展・企画展の開催や関連イベントの実施により、市内外からの来館者数の増加をはかります。今後も文庫機能の充実につとめ、全国に向けてこの施設の魅力を発信していきます。
- 名古屋を南北に貫く2つの魅力軸（歴史・文化魅力軸、まちづくり・ものづくり魅力軸）に点在する各エリア（四間道、文化のみち、栄、熱田、名古屋港など）と名古屋城を結ぶ魅力を創出し、具体的な周遊策をすすめます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や第20回アジア競技大会の開催を見据え、スポーツを活かした魅力の創出・発信をすすめます。
- 日本一コスプレ・アニメを楽しめるまちをめざすため、コスプレホストタウン宣言に基づいた各種事業を実施します。
- 名古屋の魅力向上・発信を効果的・継続的に行うため、魅力向上・発信に取り組む市民の増加をはかります。
- 国内外から本市に観光客を呼び込む好機が到来するなど、本市の観光を取り巻く環境が大きく変化するなか、旅行者を確実に本市に取り込むため、本市の観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため新たな観光戦略を策定します。
- 大きな経済波及効果をもたらすMICE 誘致の都市間競争が激しくなる中、平成29年度に拡充したMICE開催助成などを活用し、MICE の誘致・開催支援に関する事業に積極的に取り組みます。
- MICE 基幹施設である国際会議場の整備の方向性を取りまとめるとともに、国際会議場の利便性向上をはかるため、地下鉄日比野駅との間を結ぶ屋根付歩廊の整備を実施します。

■関連する個別計画

・観光戦略ビジョン ・東山動植物園再生プラン新基本計画 ・名古屋魅力向上・発信戦略

施策 3 9 地域の産業を育成・支援します

めざす姿 地域の産業が育ち発展している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 国による経済対策や地方創生に関する動向として、平成25年12月に「産業競争力強化法」、平成26年6月に「小規模企業振興基本法」、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。
- 平成29年下期の名古屋市景況調査によると、総合景況DI※は全体でマイナス26ポイントです。
- 愛知県が2019年秋開業を目途に、常滑市の空港島に、展示面積約60,000㎡の大規模展示場の整備をすすめています。

※ DI（ディフュージョン・インデックス）とは、総合景況について、前年同期と比べて「良い」と回答した事業所の割合から、「悪い」と回答した事業所の割合を差し引いた値

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進ちよく 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	法人事業所数	95,108 (25 年度)	98,188	106,200	117,300	C
2	設備投資の実施率	20.0% (25 年度)	22.8%	22%	24%	A
3	産業見本市、展示会来場者数	255 万人 (25 年度)	228 万人	282 万人	311 万人	D

■これまでの取り組み

1	競争力強化・ものづくり基盤技術強化の支援
○平成 27 年度に、産業振興施策および就労支援施策の基本方針と施策の方向性を示す産業振興ビジョン 2020（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）を策定しました。また、挑戦型中小企業創出プロジェクトとして、名古屋挑戦型企業塾を設置しセミナーの開催や専門家による販路開拓支援等を実施しました。平成 28 年度より、地方創生推進交付金を活用し、中小企業のイノベーション活動を促進するため、新たな商品やサービスの創出等を支援する中小企業新商品・サービス創出等支援事業を実施しました。 ○小規模企業者の競争力強化および経営安定化をはかるため、機械設備の導入・更新に対し助成するとともに、経営環境の厳しい小規模企業者の経営改善・強化をはかるため、小規模企業を訪問して各種相談に対応する経営アドバイザーを新事業支援センターに設置するとともに中小企業診断士などの専門家を派遣を実施しました。 ○中小製造業の新製品開発・品質向上などに関わる研究開発を行い、その成果に基づき受託研究や人材育成、提案公募型事業を実施するとともに、出向きます技術相談、共同研究、技術研修などを実施しました。また、中小製造業に対する技術相談・指導や各種の依頼試験・分析などを実施するとともに、技術の普及を目的とした、講演・講習会の開催、施設の貸出などを実施しました。 ○平成29年度に、3Dプリンターや三次元測定機などの先端機器を集積した「<IoT活用拠点>3Dものづくり支援センター」を整備しました。	
2	経営基盤安定化の支援
○中小企業の経営基盤の安定や事業の多角化などを促進するため、各種融資制度の実施、信用保証制度の運用を通じた支援を実施しました。 ○中小企業の経営基盤の安定・強化をはかるため、経営上の各種相談、経営管理に関する各種セミナーの開催および中小企業経営に役立つ情報の提供等を実施しました。	

3

産業交流の促進

- 中小企業振興会館と国際展示場の管理運営を実施し、産業見本市・展示会の誘致・開催などにより、産業見本市等への参加促進や国内外での販路開拓を支援しました。
- 名古屋における展示機能を強化するため、国際展示場第1展示館の移転整備をすすめるとともに、世界の動向も視野に入れ、利用者ニーズなどもふまえて、産業交流のためのさらなる機能強化に向けた調査を実施しました。
- 本市内外の展示会や見本市で自社製品やサービス等をアピールする機会として、見本市・展示会への出展支援や企業アピール大会を実施したほか、中小企業のビジネスチャンスの拡大をはかり、異業種交流を促進するための異業種交流展示会「メッセナゴヤ」を開催しました。また、海外販路開拓・拡大に意欲的な中小企業に対し、専門家によるアドバイスにより、海外販路開拓の着手から商談実施までの一貫した支援や海外展示会への共同出展を実施しました。
- 産業交流のためのさらなる展示会機能の強化に向け、国際展示場の整備等に関する調査を実施しました。
- 平成29年9月に、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と「包括的業務協力に関する覚書」を締結しました。

4

地域商業の活性化

- 地域商業地の活性化をはかるため、商店街が地域で実施するにぎわいづくりやまちづくりなど商店街の魅力向上に資する事業や、人材育成を促進する事業のほか、街路灯等の共同施設の維持管理にかかる事業への助成などを実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 社会経済環境の変化に対応しようとする意欲的な中小企業に対し、経営・技術面などでの総合的な支援を行う必要があります。このため、中小企業における設備投資、人材の確保、技術・技能向上、知的財産権の活用を支援するほか、工業研究所等において、ものづくり基盤技術の振興や人材の育成をすすめます。また、産業見本市の誘致・開催などによる幅広い新製品発表機会の確保とともに、中小企業の見本市などへの参加促進や国内外での販路開拓を支援し、関連支援機関と協力しながら、競争力の強化をはかります。
- 厳しい経営環境に直面している中小企業に対し、金融面での支援など経営基盤の安定・強化を行う必要があります。このため、引き続き中小企業・組合などのニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談、情報提供、融資の支援を行うなど、経営基盤の安定・強化をはかります。また、市の調達において、公正性、競争性、透明性をふまえ、地元企業の受注機会を確保します。
- 中小企業の経営管理に関する各種セミナーの開催にあたっては、早期に事業着手し、受講者への周知をより適切に行うことにより受講者の増加につとめます。
- 大きな経済波及効果をもたらすMICE誘致の都市間競争が激しくなる中、平成29年度に新設した見本市・展示会開催助成の活用などによりMICEの誘致・開催支援に関する事業に積極的に取り組むとともに、国際展示場については、第1展示館の移転整備などを着実にすすめます。また、さらなる展示場の拡充については、最近の状況を踏まえた名古屋市における今後の展示場のあり方について、外部有識者の意見を聴取し検討していきます。
- 国際展示場新第1展示館の移転整備後を見据えた国際展示場の運営手法等にかかる調査検討を実施します。
- 地域の商店街を取り巻く環境は、社会や経済の構造変化により厳しい状況にあり、とりわけ商店街を支える担い手不足の解消が課題となっています。このため、引き続き中部圏の中核都市として魅力ある商業地の形成を支援するとともに、地域と一体となった身近な商業地の人材育成支援やコミュニティ機能の充実支援を行います。

■関連する個別計画

- ・産業振興ビジョン2020

施策 40 次世代産業を育成・支援します

めざす姿 次の時代を担う産業が育ち発展している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年7月に、医療分野の研究開発の推進および実用化による世界最高水準の医療の提供、経済成長への寄与を理念とした「健康・医療戦略」が閣議決定されました。
- 平成27年6月に、企業の本社機能の移転または拡充を促進するための税制上の特例措置（企業の地方拠点強化税制）などを盛り込んだ「地域再生法の一部を改正する法律」が成立しました。
- 平成27年7月に、「ロボカップ2017名古屋世界大会」の本市開催が決定し、平成29年7月に開催しました。
- 平成28年4月に、国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」制度の期間が延長されました。
- 平成29年5月に、地域経済を牽引する事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化をはかることを目的とする「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」が成立しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30年度	40年度	
1	法人設立等件数	4,416件 (25年度)	4,980件	5,100件	5,700件	A
2	製造業の付加価値額	11,183億円 (24年)	13,120億円 (27年)	12,600億円 (30年)	13,900億円 (40年)	A
3	新事業進出等に取り組む企業の割合	25.8% (25年度)	30.3%	36%	40%	B

■これまでの取り組み

1	成長分野産業の振興
○平成26年8月に、医療分野における革新的機器等の研究開発、臨床研究およびこれらの推進に必要な人材の育成を実施するオープンイノベーション拠点として、市立大学病院に「医療デザイン研究センター」を設置し、医療機器開発の支援などに取り組むとともに、メディカルメッセへの出展、国際福祉健康産業展ウエルフェアへの出展などを行いました。平成28年度は、名古屋産業振興公社の医療介護ものづくり研究会に参加し、病院からのニーズ提供と企業とのマッチング、産学の共同研究および試作品の評価、アドバイス、モニター調査への協力を実施しました。 ○市立大学薬学部において、革新的医薬品等実用化のため、国の機関などと連携して薬剤の有効性と安全性を評価する手法に関する研究をすすめ、医薬品開発の迅速化に貢献できるよう取り組んできました。また、創薬基盤科学研究所が平成28年度に「創薬基盤科学技術開発研究拠点」として文部科学省の共同利用・共同研究拠点の認定を受け、全国レベルでの創薬（特になんがんや神経疾患）の共同研究実施をすすめました。 ○市立大学において、医療機器等の開発に貢献できる人材育成を目的として、大学院医学研究科修士課程に臨床医療デザイン学を平成29年1月に設置しました。 ○なごやサイエンスパーク事業について、公的研究機関などが集積するAゾーン、テクノヒル名古屋として民間の研究開発施設などが集積するCゾーンの運営などの事業を推進するとともに、Bゾーンについては活用策を全庁的に検討し、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の振興等をはかるゾー	

ンとして整備する構想をまとめ、事業用地の一部を取得しました。

- 中小企業の航空宇宙産業への新規参入を支援するための普及啓発・情報提供を実施するとともに、新規・既存参入企業の販路拡大を支援するため、国内外における展示会等を活用した商談支援、機械設備やソフトウェアの購入にかかる経費の一部助成を実施しました。
- 医療介護に関する機器・ロボットの開発および普及を促進するため、平成28年8月に、産学行政、病院、介護施設等の連携による「医療介護ものづくり研究会」を設置しました。
- 次世代ロボット産業をはじめとしたものづくり産業のさらなる発展をはかるため、ロボット工学と人工知能の融合、発展を目的とした自律移動ロボットによる競技大会「ロボカップ2017名古屋世界大会」を平成29年7月に開催しました。
- 地域の産業競争力の強化をはかるため、IoT、AI・ロボット、ビッグデータを活用したものづくりを推進する取り組みをすすめており、平成29年3月には、これらの取り組みが、国から「地方版IoT推進ラボ」として選定されました。

2 クリエイティブ産業の振興

- 伝統的地場産業の振興をはかるため、若手技術者の育成や、新商品を開発する事業および伝統産業をPRするための事業を実施しました。
- 地域のファッション風土づくりを推進し、デザイナーなどの優秀な人材の発掘と関係業界の振興をはかるため、ファッション情報の収集・提供、コンテストの開催、人材育成、ファッションビジネス・風土づくり、産業振興事業への助成等を実施しました。
- 中小企業におけるデザインの活用・導入を促進するため、デザイン等の専門家を企業に派遣し支援しました。また、デザイン分野で加盟認定されたユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワークを活用し、関係団体と連携して、国内外に向けて広くユネスコ・デザイン都市なごやを発信する事業を実施しました。
- 国際的なデジタルアニメーション・コンペティションを核としたデジタルコンテンツ博覧会を平成26年度から平成28年度にかけて開催しました。

3 企業誘致・創業等支援

- クリエイティブ人材の活動の機会の創出をはかり、ものづくりに新たな価値を付加するクリエイティブ産業の強化をめざすため、クリエイティブ人材とものづくり企業との交流、3Dプリンタなど最新デジタル技術にふれられる場を国際デザインセンターにおいて設置するとともに、事業化を推進するための講演会の開催や、工業研究所において製品開発のための試作支援を実施しました。
- 土地・建物を新たに取得・賃借し、オフィス、工場、研究施設を開設または新・増設する企業に、その経費の一部を助成したほか、企業誘致専門員の配置や、I-BAC、GNIを通じて、すぐれた投資環境を広く国内外に紹介するとともに、市外企業への進出意向アンケートやパンフレットなどを利用した企業誘致活動を実施しました。
- 市内中小企業の活性化や雇用機会の創出をはかるため、プロジェクトマネージャーなどの設置、事業可能性評価委員会の設置、専門家派遣事業、創業研修、起業家支援事業、創業準備ルームの提供など、創業や新事業の創出を事業化まで各段階に応じた総合的な支援を実施しました。
- 都市型産業研究施設の開設促進と雇用機会の拡大をはかるため、名古屋ビジネスインキュベータ等に入居する企業に対し、テナント賃借料の一部を助成しました。
- 成長が見込まれる企業の創業を促進し、本市の産業競争力の強化をはかるため、創業時等に要する経費の一部を助成しました。
- 平成26年6月に、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定しました。
- 首都圏のICT企業と市内企業等との共創イベントを開催し、創出されたアイデアの事業化に向けた支援を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市立大学において、医学部、薬学部、芸術工学部、看護学部および病院が連携し、医療機器・医薬品開発の流れを学ぶフォーラムや企業とのマッチングにつながる面談会などを設定し、医療機器等の研究開発を推進していきます。
- 市立大学において、知的集約産業である創薬分野における国の国際的競争力の強化をはかる観点から、大学院教育の充実をはかり、創薬科学とその基礎となる生命科学の進展を支える研究者、技術者を今後も育成していきます。
- 圏域における経済の持続的な発展のために、今後の成長が期待される新たな産業の創出を支援し、多様な産業群を育成することによる地域経済の活性化や雇用機会の創出、民間企業との共同研究開発など、より効果的な施策展開を推進します。さらに、国内外の活力ある企業の誘致や本社機能の立地促進により地域経済の一層の活性化をはかる必要があります。このため、次世代産業として期待される航空宇宙をはじめ、医療・福祉・健康、環境・エネルギーなどの分野において国・県・企業・大学などと連携し、民間の知恵を活用しつつ、産業の振興をはかります。また、なごやサイエンスパークにおいて成長産業の基盤技術であるナノテクノロジーをはじめとした先端技術の研究開発や既存技術の高度化を推進するとともに、医療・福祉・健康産業の振興等をはかる B ゾーンの整備をすすめます。
- 「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」の理念を継承しつつ、高度なものづくり産業の集積を活かし、産業競争力のさらなる強化をはかるため、中小企業等のロボット等の導入を支援する人材を育成するとともに、ロボット・AI・IoT の活用普及を推進します。
- 地域資源である文化と産業が相互に刺激しあい、付加価値を高めていく取り組みを促進するため、デザイン、ファッション、コンテンツ産業などのクリエイティブ産業を推進します。
- 将来の産業力強化につながる研究開発施設の立地を重点的に支援するとともに、ものづくり産業や、商業・サービス産業の厚い集積等本市の特色を積極的に PR し、国内外企業の誘致を推進します。また、相談体制の充実やインキュベート施設の運営、創業資金の助成などにより、若者や女性をはじめとした起業家による創業を支援するとともに、今後の成長が見込まれる分野へ新たに進出しようとする中小企業などを、研究開発から事業化までの各段階に応じて総合的に支援します。
- ものづくり技術に新たな価値を付加する ICT 企業等の交流や投資を促進するため、ビジネス交流・投資イベント等を開催します。

■関連する個別計画

・産業振興ビジョン 2020

施策 4 1 市民サービスの向上をすすめます

めざす姿 市民の立場に立ったサービスが迅速・丁寧提供されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 来庁者が快適かつ迅速に手続きを行えるよう、庁舎案内や申請書等の記載案内などを行うフロアサービス員の配置や日曜窓口の実施など、サービスの向上に取り組んでいます。
- コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」において市民からの問い合わせに対応するとともに、市民相談などを通じて市民からの意見・要望を幅広く受け付け、市民ニーズの把握につとめています。
- インターネットを活用して、市民に身近な行催事などの申し込みができる電子申請システムの利用拡大につとめています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年 度 実 績 値	目 標 値		進 ち ょ く 状 況
				30 年 度	40 年 度	
1	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97% (25 年度)	97%	100%	100%	C
2	コールセンター利用者の満足度	93.4% (25 年度)	95.2%	95%	95%	A
3	電子申請システムの利用部署数	154 部署 (25 年度)	161 部署	157 部署	167 部署	A

■これまでの取り組み

1	窓口サービスの改善・拡充
○区役所・支所において日曜窓口、地下鉄駅取次ぎサービス（平成 28 年度証明書取次件数 34,090 件）を実施し、栄サービスセンター（平成 28 年度証明交付件数 34,190 件）を運営するなど、市民サービスの向上につとめました。 ○住民票の写しなどの取得機会拡充による市民サービスの向上に向けた、国がすすめるコンビニ交付への参加検討のため、他の導入自治体の状況調査等を行いました。 ○中村区役所の改築について、平成27年度には改築検討基礎調査を実施し、平成28年度には区民意見の聴取を行うとともに、改築基本構想策定調査を実施し、移転候補地を選定しました。	
2	広聴活動の実施
○コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」を運営し、平成 28 年度には 61,675 件の利用がありました。平成 28 年度に市民相談として、市民相談室、16 区の地域力推進室で受け付けた市民の声は 6,294 件であり、弁護士による法律相談が 7,716 件ありました。 ○平成 28 年度には、集会広聴として 16 団体と話し合いを行い、調査広聴として市政世論調査を 1 回、市政アンケートを 5 回、ネット・モニターアンケートを 10 回実施しました。	

3 ICT 活用による利便性の高いサービスの実現

- イベントの申し込みなどを行う電子申請システムを運営し、80,290 件の利用がありました。また、新たな情報提供ツールであるソーシャルメディアを 103 アカウントまで拡充し、市政などの情報発信を行いました。
- 利用者の声を反映したシステム改善や利用拡充に向けた啓発を行うなど、市民サービスの向上をはかりました。

■今後の課題および取り組み方針

- 中村区役所の改築については、基本計画等をふまえ、事業者を公募・選定し、設計・建設に着手します。
- 電子申請やソーシャルメディアなど ICT を活用したサービスの利用向上をはかるため、引き続き、市民が利用しやすいシステムへの改善を行うとともに、利用部署の増加やサービス提供数の拡充に向けた啓発を行うなど、より多くのサービスを市民に提供できるようつとめていきます。

■関連する個別計画

- ・区のあり方基本方針 ・第 2 次情報化プラン

施策 4 2

市民への情報発信・情報公開をすすめます

めざす姿

市政に関する情報が市民にわかりやすく提供され、十分に公開されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が一部改正され、平成 29 年 5 月に施行されたことから、個人情報保護条例等の一部を改正し、施行しています。
- スマートフォン・タブレットの普及がすすみ、SNS による広報や動画と広報紙などの既存媒体とを連携させる技術を活用するなど、スマートフォン・タブレット向けの情報発信を行う自治体が増えてきています。
- 行政不服審査法が平成 28 年 4 月に施行されたことから、情報公開条例および個人情報保護条例の一部を改正し、同年同月から施行しています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	28 年度 実 績 値	目 標 値		進ちよく 状 況
				30 年度	40 年度	
1	市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	49.9% (25 年度)	54.3%	55%	60%	A
2	情報公開率	98.3% (25 年度)	99.4%	99%	99%	A
3	広報なごや全体の印象「わかりやすい」と思う市民の割合	67.4% (25 年度)	64.4%	70%	70%	D

■これまでの取り組み

1	情報提供、情報公開の推進
○市民情報センターでは、市政に関連する情報提供を行うとともに、市民からの市政情報の相談にも対応し、平成 28 年度の利用者数は 73,035 人でした。 ○情報公開制度の着実な運用により、平成 28 年度は 4,114 件の公開請求に対して情報公開（一部公開を含む）を行い、その公開率は 99.4%となりました。	
2	伝わる広報の推進
○伝わる広報の推進をはかるため、重点的に広報する事業を設定し、広報なごや、市政広報テレビ・ラジオ番組、市公式ウェブサイトなどの各種広報媒体の特性を生かした組み合わせをするなど、効果的な広報につとめました。 ○広報モニターの意見などを参考に、広報なごやについては、記事のカテゴリーを追加するなど、より見やすくわかりやすい紙面づくりにつとめました。また、市政広報テレビ番組については、構成を見直して施策の紹介時間を長くするなど、番組内容の改善につとめました。 ○平成 27 年 10 月に市公式ウェブサイトのトップページのリニューアルを行い、サイト内検索窓を画面中央に配置したほか、28 年度からトップページに表示する「よく利用されるキーワード」を定期的に更新するなど、必要な情報を探しやすくする改善につとめました。	

○個人情報保護制度を適切に運用するとともに市民の個人情報の保護を推進しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市民の市政への参加をすすめ、民主的で公正かつ透明性の高い市政を推進するため、市民情報センターにおいて市政情報の提供や行政文書の公開をすすめるとともに、本市が保有する個人情報の保護および管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保するようつとめていきます。
- ライフスタイルが多様化し、情報を得る媒体も多様化する中で、より多くの市民に対し、必要な市政情報を伝えていくためには、メディアミックスの考え方から、それぞれの広報媒体の持つ特性を生かした、より効果的な広報につとめていきます。

施策 4 3

地域主体のまちづくりをすすめます

めざす姿

多様な主体が地域において地域のことを、自ら考え、行動している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 26 年 5 月に地方自治法が改正されたことを受け、区の分掌する事務を条例に規定（平成 28 年 4 月施行）するとともに、区民の区政への参画を推進し、住民自治の強化をはかるため、平成 28 年度より全区で区民会議を実施しています。
- 区にゆかりのある人や区民の区のまちづくりへの想いを活かす「区まちづくり基金」が平成 28 年 4 月に創設され、区の特性に応じたまちづくりに寄附金を活用していくことが可能となりました。
- 平成 29 年 3 月に「区のあり方基本方針」を策定し、地域の課題解決や区の特性に応じたまちづくりに住民とともに取り組むため、区役所が「住民に身近な総合行政機関」となることをめざしています。
- 地域まちづくりに取り組むまちづくり団体が増加傾向にあり、活動内容の幅も広がっています。それにともない、まちづくり団体の取り組みの実情に沿った支援の必要性が高まっています。
- 現在市内に主たる事務所のある NPO 法人数は 900 団体を超え、その活躍の場が広がりを見せるとともにまちづくりを担う力が育ってきています。
- 空家等対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行されたこととない「名古屋市空家等対策の推進に関する条例」等の規程を整備し、平成 27 年 11 月に施行しました。空家等対策の方針、方向性を明確化し、空家等対策をより効果的・効率的に推進していくために、「名古屋市空家等対策計画」を平成 29 年 12 月に策定しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28 年度実績値	目標値		進ちょく状況
				30 年度	40 年度	
1	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	30.5% (25 年度)	32.2%	40%	60%	C
2	地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合	25.7% (25 年度)	28%	30%	35%	B
3	市内に主たる事務所を有する NPO 法人数	853 団体 (25 年度)	920 団体	1,000 団体	1,270 団体	B

■これまでの取り組み

1	住民が主体となったまちづくりの推進
○新しい住民自治の仕組みについては、地域委員会の新たなモデル実施の検証結果や市民フォーラムでの意見等に基づく幅広い検討の結果、多様な主体が連携した地域主体の取り組みをめざすものとし、その実現に向け、「地域コミュニティ活性化の推進」の一環としてまちづくりに関する知識や経験を有するコミュニティサポーター（地域コミュニティ活性化支援員）を平成28年度に設置しました。 ○266の学区連絡協議会等地域団体に対し地域活動への補助金を交付しました。 ○地域コミュニティの活性化をはかるため、団体運営に関する講習会を開催するなど地域活動への支援を行うとともに、市民の地域活動への参加のきっかけづくりとして講演会を開催したほか、平成26年度に実施した地域活動やコミュニティセンターの現況調査結果に基づき、地域コミュニティ活性化の検討のため、有識者等による懇談会や市民ワークショップを平成27年度に実施しました。	
2	地域のまちづくりへの支援
○名古屋都市センターにおいて、平成28年度は、まちづくりに関する企画展22件・講演会等22件、まちづくりびと養成講座8件を実施し、地域主体のまちづくりを推進しました。 ○地域まちづくりサポート制度として、平成28年度までにアドバイザーを累計100回派遣し、助成金も累計28団体に交付しました。また、重点地域支援として、平成28年度までに団体設立の支援を累計10団体、構想作成の支援を累計13団体、構想実践の支援を累計3団体に対して行いました。さらに、平成28年度まで地域まちづくりの推進に向けた制度拡充の検討を行い、地域まちづくり推進要綱の策定および地域まちづくりサポート制度要綱の改正に至り、平成29年度より運用を始めました。	
3	市民活動の活性化
○住民の自主的な地域活動の拠点とするため、コミュニティセンターの整備を順次すすめるとともに、地域住民により組織された公共的団体を指定管理者として自主管理・自主運営を行いました。 ○ボランティア・NPO活動の促進のため、市民活動推進センターを運営し、平成28年度は101,502人の来館があり、6,509件の相談・情報提供を行いました。また、講座・イベント等を計44回実施しました。 ○NPO法人の所轄庁事務においては、平成28年度は新たに40件のNPO法人を認証、6件のNPO法人を認定した結果、市内に主たる事務所を有するNPO法人数は920（うち所管NPO法人数は845）、所管認定NPO法人数は19（数値はいずれも平成29年3月末時点）となりました。 ○住民の学習・スポーツをはじめ、地域コミュニティにおける活動の場として市立の小学校の施設を27校、高校の施設を1校開放しました。中学校111校の体育館・運動場等の施設について、学校教育に支障のない範囲内で地域に開放し、市民のスポーツ・レクリエーション等の場所として活用をはかりました。また、「PTA指導者研究集会」「PTA活動研究大会」や「市地域女性団体研究協議大会」の中で、地域活動の活性化を促す事例発表等を実施し、PTAおよび女性会の活動を支援しました。	
4	区の総合行政機能の強化によるまちづくり・魅力づくりの推進
○各区役所において住民のニーズを的確に把握し、「区の特性に応じたまちづくり」を主体的にすすめました。 ○名古屋市空家等対策の推進に関する条例および空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等の適切な管理を推進するため、必要な指導や支援等を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 地域のつながりの希薄化などによる地域コミュニティの機能低下が指摘されているほか、地域のコミュニティ活動の拠点として整備されているコミュニティセンターは、整備開始から 30 年以上が経過しているため、地域活動やコミュニティセンターにかかる現況調査結果およびそれをふまえた検討に基づき、地域活動支援やコミュニティセンターの持続可能な管理運営など、今後も地域コミュニティのさらなる活性化に取り組んでいきます。
- 名古屋都市センターのまちづくり事業を推進するため、引き続き市の広報メディア等を活用して市民・まちづくり団体への周知につとめます。
- 平成 29 年度より新たに施行した地域まちづくり推進要綱に基づき、地域まちづくりに取り組む団体の登録・認定といった位置づけをしており、成長に応じた適切な助成支援および資金面以外の支援が可能となりました。今後はこれらの制度の活用を促進することで、市内各地における地域まちづくりを推進していきます。
- ボランティア・NPO に関する情報発信や相談の受付、交流イベントの開催などを通じて、より多くの市民がボランティア・NPO 活動に参加する機会を提供していきます。
- NPO 法人の設立認証や認定を行うほか、法人の設立や運営の相談などの支援を引き続きすすめていきます。
- 今後についても引き続き、小学校の施設 27 校、中学校の施設 111 校および高校の施設 1 校を地域に開放していきます。
- PTA・女性会など地域の団体との連携を一層強化するとともに、地域活動を促進していくことにより、地域のつながりを深めます。
- 区まちづくり基金への寄附も活用し、区の事務分掌に掲げる「区の特性に応じたまちづくり」に取り組むなど、区役所が「住民に身近な総合行政機関」となることをめざしていきます。
- 少子化・高齢化の進行などにより人口減少が想定される中、空家等の増加が見込まれるため、「空家等対策計画」に基づき、空家等対策を総合的・計画的にすすめていきます。

■関連する個別計画

・ 区のあり方基本方針 ・ 市民活動促進基本方針 ・ 都市計画マスタープラン ・ 空家等対策計画

施策 4 4	公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用をすすめます
めざす姿	公共施設(市民利用施設・道路など)の計画的な維持更新によって、市民へ安心・安全で適切なサービスが提供されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○平成26年7月に施行された国土交通省令により、橋りょうや横断歩道橋をはじめとした道路構造物について、5年に1回の近接目視による点検が義務化され、点検・診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを確立した計画的な維持管理を着実に実施することが求められています。
○不利用土地や未利用土地については、画地の形状や立地面で比較的条件のよい土地の売り払いがすすんでおり、そうでない土地のPRや適切な維持管理が課題となっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	28年度実績値	目標値		進捗状況
				30年度	40年度	
1	公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	25.3% (25年度)	20.3%	17.2%	13.4%	A
2	市設建築物の応急保全実施済み項目の割合	37.9% (25年度)	82.6%	100%	100%	A
3	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合	27% (25年度)	51%	70%	100%	B

■これまでの取り組み

1	施設の長寿命化と保有資産の有効活用
○「アセットマネジメント推進プラン」に基づき、施設の長寿命化に向け、おおむね築40年以上の市設建築物の構造体耐久性調査の結果等をもとに、リニューアル・セミリニューアル改修に取り組んだほか、施設の安全性や運営に重大な支障を及ぼすことがないように、応急保全として引き続き外壁改修や空調設備の更新などを実施しました。 ○民間からの相談や提案をもとに保有資産の有効活用を拡大・推進することで、財源確保につとめました。 ○ネーミングライツの導入拡大につとめ、平成30年4月から2件のネーミングライツ導入を決定した結果、平成26年度以降の新規導入件数が5件となりました。 ○橋りょうの維持・補修として、予防保全型の補修を実施しました。 ○車道舗装の補修、街路灯をはじめとする道路附属物等の更新・補修を実施しました。 ○平成28年度までに、ポンプ施設の更新・整備57か所、排水路の調査185km、改良19.1km、修繕806か所を実施しました。 ○平成28年度に公園遊具（鋼製）の更新266基を実施し、平成26年度から平成28年度までに902基を実施しました。 ○公共事業用地の代替地等の処分として、保有資産の有効活用のため、事業関係者に提供の見込みのなくなった代替地について一般競争入札を実施するなど積極的に売却をすすめ財源化につとめました。 ○平成28年度は、公共土木施設の有効活用として、新たに歩道橋ネーミングライツパートナー事業の契約（23橋）、街路灯パートナー事業の協定（25基）を締結し、平成28年度末時点においてそれぞれ85橋の契約、187基の協定締結となりました。また、道路施設への広告添加（1件）を実施しました。	

- 民間活力の導入をはかるため、「名城公園（北園）営業施設等事業提案」による事業者を選定し、平成 29 年度に開業しました。
- 久屋大通公園希望の広場で「にぎわい広場社会実験」を実施し、公園パートナーによるにぎわい創出の取り組みを行うとともに、平成 28 年度は「スポンサー花壇」の実施公園を拡大し、新たに「街路樹・街路花壇パートナー」制度を開始するなど、市民や企業が参画しやすい環境整備に取り組んできました。また、平成 29 年度は「まごころ遊具」および「なごやかベンチ」の寄附メニューを追加したほか、「なごやかベンチ」についても寄附対象公園を全区に拡大しました。
- 平成28年度は学校の大規模改造を5万㎡実施しました。また、リニューアル改修のモデル実施の学校について検証を行いました。
- 平成28年7月に緑図書館がリニューアル開館しました。

2 保有資産量の適正化

- 「市設建築物再編整備の方針」（平成 27 年 9 月策定）に基づく保有資産量の適正化に向けた取り組みとして、再編整備のモデル事業について、アセットマネジメント推進委員会における承認を経て、地域への説明を開始し事業化に向けた調整を行うなど、事業をすすめました。

■今後の課題および取り組み方針

- 保有資産の有効活用に関しては、規模が大きい、市場ニーズのある施設等については徐々に活用がすすんでいますが、今後は中小規模の施設へのネーミングライツや広告事業などの導入促進に向けて、各施設の特徴を明示するなど積極的な PR につとめます。
- 事業関係者に提供する見込みのなくなった公共事業用地の代替地等の処分については、入札に際して、過去に実施した入札の参加者や入札物件の周辺住民に対して、個別に入札案内書を配布するなど情報提供につとめ、財源の確保をはかります。
- 公共土木施設について、引き続き確実な施設点検をはじめ計画的・効率的な維持管理による長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化をすすめます。
- 工事入札における不調・不落が発生しているため、工事の発注が集中しないように、年間を通して発注ができるよう平準化を検討していきます。
- 公園経営の推進では、寄附に対する市民や企業の参画が伸び悩んでいる状況にあるため、新たな寄附事業のメニューを増やすなど、市民や企業が参画しやすい環境整備に取り組めます。
- 平成 29 年 8 月に策定した学校施設の長中期的な整備計画である「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」に基づき、学校の保全改修およびリニューアル改修をすすめます。
- 今後の人口減少社会を見据え、「市設建築物再編整備の方針」に基づき、施設の廃止・縮小も含めて保有資産量の適正化に向け、再編整備のモデル事業の計画と実施、施設総量の削減に向けた中長期計画の策定、またアセットマネジメントを全庁横断的に推進するための体制の整備に取り組めます。
- 将来の再編整備等に係る施設整備費の財源として活用するため、平成 30 年度にアセットマネジメント基金を設置し、アセットマネジメントの取り組みをすすめます。

■関連する個別計画

- ・アセットマネジメント基本方針 ・アセットマネジメント推進プラン ・市設建築物再編整備の方針
- ・公園経営基本方針 ・公園経営事業展開プラン ・公共土木施設維持管理計画
- ・学校施設リフレッシュプラン